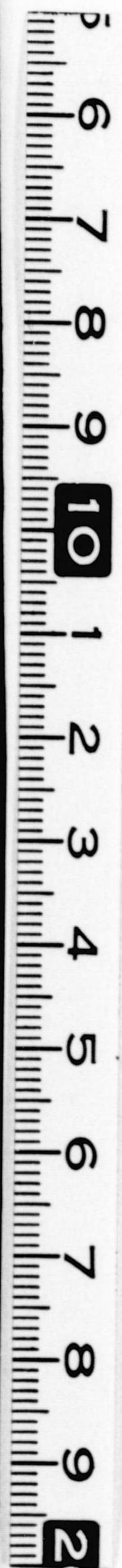
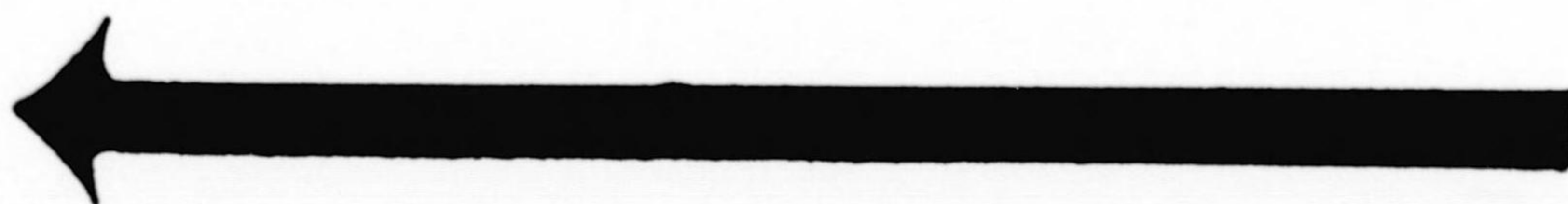


217.7
Sub 748
(t2)



始



工 4H 28

防長回天史

第四編
上
五

樞密顧問官帝國學院會員正三位勳等文學博士子爵末松謙澄著

217.7
Sub 74b
(t2)



286300

防長回天史第四編上

目次

文久元治記

第一章	堺町門變後の大勢……………	一
第二章	堺町門變後の毛利氏(其一)……………	二六
第三章	堺町門變後の毛利氏(其二)……………	三四
第四章	堺町門變後の毛利氏(其三)……………	九一
第五章	堺町門變後の毛利氏(其四)……………	一〇三
第六章	堺町門變後の毛利氏(其五)……………	一四一
第七章	堺町門變後の毛利氏(其六)……………	一六四
第八章	元治元年春期の大勢……………	一七七
第九章	元治元年春期の毛利氏……………	二〇〇

第十章 元治元年夏期の大勢……………二四二

第十一章 元治元年夏期の毛利氏……………二九六

第十二章 元治元年の秋初（其一）……………三五三

第十三章 元治元年の秋初（其二）……………三九〇

第十四章 甲子七月十九日の變……………四一〇

防長回天史 第四編上 正誤表

頁數	行數	誤	正
八	九	相聞候	相聞候
二〇	五	塔じて	塔じて
二五	六	求を	求む
二五	七	む得て	を得て
三五	九	問も無之	問も無之
三八	一	常關	當關
四三	一	干	于
四八	七	微臣之聲	微臣之聲
五三	一	依願	依頼
五五	二	於にて	に於て
六五	一	内藏太	長嶺内藏太
六五	一	政務長に擧げら	政務役に擧げられ
七三	一〇	退るゝ	退るゝ
八〇	一	師模様	御模様
八〇	一二	懇祈	懇祈
八一	一二	よりて来る	より来る

八九	九	講議	講義
九〇	三	寶祥	寶祚
一〇三	一二	奉む	奉む
一〇八	一	御兩殿儀	御兩殿様
一一二	一二	重疊	重疊
一一四	二	候可様有取計	候様可有取計
一一九	一〇	命して	削除
一三〇	八	衰を盛以て	衰盛を以て
一三六	七	註 神代直入	註 神代直人
一四〇	一	註 教觀坊	註 教觀坊
一四五	七	註 延引村	註 延行村
一五七	九	乗風雨	乗風雨
一六五	一	するに至らず	するに至らず
一七四	六	所勞	所勞
一七五	二	註 通知せし二十日	註 通知せしは二十日
一八三	三	豈料んや	豈料んや
一八五	一	仰	抑
一九七	八	竟あり	意あり
二〇〇	九	水戸	筑前

二〇〇	九	因州の	因州等の
二〇七	一一	不宜	不宜
二一〇	一二	山田市之丞	山田市之允
二一二	一一	之れは加ふるに	之れに加ふるに
二二七	一三	御賞典	御賞典
二二九	八	此議	此儀
二三〇	二	此に相違	些相違
二四六	一一	三月朔	是れより先き三月朔
二四八	六	不可限十日	不可過十日
二六二	一三	朝廷	朝廷
二六八	九	劍聖相摩	劍聖相摩
二七〇	五	稱しを	稱して
二七三	四	廻書のりしも	廻書ありしも
二八一	五	(石山右兵衛)	(石山右兵衛)
二八五	一	益勵しく	益勵しく
三一七	一一	御承な知から	御承知ながら
三二二	一三	御儀	御儀
三二四	一	(註) 明治三年	明治四年
三三四	一三	趙	翰

三三六	六(註)	不幸者	不幸者
三三八	九	とても存詰	と而已存詰
三三九	七	照々たる事	昭々たる事
三六〇	一二	越後授け	越後に授け
三六六	二	思召之程奉存候	思召之程奉存候
三八一	三	鎮靜	鎮靜
三八二	七	多田	松田
三八三	一三	屯集	屯集
四〇五	三	動候條様之儀	動候様之儀
四〇八	一〇	此段は	此段は
四〇九	一	被之不意も	彼之不意も
四二四	四	却く	却く
四二四	八(註)	新藏	新藤
四二七	三	分て一と爲し	分て二と爲し
四三〇	四	乞焉	乞丐

防長回天史第四編上

子爵 末松謙澄 著

文久元治記

第一章 堺町門變後の大勢

京都の状態○長藩に關する諸侯の連疏○公卿の黜陟○七卿逮捕の令○酒井雅樂頭の上京○横濱鎖港談判○大和及び但馬の義舉○薩越等の入京○一橋慶喜の上京○將軍上洛の準備○江戸城炎上○永井主水正の東下○公武合體論○列侯の上洛勸告○根來井原入京事件○筑前世子の周旋○二條城の會合○一橋以下朝議參豫の命○將軍の西上○遣歐使節の派遣○生麥事件の終局
 文久三年八月十八日堺町門事變の後ち長藩三條以下の七卿を藩地に奉じ諸有志亦京地を去るや公武合體派勢を得て京都の形勢遽に一變せしも公卿中仍意を三

條一派に傾くるもの尠ならず會薩二藩京都の雄鎮たりと雖ども諸侯中因備等數藩は寧ろ長藩を壯として甘んじて二藩の下風に立たず而して志士の尙京都に殘留するもの往々矯激の文を洛中に散し以て人心を鼓舞し大和には中山忠光の兵を擧て攘夷親征の先驅を呼號するあり海内の趨勢未だ其孰れに歸するを知らず十八日の變後朝廷直ちに令を下して浪士の公卿に入説するを禁じ各藩邸吏の公卿の家に入る者の數を限り其他の出入を遏め而して翌十九日には攘夷の奏功を幕府に促かし尋て又同一の趣旨を諸藩に令し幕命を待たずして以て事に従はしむ

(幕府への沙汰)

去六月二十九日攘夷期限等之儀不都合之次第非一候に付以小栗長門守御沙汰之所數日否之御答不申上に付幸七月二十四日松平式部大輔出府之便伺天氣登京之砌前件御催促被仰付候處今以因循打過如何之儀思召候迅速可奏掃攘之成功嚴重御沙汰之事

(二十五日諸藩への沙汰)

今般行幸暫御延引被仰出候得共於攘夷者早々可遂成功累年之叡念候依之勤王の諸藩不待幕府之示命速に可有掃攘之由叡慮被仰下候事
二十一日守護職松平肥後守に勅して三條以下七卿の還京を長藩に促さしむと云ふ其文に曰く(會藩の記録に據る)

春來彼是違叡慮候上攘夷御親征之期未及到來候得共何れ御親征可有に付爲御祈願大和國行幸可被爲在叡慮之處御親征機會今日を不可被過旁行幸於大和國軍議可被爲在旨屢遮て及言上矯叡旨候段不容易次第に思召候依之御取調可被爲在に付被止參内候得共押て參上難計且暴論之徒引率推參有之候而者及紛亂候故九門固被仰付候尙又於長藩も士氣壯烈に過候より踈暴論の輩も可有之哉難計不被得止事堺町門御固被免候事に候然る處長藩追々引退候節三條中納言以下堂上七人同伴及他國候段不憚朝威甚如何に思召候間下行堂上早速歸京候様長門宰相父子へ可被仰付之事

勅文中にも士氣壯烈に過ぎ已を得ずして守衛を免すとあり當時京都の人心概ね皆長藩の爲す所を義とし上下擧つて其壯烈を欽慕したる状を察するに足る二十三日因州備前上杉の三侯阿州の世子と與に勅問に答へ連疏して長藩寛典七卿宥免の事を請へり其要に以爲らく長藩親征の建議事疎暴に近きの嫌あるも亦攘夷勅意の透徹を力むるに急なるの致す所且つ居常勤王の正義を唱ふる長藩にして一時の建言疎暴に涉るの故を以て之れを嚴譴に付せん乎言路爲めに塞かり朝廷に利ならざるものなきを保せず三條卿以下の西下亦叡慮の貫徹を冀ふに過ぎず誠忠固より疑ふへきなし速に闕下に召致するに若かざるなりと二十四日朝議廣幡徳大寺長谷三卿の議奏を免し豊岡東園滋野井橋本萬里小路烏丸諸卿に差控を命じ三條以下七卿の官位を褫奪す關白鷹司亦自から責を引き職を辭せんことを請ふ聽されず後ち遂に在職差控を命ぜらる而して正親町柳原廣橋の三卿議奏と爲る傳奏故の如し二十六日朝廷在京諸侯を召して物を賜ひ以て堺町門の變禁闕守衛の勞を慰し更に宸翰を下さる當時世に之を反く覆の繪旨と謂ふ曰く

是迄は彼是真偽不分明之儀有之候得共去十八日以後申出候儀は眞實之朕存意に候間此邊諸藩一同心得違無之様之事 八月二十六日

既にして京都の狀態稍、鎮靜に歸す晦日長藩に命じて支藩并に岩國の行動を匡さしめ長藩士の九門内出入を禁じ十八日以後九門を鎖したりしが二十四日に至り諸藩の警衛を解き之れを平常に復し獨り長藩士の出入を禁せしなり大膳大夫父子の上京を停め上書一通を却下し邸吏數人の外悉く藩士の歸國を命ぜり時に大和の擧兵未だ鎮靜せず偶、流言あり曰く長藩竊に之と相應じ藩士大坂邸に潜伏して事を謀り將に金剛山に據りて大和の擧を援けんとすと京都之れが爲めに戒嚴す故を以て九月三日朝廷七卿逮捕の命を守護職に下し四日大小二十四侯に命じて洛中を警衛せしむ同日大宰帥有栖川熾仁親王を以て勅使と爲し攘夷別勅使と稱す攘夷の勅を奉じて關東に赴かしむ松平備前守隨員たり備前守は水戸一橋等と同胞たるの故を以て之れを辭し内海要衝の警衛に任じ以て其罪を償はんと請ふ七日朝廷陽に諸藩の費用を省くを名とし其親兵を廢す薩土二藩二十五日の建言に基くなり然れども因州侯の如きは心竊に近日の朝旨に服せ

ず九月八日書を上りて時事を切言す謂へらく八月十八日前の勅命を以て眞の叡慮に非ずとするは人心の疑惑を招き志士の憤慨を買ひ賞罰を誤り向背を惑はすべし宜しく言路を開き情弊を撓め海内を一にして皇道を弘張すべし長薩二藩の勳功を以てして尙轉瞬の間賞罰處を異にする如きことあらば天下緘默言路の屏塞を來し朝憲遂に地に墜るに至らん國家方今の務攘夷より急なるはなし基本一たび立たば急噪過激の擧亦時として神速の奏功を助けざるに非ず小過を以て勳功を廢せず細過を捨て、長所を伸べ列藩をして適從する所を知らしめ以て正氣の挫折を防ぐべし大和一揆の如き固より法禁の違犯たるべきも其志勤王に出づ勅命を以て事理を諭し徐に後命を待たしむるに如かずと當時朝議動もすれば統一を缺き而して長薩の間互に睽離背馳の狀あるを免れず因備等諸藩頗る之れを憂慮せり會、長藩陳情使根來上總入京を許されざるの事あり九月二十二日因州侯又書を朝廷に上り朝議の猥りに動かすべからざるを論し且つ長藩の爲めに辯疏す

(因州侯建言の要略)

抑近來人心之居合乍不及相考候處前日と違ひ益物議喧く深恐入奉存候尙此節道路之説にて承候得者長州家臣登坂仕候處入京御差留其後輕裝上京被差免又無間再被止候由右は全道路之虚説にも可有之候得共萬一似寄之儀共御座候得者朝議深遠之思召は下にては不得奉伺唯形に寄て浮説仕朝議容易に御變動被爲在候様申觸候ては臣子之分に於て實以恐入奉存候右長州家臣登坂之儀如何様の譯にて右等入京被差止候歟は不奉存候得共宰相父子赤心爲言上上京之趣にも相聞候はゞ入京被仰付得と存意御聞糺之上可然儀は御取揚不可然儀は御聞捨相成凡忠言誠議は御採用暴言疎論は御譴責被遊候様有之度奉存候宰相父子に於ては厚蒙朝恩譬左様無之共於神州之内無勿體も對天闕不臣之行可致者は毛頭無之況名義正敷於神州必御憂慮被爲在候には不及儀却て右等入京御差留と申様御座候ては群小之疑心より如何様之心得違之者出來不仕候共難計萬一輦下動搖を生じ候ては實以恐入儀奉存候兎角以寛大之聖慮公明正大之御所

置に相成假令此末萬々一不臣之者有之候共天威に畏懼慮に服し勅信奉感聖愛
奉慕仕皇國一統和睦に至候様被盡朝議候様不堪至願再應再願建白仕候

二十六日因備作の三侯阿津藝の三世子又書を朝廷に上り長藩の爲めに冤を訴ふ
薩賊會姦の稱有志間に行はれし
は蓋し此前後に始まれるが如し

(六藩の連疏)

微臣共一同是迄深蒙朝恩候身分にて心附候儀を不奉申上候ては不堪恐縮候に
付聊寸忠之程奉申上候右之趣意は去る十八日以來疎暴之處置有之毛利讃岐守
已下歸國被仰出之儀は元より疎暴所置無之とは難申候得共昨年來薩長之儀は
衆心勤王之基本相聞候儀は人心承知仕候儀に御座候に付二國和睦合心致候様
御所置無之ては自ら列藩嫌疑を懷き候に付薩長二藩に不限惣て列藩一致に無
之ては拒攘難相成實に御大事之御場合に付何卒其邊朝議を被盡長門宰相父子
之處は御用も被爲在候節は可被爲召と申様御沙汰被成下候は、微臣共も一列
之儀に付深難有畏入候此段可然執奏希入候以上

是より先き堺町門の變報江戸に達するや將軍上洛に意あり勝麟太郎大久保一翁
等上書して之を愆憑す幕議未だ決せず先づ酒井雅樂頭をして上京せしむ勝麟太
郎之れに隨ふ雅樂頭九月十一日を以て京都に入る此行天機伺候を以て名と爲す
と雖ども實は越の春嶽既に藩地を發するを聞き之と京都に相會し朝議一變の
機に乗じて鎖港の猶豫を請はんと欲するなり然れども其京都に入るに及び春嶽
未だ藩地を發せず尾張前大納言八月晦日を以て先づ京都に入り因備二侯に結て
力朝廷を動かし有栖川宮攘夷の勅を奉じて將さに東下せんとす京情斯の如し鎖
港猶豫の類固より進言の機に非ず是を以て十四日雅樂參内將軍の書を上るも一
事の進言する所なく十六日京都を發し倉皇江戸に歸る勝は留りて
兵庫に赴く此時に當り幕
閣も亦自ら未だ朝廷を動かして鎖港攘夷を緩くする能はざるを知り九月十四日
終に米蘭二公使を江戸築地操練所に招致し横濱鎖港の事を談ず閣老板倉周防守
牧野和泉守井上河内守若年寄外國奉行等之れに臨み一橋慶喜障を隔て、隣室に
聽き竹本甲斐守池田修理交渉委員たり然れども外人固より其提議に應せざるな

り尋て幕府更に英佛二公使の會見を求めしも米蘭二公使交渉の件と異なる所なくんば是れ駐在使臣の權限に於て奈何ともすべからずと謂ふを以て之れを辭せり當時幕府豫め其事の成らざるを知ると雖ども之れを以て一時を糊塗し辭を設けて以て朝廷に對する態度を繙縫せしなり其鎖港談判を開始するや幕閣之れを京都所司代松平肥後守に報じ更に傳奏に申達せしむ曰く

去十四日横濱滞在之亞墨利加人和蘭陀人へ横濱鎖港之談判取掛り候尙佛蘭西人英吉利人等へも追々談判候筈に候得共先此段達叡聞候様傳奏衆へ御達可被成候以上

九月

幕府の外使に交渉せし所は全般の鎖港に非らずして實は横濱貿易を以て長崎函館に移さんとするに過ぎず曾て小笠原圖書頭より列國使臣に交附したる鎖攘交渉書は之れを還附せしめ換るに横濱鎖港の議を以てしたるなり朝廷の幕府に命ずる所亦前日の如く嚴ならず十月七日攘夷勅使有栖川宮東下猶豫の令を見るに

至れり

(令文)

有 栖 川 宮

右爲攘夷別勅使關東下向之事被仰出候處九月十四日より於横濱鎖港談判取掛り候儀無相違と松平肥後守言上有之右に付暫く御猶豫の儀尾張大納言紀伊中納言願出候に付無餘儀暫く御猶豫被仰出候

尋て其十一日朝廷令して將軍と一橋との上洛を促がし更に列藩諸侯をして攘夷の事一に幕命に聞かしむ

(幕府への令文)

過日横濱鎖港取掛之旨言上に付委曲被聞食度之間一橋中納言可有登京仰出有之候得共尙又大樹にも被仰尋度被思召候に付引續早々上洛有之候様被遊度旨御沙汰候事

最過日御沙汰之通一橋中納言にも可有上洛事

(諸侯への令文)

此度於關東鎮港及談判候旨言上候攘夷之儀は惣て得幕府之指揮輕舉暴發之事無之様諸藩家來末々迄可被示聞候

曩には攘夷の事幕命に待つべからざるを令し今や反て幕命に聞くべきを令す形勢の一變せる見るべきなり然れども朝意固より鎮港の議を抛ちしに非らず是を以て更に幕府に令し將軍上洛の後と雖ども尙ほ其交渉を持續せしむ

(令文)

今度被仰尋度儀有之大樹上洛被仰出候留守中自然横濱鎮港談判相弛み候ては不宜思召候間可然者被致委任鎮港之儀精勤可有之候様被仰出候事

將軍上洛の事幕議尙紛々として遽に決せず先づ鎮港して上洛するを可とするあり上洛の後鎮港するを可とするあり前説は幕府有司の間に行はるゝものにして後説は一橋川越板倉等の唱ふる所なり此春將軍の上洛するや大に幕府の威嚴を損し其費の鉅多なる亦財政の困難を致せり今又將軍の上洛を見は幕費堪ふべからず鎮港後上洛を可とするの説主として此に在り而して亦最も勢力を有せりと云ふ

大和の義舉は堺町門事變と相前後して起り九月を以て終れり初め八月中旬中山侍從忠光浪士數十人を率ゐて京都を脱し舟行大坂に下り海に泛て堺浦に出で陸行河内に入り十七日觀心寺に詣て村上天皇の陵及び楠公首墳を拜し始て勤王の旗を擧げ大和に入て五條代官鈴木源内を斬り二十日十津川に入り二十一日天之川村天ノ辻に據り大に十津川郷士を募り二十六日高取城を攻め克たずして退く京都守護職松平肥後守之れを聞き命を附近の諸侯に下し兵を出して之れを伐たしむ會、忠光等京都の形勢一變するを聞き遂に其兵を四散し天之川を脱し草行露宿九月二十七日を以て大坂に着し長藩邸に入り遂に西奔す志士藤本津之助吉村寅太郎松本謙三郎等皆此役に斃る大和の義舉と相踵ぎ筑前浪士平野次郎薩藩浪士美玉三平長藩土河上彌一時に南八郎と變名等澤卿を奉じて兵を但馬生野に擧ぐ蓋し大和の兵と相應せんとして而して未だ其敗れたるを知らざるなり既にし

て百事齟齬して成らず澤卿身を以て免れ河上美玉等之れに死し平野等捕はる而も草莽の志士兵を思ふもの次第に多し

案ずるに生野義舉は文久二年銀山幕領の人北垣晋太郎等農兵を地方に募り北海防衛に充んとせしに起因す當時膳所藩浪士本多素行虚無僧と爲り其地に在り最も與て力あり翌文久三年春北垣上京して西村敬藏藤本鐵石松本謙三郎等と謀る所あり又山岡鐵太郎清川八郎に謀る板倉閣老に建議する所あり尋て又銀山代官川上猪太郎に説く所あり五月に至り美玉三平來て地方に潜伏す伏見寺田屋變後脱藩亦北垣等募兵の謀に與る既にして北垣復た上京し久坂玄瑞眞木和泉等と謀り募兵の議を學習院に上る時に長藩馬關に於て攘夷實行の舉あり北垣美玉相伴て馬關に來り高杉晋作林半七等に會見し攘夷砲撃を目撃し留まること二十日六月二十日北垣美玉は河上彌一松尾甲之進等と共に船を同くして大坂に向ふ河上等は姉小路卿横死の變を聞き急に入京を企てしなり八月朔北垣美玉京に入り久坂玄瑞寺島忠三郎眞木和泉等に依り募兵建議の遂行を朝紳に

促す朝議將に幕府をして命を代官川上に下さしめんとす會、幕府既に之れを代官川上に内示す北垣乃ち但馬に歸り美玉は京に留る北垣は地方の舊族にして族類頗る多し是に至り相應じて募兵に従事し氣勢大に振ふ居ること未だ幾くならず美玉遽に京都より下り堺町門の變報を傳ふ會、代官川上は大和舉兵の報に接し生野亦或は緩急あらんことを慮り本多中島等を招き謀を問はんとす北垣本多等は其機に乗じ川上に説き令を地方に下し一年にして二千の農兵を編成せんとし本多中島二人即夜川上の家に赴き募兵の急を説き川上をして安じて其事を行はしむ蓋し生野農兵募集の舉は志士の意中と幕府に建議する所と表裏必らずしも符合せず其川上と謀る所亦必らずしも實を告げず而して川上亦頗る膽識あり心寧ろ攘夷に傾く是れ其本多等の議を容れし所以にして亦旁ら自ら守衛に備へんとせしもの、如し既にして北垣再び入京して上國の事情を視察し長藩邸に至り村田次郎三郎杉山松助野村和作等と會見し勤王の師を興し大和義舉に應援するの急を語る和作の如きは竊に北垣に約するに但

馬に義舉せば死士軍器は京坂の長人より之れを送付せんことを以てす時に平野次郎既に舉兵の意を以て京を去り但馬に赴く北垣乃ち田中軍太郎西村哲三と共に但馬に歸り平野美玉中島等と謀り遂に舉兵の議を中島の家を決す實に九月十九日なり是に於て乎衆議七卿の一を迎へて之れを總督に戴かんとし平野北垣二人去て長州に赴き美玉は大坂に赴き同志を糾合し田中軍太郎進藤俊一郎今の原六郎等は京都に入り志士を嚮導し并に軍器輸送の事に任せしむ其二十八日平野北垣三田尻に着し眞木和泉轟武平山田十郎佐々木男也等に會見し七卿に謁し平野は即夜山口に赴き藩公に謁す七卿聞て意爲に動き其一人密に脱して但馬に赴くに決す澤卿奮て其任に當り他卿は故らに與り知らざるものゝ如くし十月二日澤卿遂に平野等と共に招賢閣を脱出し東上の舟に上る河上彌一長野熊之進等二十餘人之れに隨ふ八月一行飾磨港より上陸す時に京都に於ては大和の義舉既に敗れ且つ京坂潜伏の長藩士亦皆國に歸らざるを得ざるに至れり松田正人野村和作等乃ち相議して但馬舉兵の未だ成すべからざるを悟り舉兵を止め澤卿をして因州に避けしめんと欲し進藤俊一郎をして之れを道に報ぜしむ松田は久く京都因州邸に在り重きを有志の間に爲す故を以て北垣等舉兵の計畫の如き亦其意見を受くること多きを以てなり澤卿一行飾磨に於て報に接せしも騎虎の勢既に已むべからず其十日遂に生野に入り代官廳に入り令を四方に傳へ農民を召集して兵に充つ又使を近藩に遣はし之れに告げしめて曰く卿の生野に滞るは三條中納言以下諸卿と毛利父子との冤を朝廷に分疏せんが爲めに上京せんとし先づ家臣を京都に遣はし時情を問はしめ姑く留まりて報を待つなりと十二日農民來り歸する者多し十三日近國諸藩の兵來襲の警報頻りに至り澤卿近侍の士二三事の遂に成すべからざるを虞り竊に卿を誘て南海に奔る平野本多美玉北垣中島等事を以て本營に在らざりしもの之を覺り遽に本營に集議す或は曰く屠腹すべし或は曰く一たび散して再舉を謀るべしと議遂に後者に決す河上以下十餘人は山口村の營に在り本營を距ること遠し因て人を遣はして其意を通じ路を丹波柏原領に取り攝州に遁れし

む河上等聽かずして翌曉に至る會、本營既に散す幕吏勢を得農民を驅り將さ
に河上等の營を襲はんとし四面銃を放て進む川上等皆屠腹して死す本營より
遁るゝもの美玉中島等戦死し平野本多等捕へられ他僅に身を以て因州若くは
京坂に遁る

此時に當て長岡澄之助肥後世子十其弟良之助島津三郎同三日松平春嶽十八日伊達伊
豫守相踵で京都に入り而して尾張前大納言松平阿波守阿の世子共松平相模守十一
發松平備前守十三日松平紀伊守藝世子十は相前後して藩地に歸る京情の一變する
知るべきなり初め薩越等諸侯の相通じて上京を謀るもの實に八月十八日以前に
在り而して堺町門の變遽に之れが動機と爲り連りに列侯の上洛を見るに至れり
是より先き八月十九日近衛公は薩藩土奈良原幸五郎を歸國せしめ島津三郎に告るに十八日の變を以て
し之れを促すに上京を以てす春嶽容堂等亦交一書を以て三郎の上京を懇慫し九州諸藩亦勸誘する所あ
り此に於て三郎は九月十二日を以て鹿兒島を發し十月三日京都に着し二本松の邸に入れり越の春嶽は
諸侯に卒先して上京せんと欲したりしも曩に逼塞の命を受け其後幕府は之れを免じたりと雖とも朝廷
未だ之れを赦免せざるを以て入京を許されず此に於て十月三日謝罪の書を朝廷に上り而も獨り山内
り六日漸く勅免を蒙り十三日福井を發し十八日京都に着し東本願寺の學林に入れり
容堂未だ至らず春嶽乃ち書を以て其上洛を促かし三郎亦使を遣はして之を懇慫

す容堂病と稱して出でず後十二月二十七日に至り始めて京都に入る而して九州
諸侯の相約するもの筑前久留米等亦皆京都に入れり既にして入京諸侯頻りに朝
幕の調和に勉め屢、相往來して事を議し亦書を關東に致して將軍并に一橋の上
洛を促せり然れども天下の氣運復た漸く變じ朝廷必ずしも悉く諸侯に聽かず幕
府亦悉く諸侯を信ぜず諸侯亦漸く形勢を觀望し自家の權勢を張らんとする者な
きに非ず蜚語紛々として京情騷然たり十一月十五日島津三郎書を上て時事を論
ず要は形勢の危急なるを説き朝廷の方針を確立して朝令暮改の弊を矯め列侯を
會して天下の公議を採り由て以て皇道挽回の大策を決定すべしと言ふにあり是
より先き十月二十六日一橋慶喜幕議を顧みず決然自から起ちて海路江戸を發し
十一月二日大坂に入る尋て幕府遂に將軍上洛の議を決し松平大和守酒井雅樂頭
水野和泉守有馬遠江守を以て隨行と爲し板倉周防守牧野備前守を以て留守と爲
し勝麟太郎を京攝より召還して以て軍艦を調へしめ更に諸侯の軍艦十餘隻を徵
發し別に楊子江號英商より價十四萬を購入して將軍の乘艦と爲し準備既に成る

偶、十一月十五日江戸城炎上す上洛の事殆んど之が爲めに廢せられんとす報京都に達す松平春嶽松平伊豫守島津三郎松平肥後守等急に相謀り町奉行永井主水正を關東に遣はし江戸城炎上の故を以て將軍上洛を廢するなからんことを請はしめんとし更に會越宇各藩士を選抜して之れに隨はしむ主水正乃ち大坂に慶喜に謁し軍艦順動丸に塔じて江戸に赴き二十六日將軍に田安邸に謁し在京列侯の意を傳へ上洛の議を上る將軍閣老と謀り上洛の議を決し翌十二月下旬を以て期と爲し終之れを公布す二十六日一橋慶喜大坂より京都に入り東本願寺に館す十二月六日朝廷諸侯を二條右大臣の邸に會し將軍上洛を促すの議あり時に將軍上洛に決せるの報既に至れるを以て列侯請て朝命を再びするを止め十日列侯連署して書を閣老に致し二條邸會合の狀を内報し以て更に將軍の上洛を促す是より先き此年九月長藩陳情使根來上總歎願書を携へて大坂に至り京に入らんと請ふ九月十三日留守居を以て申請す朝議從者の數を殺きて之れを許さんとし命既に發す十五而して議遽に動き先づ其命を撤回す正親町三條卿の如き心竊に朝議の一定せざるを慨し

病と稱して閉居するに至れり既にして竟に入京を許さざるに決し十七願意は藩邸留守居之れを聽取し以て朝廷に申報すべしと命じ且つ重て毛利讚岐守吉川監物以下の查覈を促す因備等諸侯の上疏中長藩の爲めに言ふ所蓋し此等の事を以て朝議酷に過ぐと爲すに出づるなり尋て朝廷又長藩人の多く京邸に留るを禁じ以て有志者の竊に公卿諸侯に遊説するを防ぎ且つ屢、諸侯に命して滯京者を減し以て諸藩の志士をして潜伏の餘地なからしめんとし京坂間飛使往來と雖ども關符を用ひしむるに至れり十一月に至り長藩老臣井原主計更に根來に代りて上坂し京に入て大膳大夫父子より上る所の查點書を上り且つ父子の爲めに陳情する所あらんと請ふ朝議尙入京を許さず邸吏をして查點書を收受し朝廷に進致せしめんとす主計肯せず伏見に到り命を待つ是に於て一橋越前宇和島會津等更に擬議する所あり會人最も其入京を不可とし固く取て動かざりしと云ふ十二月に及び僅に禁中執奏所屬の人に附するに所司代下僚を以てし之れをして井原に伏見に會して文書を收受せしむるに決し其十一日勸修寺家雜掌所司代公用人と伏

見に赴て井原に接す井原遂に毛利氏父子陳情の書を交付し仍入京口陳を請て已まず十三日朝廷乃ち更に諸侯に諮ふ十六日諸侯之れに歸國を命すべきを答申す井原死を決して入京を請ふ諸侯の議尙ほ入京を非とす唯、少しく前議を變じ二十一日に至り勸修寺右少辨藤森に赴き井原を稻荷社祠官の家に招き其言はんと欲する所を言はしむ所司代下僚亦席に列す井原乃ち毛利氏父子の爲めに其冤を訴ふ而も言辭簡にして絶て干犯の状なし朝紳諸侯反て意外の想を爲せり始め長藩并に七卿處置に關し諸侯の間議論なきに非ず筑前世子松平下野守上京の途長州を過ぎて其依囑を受け十月十九日京都に入り頻りに七卿召還の議を唱へ若し然らずんば姑く坂地に置くべきを言ひ更に老臣黒田山城守を薩邸に遣はし島津三郎に説かしめて曰く薩長の間軋轢あり而して七卿と中川宮と相和せず是れ今日之最も憂ふべきものなり長人は七卿を以て正義と爲し中川宮は之れを以て姦邪と爲す若し七卿を坂地に召し中川宮と相和するを得しめば薩長の軋轢亦自から解けん」と三郎未だ其説に服せず而して越肥等の諸侯亦相議し七卿を畿内に入

る、は再び紛擾を招くの基と爲し姑く此議を舍き一橋の上京を待て處斷するに決せり而して一橋の未だ上京せざるに井原既に大坂に至り一橋の纒に京に入るや井原既に伏見に至る當時朝廷諸侯と未だ長州處分一定の議あるにあらず遂に僅に其文書を收受し口陳を藤森に聞き而して之に歸藩を命ぜしなり根來井原の事仍別章に詳なり十二月二十五日一橋慶喜列侯を二條城に會す松平春嶽松平肥後守松平下野守長岡兄弟等之に列す島津伊達の二侯事を以て會せず議する所は武家を議奏に加んとするに在り事島津氏の提議に係る衆議議奏と爲すの妥當ならざるを以て別に好名稱を選ぶべきに決す一旦參謀の稱に決せしも仍不妥當と尋て各藩臣僚を後日に至り參謀の稱を用ひたり議に與らしむるの説を提出するものあり然れども其事たるや急激の改革たるを以て止む當時列侯皆朝議に與らんことを欲す朝紳は之れを喜ばず事あるに當り召して意見を徴すれば足れりとせり薩藩等聽かず頻りに中川宮に説き周旋甚だ力む晦日に至り朝廷遂に一橋慶喜松平春嶽松平容堂松平肥後守松平伊豫守に命じ朝議に參豫せしむ諸侯此に於て公然朝議に參するを得たり獨り島津三郎雄藩

の實權を握り現に諸侯と國事を相議すと雖ども官位なきの故を以て未だ此命あらざりしなり同日二條右大臣陞て左大臣と爲り關白内覽を命ぜられ徳大寺内大臣進で右大臣と爲り近衛左大將右大臣に昇任す初め將軍の海路上洛の途に上らんとするや有司議して曰く將軍海路を以て行き警衛陸路を以て上らば將軍の大坂に着する衛士未だ達せず何を以て不測の變に備へんと因て有馬遠江守をして先づ翔鶴順動朝陽の三艦を牽ゐて以て大坂に至らしむ既にして在京諸侯上洛を促すの書到る將軍遂に十二月二十七日を以て江戸城を發し軍艦に駕し上洛の途に就く

此時期に於ける外交の如何を顧るに曩きに將軍上洛の故を以て鎖港の事を廢弛すべからざるの朝命あるや幕府は之れを各國政府に交渉せしめんとし兼て竊に程ヶ谷佛人虐殺九月二日及び馬關外船砲擊本年五月を陳謝するの命を啣ましめ十一月二十八日池田駿河守河津伊豆守河田貫之助を以て使節と爲し歐洲に遣はす或は佛國の愆愆に出づと云ふ幾くもなく使節一行三十餘人十二月二十七日佛國軍

艦ルモニユ號に乗じ横濱を發して上海に向ひ更に同國郵船に轉乘して西向す生麥事件は之れに先て漸く其局を結べり曩きに英軍の大擧して再び鹿兒島を襲はんとするや幕府慰諭して其期を緩め九月十六日之れを江戸薩邸に報ず薩藩固より再戰の不利なるを知れり故を以て其月二十八日藩臣岩下佐次右衛門重野厚之丞藩命を帯びて横濱に赴き幕府外交吏員を介して英公使に會し條件の讓歩を求むるを公使應ぜず是に於て十一月朔遂に其要求に従ひ償金を賠ひ實は幕府の金を借用す尙行害者む得て英吏と面あたり之れを死刑に處すべきを約して事漸く終はる之れに加ふるに薩藩は更に交誼を英國に重ねんと欲し軍艦購入の斡旋を英公使に囑托せり

第二章 堺町門變後の毛利氏 (其一)

京都引退

七卿長藩士の京都引退○七卿義舉の檄○兵庫乗船○益田右衛門介等の進退
○吉川監物の歸邑○監物より朝廷へ上報○七卿の三田尻着船○毛利讃岐守
以下の歸國

文久三年八月十八日堺町門の變あり翌十九日毛利讃岐守吉川監物益田右衛門介
等兵二千餘を率る三條卿以下七卿を護し京都大佛を發して國に歸る時に風雨連
日一行雨を衝て伏見郡山芥川西宮を経て二十一日午時兵庫に到る十九日夜七卿讃岐守右衛門介等は芥川に宿し監物は郡山に宿す二十日夜西宮に宿するの豫定なりしに同夜津山藩主松平三河守同地に宿せしを以て讃岐守と監物とは進て兵庫に抵り七卿右衛門介等は尙西宮に滞宿し二十一日午時兵庫に着初め讃岐守等の大佛を去るや以爲らく幕府若し追撃の舉に出ん乎海路は兵庫明石の砲臺あり通過反て難からん陸路は沿道諸藩の邀撃に過ぎず其兵力は知るべきのみ之れを撃破する難からずと因て山陽道を取るに決す既にして兵庫に着

するに及び前議を變じ海路を取るに決す

七卿の兵庫に着するや湊川を過ぎて楠公の墓に詣す會、肥後藩士官部鼎藏御親兵の一人は軍資を募らんが爲めに三條卿の命を銜み十九日伏見より京都に赴き翌日大坂に到り此日兵庫に着し七卿に楠公墓前に會す七卿是に於て義兵を擧ぐるの檄を草し尋て鼎藏をして先づ阿波に赴かしむ此檄文は三條卿船中に在りて官部に付し二十四日蜂須賀侯の老臣蜂須賀駿河に德島慈光寺に會し二十五日檄文并に三條卿の直書を駿河に授く蜂須賀家に在りては當時世子淡路守京都に在り未だ京都の情勢を詳にせざるを以て答ふる所多くは要領を得ず官部は九月四日德島を發し土佐の國境を窺ひ豫州小松藩に至り略四國の情勢を探り十四日今治より乗船して十五日藝州玖波港に着して陸行し十八日三田尻に着し七卿に復命すと云ふ

中興之大業向成之所奸賊狂妄奉惱宸襟候事不堪憤激一同西國へ罷下擧義兵候
順逆者顯然に付有志之者一旦長州へ馳集候様可致仍て如件

文久三年八月

(七 卿 連 署)

國々有志之者へ

時に因州侯松平相摸守慶京都に在り此日其臣河田左久馬を益田右衛門介が兵庫

の旅館に遣り以て其好意を致す

岩國藩記に曰く御本家役人方旅宿へ因州侯京都御留守役河田左久馬と申者今日被差越候由右之趣は折角是迄勤王攘夷之儀被仰合何も御依頼被成候處長州には此度不慮之御様子とは乍申斯難面御引取被成候儀は如何に候哉乍此上於正義は何處迄も御相談致し度との趣被仰越候由候事

又宗藩記録中に一書あり月日氏名を缺くと雖ども蓋し因州侯の書なり曰く秋冷相募申候得共彌御安全被成御座珍重思召候然者今般京都表不容易形勢に立至於貴藩は兼々叡慮御遵奉幕議御隨順之儀は過日被仰越候次第も有之候處御守衛之御人數却て御引拂之由如何之御事態に候哉右御見舞旁以使者被仰進候同日有栖川宮よりも亦其諸太夫の名を以て書を益田右衛門介に賜ひ之れを慰諭

此書何時益田に達せしや詳ならず益田の答書は歸國後に發せしものなり

(有栖川宮諸太夫の書)

以飛札得御意候秋冷之砌御座候處愈御堅勝珍重不斜奉存候然者今般襲劫朝廷

叡慮彌以不貫徹成行候形勢殆悲歎無限殘念之至りに候就ては貴藩各御引退御下國有之候條逐一敬承何共歎息不少候於此方固正義尊奉之旨趣深厚之事に候何分郭中之籠居同然無詮方送日候乍併聊因循之端も不見申方今之時勢歎鋪次第に候尤貴藩とは往來不外御懇切中に候得共佞家之探索甚敷候に付無據乍心外御無音打過申候此旨可然御取斗其筋内々御達置可被下候右御頼迄得御意度如斯に御座候恐々謹言

八月念一日

前川大宰大監

茂

行

栗洋駿河守

義

風

益田 彈正 様

(益田の答書)

御懇書辱致拜誦候冷寒日増候得共益以御堅固被成御座恭喜之至奉存候如尊諭

今般襲劫朝廷叡慮彌以不貫徹成行候形勢實以痛惻之至忠憤之極無限殘懷御同
 様之儀御座候就ては尊殿御正義御尊奉之御旨趣御深厚之御事にて候得共爾來
 郭中之籠居御同然にて無詮方御消光被爲成候段御心中之程奉察不堪仰慕悲泣
 罷在候弊藩素より御奉公振不行届故此度之變にも可立至候節角朝綱將張之時
 にあたり不得仰見天日之餘光之仕合幾應も残念之至りに御座候乍爾時運不可
 如何尊殿にも佞家探索甚敷御様子に御座候得者表方之御嫌疑御用捨は無致方
 候得共弊藩區々誠忠之心底日夜心馳闕下候に付所謂千里も咫尺之場合有之竊
 に承り候得ば尊殿御東下之御様子如何之御用筋に被爲在候哉不詳候得共當節
 之儀片時も御膝下被爲離候は不御爲事と乍憚御案思申上候定て風説體不足信
 候得共如何様之姦策被行候哉も難測此段は御洞察被爲在度奉存候孰れ皇運御
 再昌之時無之ては不相叶事に付奉至其時候は、弊藩にも洗冤之道も有之べく
 就ては拙者事も參殿申上心事委可得御面述候書不盡意先は御答迄如是御座候
 恐惶謹言

益田右衛門介

尙以季候難定爲皇國御自重奉祈候以上

栗津駿河守様

前川大宰大監様

同日午後より夜に至るまで一行悉く船に上る益田右衛門介獨り止りて發せず同
 夜監物を其船に訪ふて訣別し中村九郎桂小五郎久坂義助來島又兵衛佐々木男也
 寺島忠三郎等十餘人と京坂に留り以て其情勢を窺ふ

岩國藩記に曰く暮過御本家當役益田右衛門介儀御本船罷出申上候趣は此度不
 慮之御大變より朝廷向御不首尾相成實以不被爲濟御儀於私共も無此上苦心仕
 候次第に御座候就ては何卒粉骨碎身仕釋冤之手段を遂げ御父子様以前之如く
 御上京相成候様不仕置ては何共歸國難仕候に付行懸りにては再び拜尊顔候様
 にも有之間敷右に付爲御暇乞參上仕候段御相授仕引取候事

二十二日諸船前後兵庫を發す吉川家の諸船は二十四日夕備後絲崎に着し老臣宮

庄主水の出で迎ふるに會す乃ち安達彌太郎をして朝廷に上る申報書を齎らして
上京せしめ尾形石より迎船小鷹丸に轉乘し二十五日夕麻里布港に着し其夜岩國
に入る彌太郎は京都に入り横道八郎次と議し二十九日書を朝廷に上る其文に曰
く

吉川監物儀御當地引拂之趣は一應御届申上候通に御座候去十八日非常之形勢
付ては人數召連闕下迄爲御伺罷出候處以之外人心沸騰候に付取鎮仕度色々周
旋仕候内鎮撫之奉蒙勅諭毛利讃岐守申談大佛迄引取申候處諸家之人數入交總
體之人氣不穩京都御守衛被仰付置候身柄には御座候得共一先在所引取不申て
は乍恐輦轂之下に於て萬々一異變出來候ては彌以難濟寄奉存松平大膳大
夫家來一同引取兵庫より海上防州近海迄罷下候趣申越候此段御届申上候以
上

吉川監物家來

横道八郎次

七卿以下は二十三日夜備後鞆に着し諸藩の志士水野丹後久留米藩士淵上謙藏同土方楠

左衛門土佐藩士清岡半四郎同上をして藝州に赴かしむ檄文を授けて義學を説かしむる

なり四人二十五日を以て廣島に着し藩士數人と會談し二十六日三條卿の直書を淺野侯に呈す淺野家

は未だ京都の事情を詳にせざるを以て他日回報すべきと答へ土方は二十八日廣島を發し九月初

日三田尻に着し諸卿に復命す他の三士亦尋て三田尻に着す同夜深更諸卿鞆を發し二十四日午後藝州八幡浦に泊

し諸卿夜窺に上陸し三原城下を觀る二十五日朝拔錨午後廣島に達す諸卿又窺に上陸して砲臺を觀岩頭に小酌す風急に起るを

以て直に廣島を發す二十六日午後四條三條西壬生錦小路四卿の船二番先づ三田

尻に着す監察使正親町少將出で之を埠頭に迎へ四卿は少將の水干衣を借り東裝馬に乗れり其旅館大觀樓

に入る二十七日午後三條卿の船一番東久世澤二卿の船三番相踵で到る是に於て

七卿皆大觀樓に留る毛利讃岐守等も亦諸卿と前後して三田尻に着す讃岐守は二十七日を以て山

口に到り公に謁し事情を報告す益田右衛門介は京坂に留り其情勢を窺ふも恢復の効遠に希ふべか

らず此に於て九月初大坂を發し六日七卿に三田尻に謁し山口に歸る

第三章 堺町門變後の毛利氏 (其二)

藩内の形勢

中禰一之丞一行の遭難○朝陽丸の始末○公父子上京の朝命○京都變報の到達○幕府への答書○七卿送還の議○七卿の三田尻着○根來上總の上京○藩内の戒嚴○第二回俗論黨の沸騰と其鎮壓○麻田等三人の罷免と再任○奇兵隊一件○世子の歸萩○監察使正親町卿の筑前行○正親町卿の歸京と譴責○吉川監物の山口行○本藩と吉川家との交渉○奇兵隊の轉營○藩是の方針○三田尻山口の形勢○國典と洋學

文久三年八月二十三日堺町門の變報山口に達す是れより先き同月十九日世子馬關を發し翌二十日山口に歸る世子の馬關を發するの夕刺客あり幕使中禰一之丞の一行を小郡津市の旅館に襲ひ小人目付鈴木八五郎と一之丞の從者二人とを殺し八五郎の首を路傍に梟し榜して違勅の罪を責む蓋し八五郎を一之丞と誤認したるなり

小郡郡衙の手子多吉の報告書に曰く私儀中禰一之丞様御本陣へ御賄其外諸見合爲御用辨被差出置候處一人にては行届兼候事も可有之に付八月十九日夜より同役六郎茂三郎兩人被差出候處同夜御番所役内藤瀨兵衛殿にも御出勤相成格別爲變儀は無之哉と被申候彼是之内御本陣亭主外より罷歸内藤殿へ申入候趣は福田屋の御客より呼に参り候付罷越候所御武士と相見へ五人列座にて中禰様御寢所彼是と御問なされ候段申出候付何共不審之儀萬一右等之衆御本陣へ猥に罷越候様の儀有之候ては私共兩三人にて防止不得仕候に付其段御奉行所へ被仰談被下候様申入候處内藤殿直様御奉行所へ御出相成候處無間臺所口より御本陣亭主を呼出候者有之候に付亭主立出候處問も無之凡四五人位拔身を持亂入奥座敷へ馳通り申候何の防止仕候間合も無之兎角之内奥の方より生首を提駈出候に付六郎茂三郎跡を追馳出候處東津の方へ逃去餘程相隔間に合不申故不任心底直様御奉行所へ立歸前段之趣御届申上候處何某を殺害致候哉委細始末見届候様被仰聞候付御役人衆尙同役一同御本陣へ罷越六郎其外御座

敷へ通見候處屏風等も倒れ疵付の死骸も有之候間御座之間近く参りいづれも御出無之哉と六郎より聲高く申入候處御家來一人立出役人なるかと相尋候付私共は奉行所手代之者にて御座候段六郎より申入候内中禰様御立出誰か御重役之御方御出勤は無之かと御尋被成候付役人兩人罷出候段申候處直様御相對にて此餘の處警衛仕吳候様にとの御事にて諸事御役人衆差圖を受相勤申候云々報山口に達す藩政府嚴に令して刺客を索む一之丞は幸にして免れたりと雖ども朝陽丸の廻航を待たず急に退去を冀ふ藩政府輕舸を丸尾崎に躡し二十日夜之れに乗じ歸東の途に上らしむ既にして刺客復た之れを海上に追ひ襲ふ一行終に盡く舟中に斃る幕使旅館襲撃の事あるや藩政府急に使を江戸藩邸に馳せ書以て幕府に申報せしむ曰く

御使番中禰一之丞様御小人目付鈴木八五郎方共上下九人大膳大夫領内津市と申所へ御滞留之處去る十九日夜何者共不相知旅宿へ立入八五郎方并一之丞様從者二人を及殺害立去候付早速召捕方として方々手配申付置一之丞様には御

歸府御差急に付丸尾崎と申船場より飛船仕立同二十一日御出帆相成候左候て八五郎方死骸之儀は一之丞様御差圖に依て預置申候此段先御届申上置候様大膳大夫より申付越候

既にして又海上の變報あるや復た之れを幕府に申報せしむ曰く

御使番中根一之丞殿御小人目付鈴木八五郎私領内津市と申所へ滞留の處當八月十九日夜何者共不相知旅宿へ立入八五郎并一之丞殿從者二人を及殺害立去候に付早速召捕方手配申付一之丞殿には歸府被差急候付丸尾崎と申船場より出船相成其段者先達て御届仕置其後も嚴敷詮議申付候得共今以行衛相知不申候尙又一之丞殿乗船々頭末家毛利淡路守領内周防國佐波郡富海村之者にて御座候處船人共歸り不申追々諸港詮議をも申付候得共是亦行衛相知不申候彼是不任心底儀とは乍申何共今更申立方も無御座於私茂深く奉恐入候何分可然御聞濟被下候様奉願候依之申上候以上

幕艦朝陽丸は曩きに壯士等之れを抑留し遂に世子の親諭を蒙るに至れりと雖ど

も壯士等尙未だ全く服せず朝陽丸亦去らんと欲して去る能はざるなり九月三日
 に至り吉田稔磨命を受けて船中に赴き船員に面して當今の事情を説き回航して
 江戸に還るべきを諭し尋て辭を厚くして之れを放つ時に藩政府は頗る幕艦の處置に苦
 む稔磨麻田公輔に面し自ら往て之
 れを處理せんと請ふ公輔其氣膽才幹を愛して之れを遣る稔磨の朝陽艦に至るや紗帽を戴き綵欄戰袍を
 着し幕吏を見て卒然問ふて曰く江府頃日何の劇を演ず曰く赤穂四十七士の傳を演ず曰く觀者如何曰く
 磨集す稔磨色を正しくして曰く忠義の人を感ずる古今皆此の如し吾輩の爲す所も亦唯天朝に忠幕府に信
 ならんことを冀ふのみ他心あるにあらず因て大義を執り事情を辨晰すること頗る愷切を極む幕吏低頭
 敢て應ずるもの
 なかりしと云ふ

九月三日波多野金吾より政事堂への報告書に曰く幕艦一件追々得貴意置候吉
 田稔磨其御地差越何分御決議の處今一應被仰越候はゞ其筋取計可申段申越置
 候處右様の始末にては彼是往返手間取奇兵隊一統小郡迄引取之煩にも相成候
 付最前被仰越候通乗組人數引取之令沙汰今日赤木甲熊を以て幕吏乗組衆へ暫
 時借用御相授厚く申入させ明四日明後五日之間には常關出帆小郡迄稔磨乗組
 參り候筈に付浦觸をも差出置候得共尙又御騒動無之様申進置候出帆當日は諸
 臺場より祝砲空發仕筈に付是又砲聲其御地響候ても御氣遣被成間敷候

今や毛利氏は擅に幕使を殺したるの責を辭すべからず從者一人小郡より遁れて京都に
 至り小郡客館の變を報ず幕府は
中瀬は小郡にて他の諸人と共に
 暗殺せられたるものと誤認せり之れを救解するの策を講ぜざるべからず事既に重大
 ならずとせず而して未だ踵を回らずに及ばずして京都の飛報至れり是れより先
 き八月二十日小郡客館襲
 撃の翌日根來上總京都より急馳して山口に着し大和行幸の詔と
 公父子に上京を命ずるの勅とを傳ふ是に於て公世子と長府徳山二侯及び諸老臣
 を召して會議す二十二日終に世子上洛して大業を翼賛するの議を決せり而も焉
 ぞ知らん京都の形勢當時既に大に變せんとは翌二十三日近藤登一郎京都より急
 歸し十八日の變報を傳ふ上下驚惶して青天霹靂を聞くの思あり光景頓に一變せ
 ざるを得ず世子上京の議は變じて此變に應ずるの會議となれり

浦日記載する所議席の體裁は次の如し

近藤登一郎
 兼重讓藏

井原主水
中村誠一
中村文右衛門
渡邊伊兵衛
杉德輔
天野謙吉
山田宇右衛門
麻田公輔
宍戸九郎兵衛
毛利登人
前田孫右衛門
梨羽直衛

中村誠一
中村文右衛門
渡邊伊兵衛
杉德輔
天野謙吉
山田宇右衛門
麻田公輔
宍戸九郎兵衛
毛利登人
前田孫右衛門
梨羽直衛

中村誠一
中村文右衛門
渡邊伊兵衛
杉德輔
天野謙吉
山田宇右衛門
麻田公輔
宍戸九郎兵衛
毛利登人
前田孫右衛門
梨羽直衛

上山縫殿

井原主水

當時京邸より近藤に托して送致せし報告書に曰く

一中川王巨魁にて二條申合因州備前より夜中參内殿下初諸公卿參内を止め九門固め會津薩州より増人數差出通路不相成候之事

一堺町會薩之由外之門は不知畢竟因州昨夜斬姦より中川王へ逼り事起候哉に被相察候事

一東久世四條錦小路只今御邸御出之事

一上杉は參内無之由阿州も不詳

一此治り急には付き申間敷孰れ一戰と覺悟を極め申候

一殿様には矢張御上京被遊候て天朝御守衛此時之御事と奉存候事

右の外登一郎舌頭に讓候也

近藤未だ事變の原因を詳悉せずして急歸せしの故を以て其報ずる所事實の真相を誤るものありしと雖ども同日佐世八十郎佐々木次郎四郎亦京都より歸り報告

稍、詳なり翌二十四日再議して世子の上洛を延へ徐に形勢を觀察するに決す
上洛の準備は之れを廢せず出發に支障することなからしむ同日公書を幕府に致して中禰一之丞齋らし來る所の詰問書に答ふ曰く

先般私領内に於て異船及打拂候趣に付中禰一之丞殿被差下御封書を以て御尋之趣一應之御請書一之丞殿へ相渡候處尙又今度御尋之廉々へ當り取調之上別紙之通御答申上候間程能御聞取被成下候様奉願候

八月二十四日

松平大膳大夫

別紙

一去る五月十日夜亞船へ發砲致し剩へ翌朝に至り小倉領楠葉村之内石濱へも同様打込候事

此段外夷拒絕期限五月十日と御請相濟候段朝廷より被仰出候付兼て右期限よりは夷船と見受候はゞ不及應接打拂候様觸沙汰に及び置候依之出張之家來も十日の夜國柄不辨候へ共夷船と相定候付數發及砲擊翌朝込筒有之海上

へ向け致打放候處小倉領之内に落候由于後承候事

一外夷拒絕之儀談判決定不相成候以前襲來に無之船へ妄發等致候事

此段談判にては拒絕之驗不相立驗不相立は拒絕とは難申候談判は拒絕前に有之事と相考期限よりは必戰と心得居候且夷情難計通行襲來何れと差別可相立哉出張之面々兼て沙汰筋を守り一同奮發候て事に及候に付更に妄動とは相考不申候事

一去月十一日相達置候趣も有之候處猥に他領へ人數武器等持越候上不法之業に及候由都て御委任之公邊を不憚候始末朝廷へ對し奉り如何之心得に候哉廉々可申立候事

此段小倉應援無之故を以て戰勢を失ひ候付攘夷之叡旨立兼奉對朝廷深恐入候に付前廉及挨拶置候て人數差越候へば不法之所業とは一圓考へ不申候事

私國許に於て外國船砲擊に及候得共攘夷之儀は不容易事に付御全國之人心

一定不致候内妄動致候ては御國辱とも可相成筋に付先達て御内達之旨も有之候處最早兵端相開候上は穩便之取計難致趣申立候其節御達之趣も有之候得共尙今度京都へ被仰立候御旨も有之一體拒絶之儀は勅命に候得共策略は素より御委任相成候事故此上御應接之形勢に因り彌打拂可申段は改て御達可有之候間航海之異船へ猥に發砲等不致候様家來末々へ可申付旨御封書を以て被仰下奉承知候然處攘夷之叡慮御遵奉拒絶期限被仰出候節於私は偏に承順之心得を以外夷掃攘之儀國中へ及沙汰全以妄動とは心得不申候先年外寇事起り候節より幕府に於て叡慮御遵奉御國內人心一定仕候様御處置不被爲在候ては内亂を引起し且外國より申立候儘に被成置候ては古來未曾有之御國辱と存付種々申立候品も有之先般拒絶期限被仰出候節は皇國固有之義心御作興御國內人心乍恐叡慮之通一定仕候様御處置被爲在候事にて既に御策略御見込も有之愚見をも御取用被成下候筋にも可有之是時に於て國中之強弱を顧候ては義心一決之期無之候間期限を承順仕候心得に御座候然共今

度は被仰立候御旨も有之彌打拂之儀は改て御達可有之との御事に付ては此後御沙汰之趣を可奉待儀に候得共先達て申上候通於家來中も攘夷之御國是相立候様にと誠心を盡し粉骨碎身仕居候折柄此度御達之旨を申聞候ては叡慮之御旨に齟齬仕候付家來中疑惑を生じ動搖之基とも可相成其上追々御届申上候通國中へ外國襲來渠より砲撃に及候付此後とても領内通航之異船と砲撃戦闘は不得止事と奉存候當節從朝廷爲監察使正親町少將殿下向被仰付既に先日御届申上候通勅旨の御旨も被爲在候付今般御達之趣は朝廷へも可奉伺候間何卒御國內人心速に一定叡慮之通外夷を掃攘仕候様御處置被爲在度奉存候旁之趣聞召分被下候様奉願候

松平大膳大夫

小倉領へ人數立入候者共早々引拂候様申付候人數渡海仕候趣に付ては別紙を以て申上候旁之趣聞召届候様奉存候以上

八月二十四日

松平大膳大夫

是時に當て七卿將に藩士と俱に西下國に入らんとす公重臣と議して曰く京都の事情未だ明ならず而して藩議七卿を國に迎へ以て朝旨に逆ふの狀を馴致せば反て或は勤王の事業を阻害せん且七卿も亦其罪狀を重くするに至らん若かず之れを途に要し送還大坂の藩邸に留め以て我より其歸洛の允許を朝廷に請はんにはと遂に二十六日を以て根來上總飯田小右衛門井原主計をして送還の任に當らしめ又人を京都に遣り之れを朝廷に上報し更に在坂の益田右衛門介に通牒し且七卿を勸めて一たび上關に上陸せしむるの措置を爲す

(政府員の議案)

三條中納言殿其外公卿方御七人當分於岩國御留置之御都合に奉伺候得共尙又篤と遂評議候處被爲蒙御譴責候御身柄御國へ留置候筋は無之其上右御方々之御身分に取候ても人臣之御分難相立却て御罪狀を相重ね候譯に相當り候に付途中迄いづれぞ一人被差出右之次第篤と申上大坂迄御連登於御屋敷暫御留置此御方より御歸洛之儀御詫可被成に付朝命被成御待候様被仰付候ては如何可

有御座哉

(公より朝廷への届書)

此度三條中納言殿其外公卿方御七人私國元へ御連歸仕候段申上候由京都差登置候家來より申越候御譴責を被爲蒙候御身上之由承及國元へ御留置仕候段奉恐入御途中迄國元より家來差出理解申上御歸洛被成候様可仕旨申付候間此段先御届仕置候以上

根來飯田等命を奉じ即日山口を發し急に三田尻に赴き氏家彦十郎佐久間佐兵衛等に會し議する所あり而して其議未だ畢らず七卿の船已に着し復た之れを如何ともすること能はず根來等乃ち二十七日昧爽山口に歸る七卿送還の事遂に果さず二十七日公命じて書を朝廷に上らしめ此書は晦日に至り白根多助をして携持上坂せしむ暫く七卿を三田尻に留む佐久間佐兵衛赤川直次郎改名をして専ら接待の事を掌らしめ山口より藩士を遣はして旅館に警衛せしむ又別に醫師一人を附す佐兵衛は九月下旬上京を命せられ十月以降は佐世八十郎佐々木男也之れに代る七卿も亦朝廷に報するに西下の意攘夷に在る所以を言ふ

(公より朝廷への届書)

先達て御届申上候三條中納言殿其外御途中迄家來差出理解申上御歸洛被成候様取計申付候得共海上御下向にて既に國內へ御着岸御決心にて被成御滯度御様子に御座候得共乍此上御歸洛之儀精々御理解申上候て可有御座候付御差支之儀無御座候はゞ夫迄之處國許へ御留置仕候様被仰付被下度奉願候以上

八月

毛利 宰相

(七卿より朝廷への届書)

微臣之輩先日被停朝參候に附ては急度相慎可有之處攘夷之儀深被爲思食込候儀は親敷拜承仕候事に付外夷掃攘積年之叡慮貫徹仕度志願に付西國へ下向仕候此段宜預御沙汰候也

八月二十七日

(連 名)

傳 奏 御 中

吉川監物は二十五日を以て岩國に歸り書以て山口に報す二十七日公井原主計を岩國に遣り監物の勞を慰せしむ是時に當て京都の情勢漸く明かなり公乃ち根來

上總に命じ宍戸九郎兵衛と共に上京し歎願書を朝廷に上らしめ上總は二十九日夜山口を發し九月朔日岩國に至り歎願書呈出の事を監物に謀り其同意を得て上 副るに家臣連署の書を以てす歎す宍戸は即日發程し晦日七卿に謁して三田尻を發す

(公より上る歎願書)

今般夷狄御親征之儀未其御機會無之行幸暫御延引被仰出尙塚町御門御警衛被成御免候段被仰下謹て奉畏候然處私儀多年尊王攘夷に心を盡し追々叡感も被爲在監察使をも被差下奉感佩候不計も此度御警衛御用被差除候付ては叡慮之程如何可有御座候哉何共降心不仕深奉恐入候早速私上京仕赤心を以理解申上候筈に御座候得共異艦防禦方精々心配仕候に付先家來之者へ申合差登候に付是迄之通寸誠被思召出御憐察之程伏て奉歎願候以上

慶 親 恐 惶 謹 言

勸 修 寺 侍 從 殿

(家臣一同より上る歎願書)

宰相父子積年叡旨御貫徹不仕を憂何卒一日も早く叡旨御貫徹御國是御一定仕

候へかしと而已存詰去年來申合西馳東奔仕當春宰相事御暇相願歸國弊政改革武備一途に勵精長門守事は滯京大樹公御上洛相待皇威恢張夷狄拒絕之策獻言其後長門守儀歸國大樹公叡旨御請に相成候攘夷期限に至候ては夷艦掃攘に及び其後度々及戰爭候得共素より微力獨任敢果敷膺懲の實効不相立叡旨萬分の一も不奉酬深恐入候乍去此上は於幕府御正議彌相貫き列藩一致に相成神州舉て叡旨を遵奉仕於于此御貫徹可仕と奉存候處豈圖隣國小倉に於ては更に掃攘に不及而已ならず襲來致候節も彼地へ上陸致し或は彼方繫船は夷艦と鎖を結び長州へ向け數度及發砲候付諸藩より馬關へ向け來居候有志之面々憤懣に堪兼已に小倉へ向け違勅之罪を可糺との儀申張數千之人數及渡海候事も一度ならず前條之次第に付夷艦爲掃攘不得止彼海岸へ相渡候者無是非勢に候得共宰相父子漸々難忍を忍ばせ取押居候て只々叡旨御貫徹仕候様之御沙汰を只管奉待候處於幕府如何之御評議に御座候哉小倉へ向け掃攘之御催促無之却て對小倉爲長州近國諸侯方々援兵之御内意有之候由傳承仕國中之憤懣宰相父子の手

に任せぬ位の事にて父子共深く痛心仕實に叡旨之御貫徹不仕を慨歎仕居候叡旨御貫徹仕候様乍不及必死盡力仕候得ば因循之徒には相觸其を厭候ては叡旨御貫徹御國是御一定之目途無之不得止次第にて因循之徒よりは敵視せられ候共只々叡旨之難有を以て今日迄盡力仕居候處十八日以後之形勢にては姦人因循之徒よりは如何様無實之讒説を請候歟も難計全體御親征之儀臣道を以申上候時は天下之諸侯盡き果之上可奉建言筈に御座候得共兼て御親征御宸斷被遊候御事は昨年中山中納言殿より宰相父子奉承知神州之御武威御更張被爲遊度從來之叡旨奉伺候事にて是非神州一致叡旨を遵奉不仕ては不相叶然る處今日天下之形勢小倉を以て御覽被成候通神州一致と申目途無之乍然一致不仕候節は現然彼之術中に陥り神州之御大耻辱必然之御事に付不得止兼て御宸斷被爲在候御親征之御時節則此時と奉存候乍恐主上一度石清水へ行幸攘夷之御指揮被爲在候得ば神州之者一人として叡旨遵奉不仕者有之間敷至于此神州必一致可仕と奉存宰相父子只々御親征之御時を奉建言石清水迄之行幸奉歎願候事に

て此儀は殿下御存被遊候事と奉存候大樹公之御職分も屹度相立候御事と奉存候然處神州一致叡旨を遵奉仕度志願も却て分裂之端と相成國家身命を抛ち天恩萬分之一に奉報度寸誠も灰燼と相成今日之形勢に立至候段痛哭血泣に不堪奉存候實に於馬關も父を失ひ子を失ひ只管叡旨之難有を以數度及決戰候折柄纒咫尺之海を隔て夷艦と纜を結び或は上陸致させ薪水迄取候風聞一國之憤懣不容易上宰相父子千辛萬苦尊王攘夷之大義相立候様積年微忠を盡し殊に昨年難有も蒙天勅候以來は歸國以後も雨に浴し風に梳り未だ十日も一所に安居仕候事無之國中單騎同様に奔走叡旨之難有を謝し且及攘夷候心底只一朝之讒を以て不忠不義同様之疑を請候儀實に於臣子不忍至情神州之御爲深く奉恐入候に付宰相父子鎮撫可仕候得共君辱臣死之義を取行無餘儀爲神州深奉恐入候に付此段御憐察奉願候編者曰未文の處原書誤脱あるに似たり後證を待つ

又書を幕府に致して讚岐守監物等歸國の理由を申報す其文に曰く八月二十九日留守居遠藤太市郎内守へ届出づ

今般於京都從朝廷堺町御門御固め御免被仰出候攘夷之儀は彌御依願被思召候段以勅諭被仰聞候に付專國許海防盡力仕度奉存候に付毛利讚岐守并吉川監物を始詰居之家來共過る二十日歸國仕候段彼地詰居之者より申越候依之申上候以上

松平大膳大夫内

二十八日監物の使者神村孫太郎山口に來り監物病を以て來ること能はざるを謝し病癒ゆれば速に來り見ゆべきを告ぐ二十九日監物の使者近藤金平又來り翌月二日監物岩國を發して山口に來るべきを告ぐ二十九日遍く戒嚴の令を國中に布く長府清末は馬關に徳山は南海に岩國は小瀬川口に各出兵の準備を爲さしめ山口警衛を毛利筑前に赤間關應援を毛利能登に石州口警衛を益田右衛門介右衛門介不在なるを以て之を家臣に達す小郡船木邊警衛を福原越後に命じ其他毛利隱岐浦鞞負堅田健助等をして各其采邑附近の警衛に任せしむ

(長府清末へ達)

一當時勢柄非常之御手當無御疎儀には候得共此度京都之御様子有之候ては赤

間關之儀肝要之場所柄殊に外夷と戰爭之次第も有之候付急變之節速に御人數出張相成候様御手組相成候て可然候此段及御内達候

(徳山岩國への達も略、同じ)

(毛利筑前へ達)

此度京都之御様子に付ては何時急變出來も難計候處領分之儀は山口之御固肝要之儀に付嚴重に致手當速に三田尻へ出張相成候様人數器械等取調置候様此段内意被仰付候事但時宜に寄り候ては敵衝の地被差出候儀も可有之候付其心得に被罷居候様被仰付候事

(他諸家への達も略、同じ)

又諸役所に命し中間以下をして軍役に就かしむるの準備を爲し且つ山口市中の警衛を先手物頭に命す

(諸役所へ達)

此度京都之御様子にては何時急變出來も難計候其節は御中間之者孰も軍役被

召仕候に付諸役所付之者の儀一役所一兩人宛之外不殘引上可被召仕候に付役所々々於にて其手組仕置候様被仰付候事但異變之節は手子之者不相増候て不相濟役所も可有之に付其心得を以て手組可致置候事

(先手物頭へ達)

右山口表出張之節は長壽寺會所に被仰付候に付御場所相立市中警衛嚴重可被仰付候事但小郡口鯖山口千切にて持場有之面々は持場之儀別て嚴重に可被申付候事

藩内の警備は此に止らず是れより先き二十五日車臺砲を萩より山口に移し二十六日小瀬川口警衛を平賀木工に命じ二十八日更に采邑ある諸士を山口に召集し命ずるに出兵の準備を以てす

(二十五日の沙汰)

此度三田尻口切畑口小郡口其外嚴重御手當被仰付候に付數十挺之野戰砲御入用有之候間萩表御有合之車臺砲成丈け引揚山口御取寄被仰付候事

(二十五日の沙汰)

平 賀 木 工

右林光御關所被預置候處被差除此度京都より御注進の趣に付御國內動搖に可立至も難計に付小瀬川固め被仰付候事

(二十八日の沙汰)

知行所持非役老中若年寄中寄組中

右御用有之山口被召寄候付早々可被罷出候尤大小身とも不及供張隨分小人數乗切之心得にて罷出留守向之儀不怠武備相整一左右次第人數繰出候様被仰付候事

二十九日井上小太郎命を受けて小倉に赴き田ノ浦差發の成兵を撤回すべきことを告げ幾くもなく撤兵す

井上は先づ倉藩の應接者に對し長藩撤兵せば倉藩兵を出して之れに代らしめんことを提議したるなり今小太郎の復命書に據り應答の要領を記すれば左の

如し

倉 攘夷の議既に決す然れども田ノ浦は長兵の強て出成する所なれば我より交代を云々し難し

井 貴意を領す但攘夷既に決せば必らず適應の準備あるべし如何

倉 準備は固より之れあり

井 我れ撤兵せば兵を派せらるゝや

倉 前言の如く準備は即ち有り意ふに彼地は事に臨み之れを狭少にするの必要あるべし其機に臨まば照會することあるべし南北對岸相近し彼我親睦の要あり深く此意を諒せられんことを請ふ

井 歸て其意を老臣に報すべし撤兵に至らば書以て報すべし相當の吏員を派せられんことを請ふ

倉 貴意を了す

同日中川宇右衛門椋梨藤太村岡伊右衛門三宅忠藏等萩より山口に來りて公に謁

し京都の變に對する當局の罪を鳴し事を用ふる政務員を罷めんことを請ふ翌晦日壯士群を爲して萩より來り又嗷訴する所あり毛利登人前田孫右衛門麻田公輔の三人首として指斥せらる所謂第二回俗論の沸騰なり文久二年の沸騰に對して第二回と云ふ蓋し中川椋梨村岡三宅等は二十九日公に直訴し翌晦日壯士一群之れに附和して政事堂に迫り當局者と激論し毛利登人前田孫右衛門麻田公輔を刺さんとするの意を示せしより當局諸老臣は病と稱して退去し清水清太郎等僅に留りて周旋し世子出で之れを慰撫し夜を徹して曉に至り結局直ちに三人を罷免するを約して鎮靜に歸せしが如し而して陰然反對派の首謀たりし者は坪井九右衛門顧ふに去年政府を山口に移せしより萩は非役保守人士所謂俗論派の巢窟と爲り藩政府の鎮壓に由りて一時氣息を收めたりと雖ども不平の念愈甚しく今回の變を見るに及び益々當局の政策を非とし無謀にして藩國を危くするものと爲し毛利登人以下事を用ふる者を卻けて宿怨を報ぜんと欲し終に此に至れるが如し公亦事の已むべからざるを察し遂に九月朔を以て三人を卻け以て鎮靜を謀る

右御内用被成御聞候處御詮議の趣有之被差除候事
 麻田 公 輔
 同 人

右表番頭格被仰付候處被差除候事

(直目付) 毛 利 登 人
 (直目付) 前 田 孫右衛門

右同斷

當時の事情浦日記根來上總の手記并に藩記に由りて其詳を知るべし故に之れを左に摘録す

(浦日記九月二日の部)

過る二十九日中川宇右衛門椋梨藤太三宅忠藏當地罷出御前相願御政道筋不宜政府之面々所勤方中不束之趣申上候由にて晦日には稽古人數多人數罷出豪訴いたし御直目付前田孫右衛門毛利登人政府麻田公輔被差替候様相願當役中へも其段申込若願通不被仰付候時は覺悟有之段申候由兎角三人を刺も可致勢に相見へ候右に付七ツ時分三人被差替慎被仰付候段を以若殿様厚被遊御意執も

鎮靜いたし右に付ては恐入候由にて引取支配々々へ差控申出候との由に候甚以不容易儀出來御兩殿様御苦慮奉恐入候儀に御座候事

(根來上總の手記)

七卿方御下向の次第御届旁穴戸九郎兵衛被差添京都被差登御届書傳奏衆へ直に差出候様可致九郎兵衛は直様大坂被差登私は岩國立寄監物様委細申上候様被仰聞候處其節は萩より俗論黨多人數來り政事堂は大混亂當役中は病氣清水清太郎一人致心配候へども一時も早く登るべしとの事にて御政務座渡邊伊兵衛申には御道中用心金なりとも差出す可き筈なれども此大混亂御用心金は扱置御勘渡も拂方六ヶ敷と申候故此際一刻も早く御用筋取計度兼て少々の用意金あることに付其儀には不及と申捨直様御勘渡金も不受取致出足候云々

(藩記八月晦日の部)

先達てより爰元へ罷越候稽古人數百人餘も政事堂罷出今度京都御大變之次第逐一承度由申出候處何か落着に不及事も有之候か大議論を始め頻りに當役方

へ詰懸り夜半過迄も引取不申由

(同九月朔日の部)

昨夕稽古人數其外政事堂詰掛り今曉に及び候由世子君未明比御歸殿被爲在候由

公既に三人を卻け九月朔日玉木文之進を以て當役用談役と爲し五日杉徳輔上山縫殿を以て直目附と爲し六日兼重讓藏を以て政務役と爲す當役穴戸備前毛利筑前浦鞆負等責を引き職を辭す備前筑前は四日鞆負は十日に各辭表を提出せり公皆慰諭して留任せしむ

是より先き奇兵先鋒兩隊の軋轢未だ其善後の處分を了らず八月二十日世子馬關を發するの翌

日高杉晋作奇兵隊士と待罪書を上りて命を待てり制裁宜を得ずんば藩内の紛糾測るべからざるものあらんとす二十六日終に宮城彦輔に自裁を命じ祿を沒し

彦輔の辭世に曰く「ともかくも死にかく奇兵先鋒兩隊士奇兵隊總管高杉晋作先鋒隊稽古れぬぞ武士の誠を立る道にはありける」

掛桑原平八山縣箴等に戒飭する所あり彦輔の情狀特に憫諒すべきものあり且つ遺子正太郎を嗣しめ正太郎の姉亦孝心の故を以て銀三枚を賜ふ尋て藩議奇兵隊を解散せんとす蓋し亦俗論沸騰の影響に

源因せるに似たり命馬關に達す總奉行國司信濃等秘して發せず二十九日國司信濃の手元役波多野金吾書を麻田公輔に寄せ其不可を論ず以爲らく解散して不虞の變を招かんより之れをして小郡に轉駐せしむるに若かずと藩政府悟る所あり終に議を翻し晦日命を下して奇兵隊の營を小郡部内秋穂の邑に移さしむ其言辭は山口の地防長二州の根基にして藩公の在ます所防備の急敢て馬關に讓らず是を以て奇兵隊をして其要衝たる樵野川の海口一帶に屯せしむと云ふに在り九月三日總管高杉晋作先づ下僚を秋穂に遣り舍營の家屋を相せしめ其六日に至り隊兵悉く小郡に移り秋穂村泉藏坊信喜坊萬徳院遍照寺の四寺を以て營所と爲す萬徳院を本營と爲す時に正義派の諸士は毛利登人以下三人の免黜を見て激昂已ます進で之れが回復を謀り高杉晋作等最も力む局面遂に復た一變し九日左門嫡子飯田余之助小笠原太郎兵衛十日八谷藤太藤兵衛嫡子財滿新三郎兼常亘人長屋小次郎岡本吉之進石川祐助進藤吉兵衛内藤又右衛門赤川勘兵衛粟屋吉十郎丹治嫡子能美右門吉右衛門嫡子逼塞を命ぜらる結黨啓訴の罪に因るなり尋て毛利登人前田孫右衛門再び登庸せらる

麻田亦登庸に決せしも會脱藩して大坂に在りしを以て其歸るの日を待て其職に復す

毛利 登 人

右被成御意候其方事御心入を以御奥番頭格被仰付御直目付役座の御用取計被仰付候條可遂其節候此段可申聞旨候事 (九月十日)

同 人

右御直目附役座之御用取計被仰付候付諸事本役同様之心得を以て所勤被仰付候事 (九月十日)

前 田 孫 右 衛 門

右被成御意候其方事表番頭格被仰付當役中用談役被仰付候條可遂其節候段可申聞旨候事 (九月十三日)

麻 田 公 輔

右被成御意候其方事御心入を以表番頭格被仰付政事堂御内用被成御聞候條可

遂其節候此段可申聞旨候事 (十月五日)

六四

右御藏元役御政務座連名被仰付候事 (同上) 同人

同日高杉總管山口より令を下して奇兵隊士に訓告す其文に曰く

奇兵隊は兩君公厚き御倚賴を蒙り奉り尙近日若殿様御直御意の旨を承り候付ては一同實に身の置所も無之次第に候就ては一同厚相心得兩君公之御旨意奉戴し奉り御國御艱難之節は殉國之覺悟兼て相極置不申ては御倚賴を蒙り奉り候甲斐も有之間敷候依之攘夷御決定之御沙汰已下寫數章重て入御披見候兩君公皇國へ厚き御忠勤被遊候御苦勞之次第は今更申迄も無之候間銘々御心掛候て御旨意を體し可申儀に候然上は一身謹慎尤肝要にて聊浮氣疎暴其禮節を缺き非義非道之振舞は勿論無之筈に付不費婆言候

總管

奇兵隊各位足下

三士再任の事決するや高杉晋作内藏太櫓崎彌八郎相踵で政役務長に嶺擧げられ高杉は十日他は十五日晋作は未だ一家を爲さざるを以て雇として登用せらる尋て久坂義助政務役に任ぜられ京都に駐在し十九日大和彌八郎亦直目付に任ぜられ二十日新進氣銳の士多く要職に上れり是に於て保守派の畫策全く破れ進取派の政府益鞏固なり十二日世子萩に赴く清水清太郎保守派を鎮靜せんが爲めなり十三日世子明倫館に入り藩士の意見ある者は來り告ぐべきを命す其文に曰く

此度若殿様萩表被成御越候付萩居合諸士中氣付筋有之候はゞ來る十七日迄明倫館御殿罷出候様被仰付候事

十三日稽古人の山口に在る者をして萩に歸らしめ十四日令して在萩諸士の縦に山口に來往するを禁ず

(十三日の沙汰)

萩居合之諸士中猥に山口表罷越候由相聞候處峠越之儀は兼て御沙汰之趣も有之候事に付向後出足歸着とも夫々支配方へ申出候様被仰付候萬一屆捨又は屆

六五

無にして罷越候者於有之は急度可被及御沙汰候

(十四日の沙汰)

御詮議之趣有之劔槍七流師家并門弟中稽古として山口罷越候面々一先引取被仰付向後時々御人選を以可被差越候事

二十五日反對派の首謀者を處罰する各、差あり宣告は二十七日裁に於て施行せしが如し

(各通)

- 中川 宇右衛門
- 藤 椋 梨 太
- 村岡 伊右衛門
- 三 宅 忠 藏
- 小倉源五右衛門
- 井 上 兵 衛
- 山縣 與一兵衛

(各通)

右御聞込之趣有之身柄隠居被仰付外人相對被差留置候處尙又御聞込之趣有之

被處遠流候事
右御聞込之趣有之身柄隠居被仰付外人相對被差留置候處尙又御聞込之趣有之

内 藤 俊 衛

右御聞込の趣有之永く被處遠流候事

坪井 九右衛門

右御聞込之趣有之永く被處遠流候處尙又御聞込之趣有之於野山屋敷牢舎被仰付候事

後ち十月に至り罪案全く結了し坪井九右衛門に死を賜ひ其子坪井竹槌の祿を沒し流に處し仲庄之助に逼塞を命じ二十日桂波門木梨浪江佐伯源三郎を流に處す
坪井一族の宣告文は頗る當時の事を詳にす因て茲に掲ぐ坪井九右衛門は曩に罪あり榎家を嗣ぐ其後九右衛門は隠居より登庸せられて別に家を成す此宣告文に子の竹槌を本家とし父の九右衛門を末家としたるは之れが爲めなり

坪井 九右衛門

右當四月御聞込之趣有之永被處遠流羽島被差越候處先達て俗論蜂起結黨令嗽

訴候節九右衛門事於島萩表と書通往返仕候由相聞候に付尙又御聞込之筋を以
 此内於野山屋敷一應牢舎被仰付置右書通之顛末厚被遂御詮議候追々萩より密
 々之書通は不殘本家坪井竹槌取次せしめ候由且又五月上旬頃竹槌從兵庫歸着
 無間彼島罷越九右衛門へ令相對其後六月頃九右衛門妻竹槌妻母子同道にて彼
 島罷越令相對九月上旬頃九右衛門妻再度令渡海四五日も滯留之内右嗽訴に付
 竹槌窃に山口罷越内輪無人故令歸萩候由尤渡海之度々夜中令往來島人取扱候
 様相聞候然處遠島人扱方に付ては嚴重之御法有之候處竹槌并妻母子共犯御嚴
 禁島罷越候儀固より當人之不届は不及申候得共其根本を尋候得ば九右衛門差
 引無之ては右亂妨之所行にも至間敷剩右書通之趣に付ては時分彼是結黨嗽訴
 之令發頭候儀顯然之事に候然は九右衛門儀多年御政事をも取扱候身分として
 尊王攘夷之御大事切迫之御時勢を不憚右體企陰謀御政道の妨國家之邪魔せし
 め候段不届至極不謂事に候依之切腹被仰付候事
 但入牢之者之儀は於野山屋敷切腹被仰付候先例に付九右衛門儀先例通可申付

候

坪井竹槌

右末家坪井九右衛門儀御聞込之趣有之永く被處遠流候處萩より九右衛門へ往
 復之書通竹槌令取次尙從兵庫歸着當分自身羽島罷越九右衛門へ令相對其後妻
 及九右衛門妻をも度々島差越尙又御咎隠居内藤俊衛方へ密會し窃に山口表へ
 も罷越結黨嗽訴之令取扱候段連々御聞込有之廉々御大法相背不届之所行不謂
 次第に候依之永被處遠流知行沒收被仰付候事

竹槌嫡子 坪井權三郎

右竹槌儀御大法相背不届之所行不謂次第に付永く被處遠流候權三郎儀不存事
 には候得共父之科難遁候依之至十五歲候は侍を不立御城下遠慮可仕候尤出
 家に相成候儀は格別之事候事

坪井九右衛門妻

坪井竹槌妻

右御聞込之趣有之親類へ被成御預嚴重に始末被仰付候事

(以上十月二十八日の命)

是より先き七卿の三田尻に着するや八月二十八日佐久間佐兵衛其命を啗みて山口に來る時に世子既に公の旨を承け晦日を以て三田尻に赴き七卿を訪はんとす會、嗽訴の事起るを以て果さず九月二日眞木和泉正親町卿の使命を啣み山口に來りて公に謁し且つ勸るに上京を以てす會、藩政府恰も騷擾に際し吉川監物亦未だ至らざるを以て大事を決すべからず眞木は尙公の速に上京するを以て得策と爲すの建白書を上り直ちに三田尻に歸る三日公清水清太郎を三田尻に遣はし七卿を訪はしむ其辭令に七卿方御見舞并御歸洛之儀御理四日讚岐守公の意を承け山口より三田尻に赴き七卿を訪ひ監物の山口に來るを待ちて議決する所あるべきを告ぐ九日七卿官位褫奪の朝命至る四條卿への命は十八日に着せり因て各、其名を變じ三條西卿は知三條卿は實東久世卿は通壬生卿は修四條卿は歌錦小路卿は賴澤卿は宣と假稱せり同日七卿は公より贈る所の酒肴を以て重陽の宴を開き望闕の情を吟詠に寄せたりと云ふ此時に方り七卿は毛利氏に頼りて義兵

を擧げ朝廷の形勢を回復せんとす而して其家士と諸藩脱走の志士と多く帷幄に參し畫策する所あり一面毛利氏に迫りて速に事を擧げしめんとし一面諸藩に説きて應援せしめんとす因て會議所を其旅館に設け日に諸士と集議す後ち號して招賢閣と稱ふ十七日に至り更に眞木和泉宮部鼎藏轟武兵衛山田十郎土方楠左衛門の五人に命ずるに會議所詰を以てし二十二日に久留米藩水野丹後亦會議所詰を命ぜらる後河村能登も亦會議所詰を命ぜらる監察使正親町少將は此月三日を以て三田尻を發して筑前に赴く長藩士四十三人之れに従ふ少將齋らす所の朝命事前編を出づを筑前と肥前とに傳へ且つ京都の變あるを以て益、勤王の志氣を振興せんが爲めなりと云ふ少將は七卿にてより諸藩志士の懇懇に因り急に九州下向の議を決し朔日徳田隼人を山口に遣はし之れを公に語り此日を以て出發すと云ふ公乃ち之れを朝廷に上報す其文に曰く

(其一)

監察使正親町少將殿先達て以來領内三田尻御滞在之處今三日同所乗船海路九州被成御下向候此段御届申上候以上

(其二)

監察使正親町少將殿今般九州被成御下向候付家來之者四十三人陪從申付候此段御届申上候以上

翌四日監察使九州下向を止むるの命京都より達す八月二十二日京都所司代より留守居邸に下さる公桂正熊をして之れを齎らし少將を追はしむ其文に曰く

正親町少將長州下向夫より筑前肥前表にも可有下向旨被仰付置候處思召被爲在候付一先早々可有歸京旨被仰出候事

但追て爲御守衛人數五十人被差向候事

文中記する所警衛人員は前月二十三日既に正親町家の臣喜多村雅樂と共に京都を發せり別に喜多村の從者二人警衛人の從者九十三人なりと云ふ公楨村半九郎を始め佐久間佐兵衛命せられ後ち楨村に改む藝州二十日市に遣はし京都派遣の警衛人に會し暫く同驛に淹留して卿の歸途を待ち我藩の警衛と交替せんことを謀らしむ警衛の諸士乃ち皆同驛に駐る京都に照會して此の進退の命を待つ此の時方眞木和泉土方楠左衛門等相議して曰く正親町少將は朝命あるに拘はら

ず暫く筑前に滞在して同藩勤王の士氣を鼓舞するを上策とすと七卿其議を可とし土方等を筑前に遣り其意を少將に通ぜしむ會し少將は桂正熊の齎らせる朝命に接し已に黑崎を發し十一日三田尻問屋口に到る土方等其意を果たす能はず空く歸る東久世四條澤の三卿往きて之れに面し相議する所あり既にして少將の船三田尻を發し長藩護衛之れに隨ふ其廣島に至るや京都派遣の警衛代て少將を護し直ちに京都に歸る後ち幾くもなく少將七卿と相親むの故を以て差控を命ぜらる其文に曰く

監察使下向之砌於防州三田尻去る八月十八日脱走之輩數々同宿不憚朝威如何被思召心得違之儀屹度可被及御沙汰候處以御憐愍差控被仰出候事

吉川監物は期に逼るゝ二日此月四日岩國を發し二日岩國を發するの豫定なりしに四日を以て發せしは山口に嗽訴の事ありし爲めなら六日山口に着し氷上山眞光院に入る同日三條東久世二卿木村三郎池尻茂右衛門佐久間佐兵衛を從へ親ら山口に至り公を見んことを求む公病を以て之れを辭す日暮世子代て清水清太郎杉德輔等を從へ往きて二卿を其旅寓に訪ふ七日午

後二卿三田尻に歸る同日公世子と俱に監物を見る是れより先き清末侯讚岐守京都より歸て山口に在り屢、公と世子とに會見し商議する所あり此日公の監物を見る讚岐守亦席に列す公監物に諮ふに三事を以てす曰く義兵を擧るの可否如何曰く七卿の處置如何又周旋を廣島藩に託するの當否如何曰く目下の形勢に對する吉川氏の意見如何是れなり

八日日暮益田右衛門介京都より歸て山口に着し直ちに政事堂に赴き清水清太郎毛利筑前に面し睡で公に謁して上國の近狀を陳す九日午後公世子と復た監物を見る清末侯毛利筑前清水清太郎井原主計益田右衛門介等皆席に列す監物意見を陳し七卿の處置に關しては周旋を藝州に依頼するの可なるを説く十日監物清水清太郎杉徳輔を其旅館に招く清太郎は病を以て辭す監物徳輔に示すに意見の大綱三條を以てし其細目の處置は老臣の輔翼に在るを告ぐ曩日の諮問に答ふるなり當時監物は果の議を盡せし乎杉等に示せし所は如何なりし乎其議今得て詳にすべからず蓋し藩の機密に屬し文書の以て徴すべきもの存せざればなり然れども今當時の狀況を概見するに吉川氏は大體常に持重に傾き本藩急激の擧措を喜ばず已むことを得ずして之れに同意せしむ如し本藩は又吉川氏の意向を察し厚遇款待至らざるなく務めて其心を收攬せんことを欲せしめ如し本藩は又吉川氏の意向を察し厚遇

購して未だ鎮靜に歸せざるの際なるを以て兩者の協商未だ十分の圓熟に至らざりしもの如し 十一日讚岐守將に其封に歸らんとし別を

公と世子とに告ぐ公贈遺あり製幕用吳郎十匹金若干 十二日世子監物を訪はんと欲し先づ酒肴

を其主從に贈り京都以來の勞を慰す同日會、世子急に萩に赴くを以て遂に訪問の意を果さず翌十三日公親ら監物を訪ふ又贈物あり酒肴と掛物一函を贈る同日益田右今田造酒等席に待し國事を談せしもの如し公の監物に會するや長府侯の嫡子毛利宗五郎を其席に招き監物と會見せしめんと欲す監物未だ宗五郎を見ざりしを以てなり監物喜びて之れに應ず乃ち召して席に參せしむ公又特に吉川家と相親まんと欲し今後監物を總容家族中に加ふることを告げ又監物の次子重吉を養ひて子と爲し二十三日之れを一藩に公布す其文に曰く

思召有之吉川監物様御事御總容様之内被相加御次男重吉様を殿様御養子に可被成段御直に監物様へ被仰聞候事

十五日益田右衛門介公の命を奉じ眞光院に至り歸邑の暇を監物に賜ふ監物十日以降降屢歸邑を請ひしも公強ひて之れを留めしに由る 監物命を拜し十六日山口を發し十八日岩國に歸る

吉川氏の此行毛利氏對朝幕問題に關し其要領を悉さざるものあり監物歸邑の後ち更めて之れを宗藩に質す事岩國藩記に詳なり今其要を見るに監物歸後安達十郎右衛門を山口に遣り二問を提出す

第一問 嘗て幕府の召命あり滞京中之れを辭し去月十八日の變俄に歸藩す若し再び召命あらば之れに處すること如何

第二問 去月十八日不束取調云々の朝命あり之に處すること如何

十八日藩政府の議を以て渡邊伊兵衛口頭第一問に答ふ曰く召命に對しては嘗て既に幕府に答申する所あり又江戸邸よりの内報もあり今に於ては不急の問題にして宗藩は既に之れを自然消滅と認む復意を勞すること勿れ顧ふに幕府の召命は蓋し攘夷砲撃を訊問するが爲めならん果して然らば爾來鹿兒島砲發の事あり又事錯誤に出づと雖ども阿淡海峽砲發の事あり故に幕府亦既に訊問を遂ぐるの意なきが如しと云ふ江戸邸よりの内報とは之れを謂ふなり亦意を勞すること勿れと二十九日に至り中村九郎をして口頭第二問に答へしむ曰く

取調云々の事桂小五郎竊に正親町三條卿に至り之れを問ふに毛利氏父子の旨意は朝廷能く之れを諒す故に事必らずしも重大に至らざるべし唯七卿下向の事あるを以て岩清兩家及び右衛門介以下は取調の命を下して責を塞がざるを得ざるべしと云ふ果して然らば兩家は差控家臣は謹慎すと云ふ如き旨を上申せば其他は當家に委任せらるべしと信ず而して兩家は假令差控とするも其他窮迫に至らざるべし右衛門介以下予等の如きは或は重くして割腹輕くして隱居を命ぜらるゝに止らん若し委任に至らば退官贅居の類にて足らん要するに名義だに立たば可なるべし朝幕若し七卿を送還せざるを責めば即ち事體自ら別にして幕使切害幕船強迫の如き亦幕府の因て以て乘ずるの機たるべし事若し此に至らば即ち事情極めて錯綜に陥るべきを以て取調一條の命は束閣に付せんとすと尋て十月五日に至り中村九郎再び岩國使者に面し書以て宗藩の決意を告げ曰く不束取調の儀は入組たる事件に候へば推て上京をも不被成ては御辯解も難相立に付先づ其儘に可被爲差置との御事に候と後に至り更に査點

書を朝廷に上る

是れより先き此月十二日公益田右衛門介をして七卿を三田尻に訪はしめ十五日公親ら三田尻に赴き七卿を訪ひ兼て隨從諸藩士を見る公已に監物と議する所あり今又七卿に面晤し藩是の方針稍、將に定まらんとす十六日老臣政府員を會上京の事を議し先づ世子を派するの議に決す

(浦日記)

七卿方切迫之被仰込も有之旁に付御上京之趣會議右衛門介殿被相願於小座敷左之面々被召出會議被仰付候事

毛利 筑 前
益 田 右衛門 介
浦 鞆 負
毛 利 登 人
北 條 瀨 兵 衛

高 杉 晋 作
竹 内 正 兵 衛
渡 邊 伊 兵 衛
中 村 文 右衛門

十七日高杉晋作を萩に遣り世子に諮らしむ十八日晋作世子の賛意を奉して山口に歸る十九日公又晋作を三田尻に遣り決議の旨を七卿に報ぜしむ時に七卿は眞木和泉等と謀り毛利氏上京の有無に關せず奇兵隊を借りて自ら爲す所あらんとし十九日書を公に寄せて決議の如何を促し且つ奇兵隊を借らんことを請ふ會、二十日朝晋作三田尻に到り世子上京の決議を報ぜしを以て七卿大に喜び更に書を公に寄す

(七卿十九日の書狀)

追日秋冷相催候得共彌御堅勝珍重存候誠過日は遠路之處態々光駕令恐縮候併一同拜眉心緒申述本懷之至に候其砌卒爾に相願試候奇兵隊人數拜借之子細は

京師師模様により其機會御上洛之儀に候得者其節一同共に歸京相成様との御定算に候得共段々熟慮仕候處方今朝廷之御次第追々傳聞候處姦賊逐日相迫不容易件々被仰出候儀有之由拜承仕候ては叡慮之程如何計御煩勞可被遊と奉遙察臣子之情不堪聞事共にて實に國家之安危神州之存亡今日に至候儀に付寸刻も早く是非奉伺叡慮於闕下開肺腑寸誠を吐露仕候て柔順に奉謝罪何れ共朝議御挽回被爲在正邪之辨相立候様決死盡力仕度候何分當今日不盡臣子之分候ては一刻も坐臥不安且機會を失候て時日遷延此儘因循に罷在候ては彌御不審を蒙候のみならず自然於京師此上不可言變動之儀出來候節は尙一同も徒に安逸を偷み候様叡慮を奉始天下之口に被籍候ては遂に不義之名を蒙り寸忠空敷相成候ては嗚臍の憂可有之存候間何れ御出馬之儀には可有之候得共先奇兵隊之人數拜借非常之警備に仕急速上京於闕下盡力仕度決心に有之候何卒心情偏に御憐察被下候様熟祈仕候仍概略如此候也

(七卿二十日の書狀)

過日光駕之節申入置候件々以高杉晋作逐一被仰越長門守殿急速御上京御決定之旨拜承不堪喜悅之至に候全皇運御回復之期會と爲國家一同大慶存候就ては見込之儀も有之候はゞ可申入旨尙篤と評議之上自是可申入候先御答迄如此候也

是れより先き此月十二日河上彌市瀧彌太郎を以て奇兵隊總管と爲す高杉晋作曩きに政務役に轉ぜしを以てなり十四日小郡屯在の奇兵隊に山口守衛を命ず既にして世子上京の議決するや之れをして隨行の任に當らしめ又七卿の請に従ひ其警衛に充つ此に於て奇兵隊士二十五日を以て三田尻に移り本營を正福寺の境内に置き御茶屋に七卿に謁し尋て十月朔日以後二伍晝夜交代して七卿の館を警衛す奇兵隊は從來月俸一兩二歩を給せしに國費多端を憂へ且つ將來兵數増加するも費用の多からざらんことを思ひ自ら進んで月俸を半減せんことを請ふ同隊附屬狙撃手亦日給銀二匁を半減して壹匁とせんことを請ふ十月三日并に之れを許す二十二日世子萩より山口に歸る其夜眞木和泉七卿の使命を奉じ三田尻よりて來る二十三日公世子と和泉を召し見て協議する所あり同夜來島又衛兵中村九郎村田次郎三郎佐々木男也久坂義助京都より至る二十四日公世子と共に政

府員を召し會議せしむ前田孫右衛門山田宇右衛門竹内正兵衛高杉晋作長嶺内藏
太天野謙吉檜崎彌八郎渡邊伊兵衛中村文右衛門波多野金吾山田七兵衛席に列す
翌日坪井九右衛門以下を處罰し前に見ゆ二十八日夜又政府諸員を召して會議せしめ
十月朔日を期し藩是の方針を公布すべきに決す同夜席に列する者前田孫右衛門
中村九郎長嶺内藏太天野謙吉波多野金吾檜崎彌八郎山田七兵衛久坂義助とす因
て十月朔日を期し諸士を公の居館に召集す其文に曰く

御直書付諸士中へ拜見被仰付候付來月朔日四つ時御屋形罷出候様被仰付候
事

但在住之面々は萩山口兩所之間最寄々々にて追々罷出候て拜見被仰付尤引
請々々之御手當肝要の儀御手當缺不相成様申合置罷出候様被仰付候事

二十八日世子三田尻に赴き翌味爽七卿を訪ひ晚山口に歸る同日三田尻都合人氏
家彦十郎に命じ七卿の待遇に注意せしむ其文に曰く

一筆致啓達候七卿方御待遇之儀追々御沙汰之趣も有之候得共京都事情委細被

聞召候迄は別段思召之旨も被爲在別て御手厚く被仰付度との御事にて委細佐
々々木男也へ被仰合被差越置候付諸事男也役座被仰合思召筋相違無之様可被成
御取計候此段御附屬中へも厚く御示し萬端御心配被成候様にと存候右之趣得
御意候様御當役方被仰付如此御座候恐惶謹言

九月二十八日

渡邊伊兵衛
中村九郎
山田亦助
前田孫右衛門

氏家彦十郎様

七卿西下の後諸藩と關係の概要を見るに九月朔日三條家諸大夫丹羽出雲守三條
卿の命を奉じて肥後久留米に赴く丹羽は十一日九州より歸着す六日中條右京三條卿の書を齎ら
して但馬に赴き蓋し銀山舉兵の事に關す八日米良主膳の臣甲斐右膳米良要人山口に來る乃ち
諭すに緩急事に應ずるの準備を以てし速に歸國せしむ九日木村三郎池尻茂右衛

門等久留米に歸る藩内に在りて畫策する所あらんと欲するなり十日津和野藩の使者福原權藏來る權藏は三田尻に於て七卿に謁見せり 今後の方針に關し并に七卿に警衛士を致さんとするが爲めに藩政府と諸卿とに協議する所あり十三日七卿の警衛士六人を送致し又藩主龜井隱岐守の使者福羽文三郎來り隱岐守の書を公に呈す其文に曰く

冷氣日至之砌に御座候所御父子様益御勇健被成御座奉恭悅候然者八月十八日京師御變事略傳承仕誠に以肉飛神馳恐縮之至奉存候是迄潔清御正議を以不容易御盡力被爲在候處一時風雲之支り誠に以切齒痛憤此事奉存候何卒十七日迄之通晴天白日皇土照映之期此上聊不被爲撓益御盡力俯て奉懇願候微身に於ても日夜苦心仕居追々可相伺儀も可有御座候以上

同日豊前彦山の使僧良什坊教觀坊の二人來り王事に盡さんとする一團の義勇あることを報ず十一日肥後藩土川上彦齋來る川上は九州諸藩に説く所あらんと欲し十六日三田尻を發す 十二日眞木菊四郎和泉の子九州より來り其形勢を報ず十三日筑前藩土越智小平太小野加賀宰府小田

部龍右衛門來る十四日加藤有隣筑前肥後に赴く有隣は久く我が京邸に在り曩きに堺町門將に會せんと欲して黒崎に至り少將の已に發するを聞きて獨り肥筑に向ひしなり 十八日諸卿使を鍋島閑叟に遣はすことを議す十九日丹羽出雲を以て三條卿の使者と爲し之れをして阿州に赴かしむ二十日筑前浪士中村圓太三田尻より書を筑前有土の土に寄せ盛に其義氣を鼓舞し併に三條澤二卿の書を請ひ矢野梅菴に贈る

(三條澤二公の書)

一筆申達候秋冷之節彌堅勝欣喜之至に候抑頃日京都御變動之儀誠に以恐入候次第日夜不堪痛憤候其許兼而勤王之忠志達叡聞先達上京之儀被仰付候事故當今正邪之辨相立奉安宸襟候様於其藩盡力有之度頼入候此旨密々申達度如斯候也

三 梨 堂
澤 春 川

矢野梅庵殿

(中村圓太の書)

例文略申候先月十八日後天下之形勢彌増切迫賊焰日一日より甚敷勿體なくも玉體へ相迫り候も難計頃日京師より罷下り候もの、話に中川王あるを知り天子あるを知らざるの勢隨分落涙千行不堪悲憤候然に薩會之間隙を生じ長州二公早々上京に相成三田尻御下向之七卿様御復職爲致速に奉安宸襟被申候筈に御座候尤長門守殿先鋒被相願候御直書三條殿御前にて今日拜見仕候處義氣凜然透紙背聞しに勝る御雄斷誠に驚入且抛一國御盡力之段今に不始儀に候得共目擊致し益感佩之至りに御座候依て奇兵隊總督高杉晋作と申候仁英略をめぐらし千餘人引率し今日前後浪華城一舉に拔取候手段殆相調ひ申候左候は、大和天誅組中山公之義兵機に乗じ上國へ打出し此地之農兵是を以不日應援可仕即皇國恢復之事掌中に可有御座候既に彦山之義僧蜂起之勢有之候て先日來當所へ使僧良什坊面會致し實に驚入申候是以不日九州奮起之士を誘ひ小倉打取候筈に御座候斯時勢に臨み志士輩盡力仕候事勿論然に本藩に限り矢張平穩

之模様奉對朝廷氣毒千萬責て有志中斗りにても天朝之御爲盡力仕候半では御家の耻辱如何可有御座内外深奉恐入候次第於諸君御賢慮如何乍失敬今日に至り候ては不免無疑候尤七卿様方深く本藩之依然不振忠士之稀なるを御掛念被爲遊毎々御激論にあづかり赤面の仕合苦心御察可被下候依て三條様思召にて矢野梅庵老へ内々御書被成下盡力之程御賴被遊候次第に御座候何卒御有志中一統御申合せ被遊梅庵老被押立公然御脱藩被遊内外之御周旋被爲遊候儀乍憚今日臣子たるもの、當然の理と奉存候若此儘にては御家之珍事如何にも切迫萬一臨其節如何悲號仕候も一顧を加へ候もの所詮有御座間敷何卒々々一統御英斷乍恐爲皇國本藩伏て奉祈候梅庵とても此節に至り候ても矢張立あがり不被申候は、年來之忠名も是程なり且叡鑑之明暗に拘り候故諸君にも被得其意吳々御忠勤被遊候儀專要と奉存候萬一夫にても振ひ不被申候半は乍憚諸君へは一同亡命被遊早々義軍に趨參り候方萬々可然縱令一旦不忠之嘲を御受被遊候とも元來誠心に基き候故芳名不朽聊不可有疑候何も今日御猶豫被遊候ては

乍失禮天下之公論僞慷慨又は國賊と相目可申候苟臣子の情あるもの豈傍觀坐視すべき時ならんや侍從様(世子)御上京の儀萬々不可然越知小田部迄之書簡寫御見合被成べく候梅庵老人之御書御同志中申合せ被遊御傳達偏に奉願候土州杯は凡三百人も趨集候由同藩之人噂に御座候其外列藩之諸有志追々着到之様に承り申候得共餘事長く候間先略申候愚生が忠告止于此重疊御斟酌可被成下候 誠恐誠懼

九月二十日

中村圓太無二(花押)

(伊丹慎一郎淺香市作等十一人宛)

同日土藩中岡慎太郎石川誠之助等來る土州にて保守派勢力を得急進派閉塞の狀を報せし二十一日眞木和泉津和野に赴く先づ山口に來り公に謁し津和野に赴きしなり二十五日土屋矢之助歸りて筑前の事情を報ず二十八日平野次郎北垣晋太郎但馬より來る

此頃眞木和泉より西郷に寄せたる書中に左の一節あり曰く小生事夏已來長州侯御父子并藩士大夫之志を察候處勤王純粹防長兩國を以打込候と申極意にて

實以世間尋常之志には無之就て三條公奉始七卿も御倚賴被成候事に御座候さて其三條公は御聞及も御座候哉當年僅に二十七歳に被爲在候得共德量と云御材識と云慮も有之膽も有之實に王佐之才古昔之藤房公御同様三條西公之純徳東久世公之英發壬生公之溫和四條公之武毅錦小路公之明敏澤公之卓識何れも世に希なる御人物急度天下之重を御任被成候如此公卿侯伯御打寄之事に候得者他日大業は必成可申と相樂罷在申候

當時事相矛盾するの觀ありて實は互に時勢の運行を相促せるものあり他なし一面には國典講究を獎勵し一面には洋學を獎勵せしこと是れなり九月三日明倫館に命して國典の講義に力めしむ曰く

明倫館講釋毎月二七御家來中聽聞被仰付候處當今之御時勢に候へば神州之古風愈以承知仕度儀に付向後講日毎月三日宛國典講釋被仰付講師之儀は安部卯吉に被仰付候事

後ち十二月二十五日に至り更に明倫館稽古始に大學三綱領の外仍日本書記中皇

太神勅語の章を講ずべきを命ず曰く

九〇

一日本書記神代卷 勅皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉寶祥之隆當與天壤無窮者矣

右是迄明倫館御稽古始之節恒例大學三綱領講釋被仰付來候處向後神典之内右一條添講被仰付候事

而して又九月十五日海陸兵技は西洋の所長なるの故を以て氏家鈴助の建議に基き洋書講習の再興を命じたり曰く

博習堂洋書素讀暫時被差止候處兵技之儀は彼が長ずる處に付日本兵書に相添兵書場の唱にして御再興被仰付博く海陸軍火技用兵之修行被仰付候依之博習堂に於て是迄習熟之面々山口へ被召寄稽古場入込等被仰付度段氏家鈴助申出候付如願被差免候事

第四章 堺町門變後の毛利氏 (其三)

京坂運動

益田右衛門介以下京坂潜伏○乃美織江上京○宍戸九郎兵衛北條瀨兵衛上坂○益田右衛門介歸國○麻田公輔上坂○桂小五郎等の遊説○讃岐守監物以下查覈の命○有志者の京都潜伏○根來上總の上坂○讃岐守以下查覈再度の命○諸士の因州邸并に對州邸潜伏○中山忠光卿の來投

八月二十二日益田右衛門介中村九郎桂小五郎久坂義助來島又兵衛佐々木男也寺島忠三郎等十餘人を率ゐて兵庫より大坂に返り京坂に散在して竊に世の動靜を窺ふ右衛門介は大坂藩邸に留り他の諸士は多く京都の藩邸に潜伏せり大佛引退の後には村田次郎三郎獨り京都の藩邸に留りしも村田は留守居添役なり山口に在りては村田も亦均しく歸途に就きしものと爲し藩邸事を執るべき者なきを察し急に乃美織江をして上京せしめ九月五日京都に着す當時長藩士人の入京を禁せられしを以て乃美は警衛士に伏見街道に遮られ其留守居たるの故を辯じ僅に入京することを得たり大坂は留守居北條瀨兵衛歸り

て國に在り九月下旬に至り宍戸九郎兵衛等と共に上坂して藩邸の務に服せり
宍戸は根來の副使とし 右衛門介は九月朔日を以て歸國の途に就く而して麻田公輔は
て遣はされたるなり 同二日を以て三田尻を發して大坂に上れり公輔は公を輔けて王事に勤めたるの
 日久しかりしに今や局面一變百計悉く廢せんとするを見て慷慨深く自ら責を引
 き其の俗論沸騰の爲め政府を卻けらるゝや直ちに脱して大坂に至り死を決して
 爲す所あらんとせしなり 北條瀨兵衛上坂の時山口政府は麻田に歸國を命ず麻田實は自ら脱
 走せしなれども政府は陽に七卿に關する使命を以て上坂を命せし
 ものと爲し更に歸國を命じたるなり麻田は脱走の後京攝の間を往來して密に計畫する所ありしも形
 勢已に如何ともすべからず會々公より召還の命に接し感泣して曰く臣未だ死すべからずと乃ち歸る
 公輔脱走の際の遺書に曰く

申置廉々

一此度の御大變に付一先潛行いたし時機を見計ひ所存を遂候覺悟にて有之候
 間最早歸郷之心更に無之母様始皆々嘸御當惑候半と相考候得共國家之御危難
 難差置御兩殿様勤王の御存念此期に至り沈滅し却て御國難を引起し候次第甚
 以奉恐入候付家を抛身を棄候て御宿念明らか相成幕府の疑念も相晴候様に

致度山口表罷居候ては其所存決して不相貫候付不得已立退候儀に付此段被思
 召分可被下候

一諸事親類間と被仰合候て御計ひ可被成拙者事隱居の身分には候得共御咎は
 周布家に及び可申に付金槌殿御奉公の道相塞嘸御當惑に候半と存候乍爾男子
 志を定候は此時之儀に付尊王攘夷之道篤と御考候ていか程御苦辛之事有之候
 共成丈け被成御忍御兩殿様御宿志を奉じ御奉公の心得肝要と存候先日上方變
 動の趣申來候節拙者事は既に割腹可致とも考候得共一身の申分而已に身を棄
 候ては御宿志彌以沈淪に歸し候段如何とも殘念至極に付一旦立退申候最早歸
 郷は不致候得共心底に於ては右之通にて御高恩を忘れ御國難を遁候儀には絶
 て無之に付拙者心事を御察し候て御奉公候様にと吳々も所希候

一御老年の母様へ一日なりとも孝養をいたし度に付先達て山口表へ引越し候
 得共拙者罷居不申候ては山口住居難相成候間兒玉伯父様へも御相談被成候て
 早々淺田へ被成御歸候様にと存候道中料として金子十兩之辻此度差送候間何

卒御心遣候て早々御歸被成可然候

右之外申置度儀廉々有之候得共此度之御國難如何可成行哉と種々思案致し隱憂胸を塞き家事をば難思出候間閣筆候今更不能申候得共御餘年もなき母様へ孝養を不得果是亦殘念至極に付精々被入御念被下候様頼入候也

長藩士の京坂の間に在るや因對等諸藩の有志と交驩し且つ桂小五郎村田次郎三郎等の如きは正親町三條柳原等の諸卿を訪問して各々幹旋する所あり是れより先き八月晦朝廷命を京邸留守居に下し清末侯吉川監物以下の行爲の查覈を命じ益田右衛門介の上書を却下し併に滯京藩士の數を限る

(朝命)

去十八日毛利讃岐守吉川監物以下家來共不束之取計有之如何被思召宰相父子へ取調被仰付依て九門内藩中之輩往來可爲無用御沙汰御座候且過日行幸御治定に付父子の内上京候哉に候得共行幸御延引之事故上京之儀可相見合追て御沙汰可有之事

去十八日益田右衛門介より勅使へ差出書付二通返却候事

(別紙)

留守居并添役一兩人は滯京其餘無御用候間歸國可有之候事

案するに留守居より朝廷に録上せし滯京者の氏名二十七と稱す而も氏名人員必しも正確なるに非ず其他にも藩邸并に黒谷願就院に潜匿する者勘からず他藩浪士の之れに加はる者亦頗る多し乃美の手記に據れば滯京者の錚々たる者の氏名と變名とは左の如し

來島又兵衛 中村九郎 久坂義助(河野義助) 入江九一 杉山松助 野村和作(櫻井藤太) 中村圓太(野唯人筑前人) 時山直八 高橋熊太郎 寺島忠三郎(中島三郎兒玉百之助) 久保無二三那須唯一 北村金吾 益田元一 橋本半次郎(里見次郎紀州人)

當時京都の民情頻りに長藩に傾き潜伏の輩便を得る極めて多し

當時の消息は村田乃美來島等より山口政府に進致せし數次の文書に因りて之れを知ることを得べし今其一二を録す

(九月七日來島又兵衛の書狀)

次郎三郎より承り候儘申上候

一過る五日正親町三條様村田次郎三郎御伺に罷出候處主上に於て是迄之通少

しも叡慮は不被爲變長門宰相父子正忠なる事は深く叡感不斜由被仰聞候に付次郎三郎難有御請仕其段早速國元へ可申遣由申上候處如何にも其通可然由被仰聞候夫に付次郎三郎より御尋申上度儀は私共引受之處は日々に相迫り候次第にて先達て何事かは存じ不申候得共一時に堺町御門御固御免に相成未だ其御沙汰無之内交代として出張の薩會之者は野戰砲小銃鎗は鞘を散し否申さば一戰に可及之扱ひ其砌勅使を以て早速に引取候様被仰付長州勢引取見届不申ては御引返し無之との勅使之被仰渡に付如命大佛迄引取候由申上候處引取様が餘り烈敷故其所が不束と申に當るとの由被仰聞候て其不束は何故に出來候哉先に申上候通被仰付候固め之場所を未御免之御沙汰不行届内にはたとへ何程之軍勢を以て押懸候とも夫にては武門の習ひにて引取不申候全く私方にては不束とは不參やうに愚案仕候段申上候由且其後九門内通行御差留屋敷内人數をも留守居下役兩三人と被仰付候萬悉く氣方に相拘り人氣自から長州は是迄の正義一時に消へ惡名を取候は口惜しき次第と一統落着仕兼申候由申上候

處御答にも甚御込り被成候由此餘主人迷惑被仰付世上之説にては國を半國御取上之御沙汰有之由申上候處如何にも夫等之事も一旦は有之候得共其論は何れも不同意にて少しも御氣遣無之御主人御父子様之處に於ては御迷惑と申事無之由屹度御請合申上候去りながらあれ程の事故讃岐守監物其外之處少々迷惑申付候とか何とか宰相様より御斷不被仰置ては治り付兼候間其儀御國表へ被仰越候由被仰聞に付次郎三郎甚其儀難澁之至りに付讃岐守様監物様宰相様之御思召を以て被仰上御歎願之儀に付今に至り迷惑申付候事如何可有之哉其等の事に付ては國中人氣折合兼候由申上候處其邊之處も於朝廷も甚御氣遣之儀に候由被仰聞候尙又七卿之御方は如何被仰付候哉御尋申上候處最も御當分御歸京と之儀は有之間敷御模様被仰聞候由右之次第にて推念仕候得者先朝議も格別に烈敷事は此餘有之間敷由隨分緩にして荒立不申候御處置と相見へ申候委細は近々桂小歸國之上可申上候小五郎も昨日正親町様へ罷出候處矢張次郎三郎へ被仰聞候通りの様子に御座候間どうぞ俗論無之様殿様之御首尾は

不相變御宜敷事にて世上の評判も長州々々と皆人口に惜み候事故此節は腹が立やら鼻が高く成やら大に心中混雜仕候萬々御察可被下候以上

(九月十一日乃美織江の書狀)

一筆致啓達候然ば此度十八日之儀に付ては桂小五郎追々心配にて正親町大納言殿柳原中納言殿へ罷出是迄御兩殿様朝廷之御爲御苦心被遊候折柄此度之次第得と被聞召上候處甚殘念に被思召孰れ此儀に就ては朝廷向き御所置も可有之候段被仰聞都合出來可申哉尙又只今之模様にては列藩議論異同區々に有之阿州様急引々取之風評も相聞朝廷向きの御様子永續仕候様には不被相伺旁只今御國御正議動有之候は、却て御大事引起にも可相成かと奉存候此餘後日承合又々可得御意候次郎三郎大坂へ鳥渡罷下り候間先づ拙者より如斯御座候恐惶謹言

九月十一日

乃美織江

政事堂各中様

當時志士の畫策互に怠らず其間議論自ら緩急二派に分れ來島の徒は會藩に激して守護職邸に強訴せんことを謀り久坂等は之れを非とし容易に歸一せず會世子諸士を召還す中村九郎久坂義助來島又兵衛佐々木男也寺島忠三郎桂小五郎等前後京都を發して國に歸る寺島忠三郎は十日を以て途に上り時山直八杉山松助中村久坂來島より公に送る所の書を齎らし十九日京都を發せり十三日根來上總歎願書を携て大坂に着す乃美織江之れを朝廷に上報す朝廷命じて暫く之れを大坂に留め後命を待たしむ而して上總入京許否の朝議久く決せず十七日に至り遂に之を許さざるに決し京邸の留守居に命じ上總に就き其の歎願の趣旨を聽取し上申せしむ同日又毛利讚岐守以下の檢覈を促すの命あり

(朝廷よりの沙汰其一)九月十四日

根來上總

浪華表に爲致滞留可置候事

國許へ被差返之儀は不可然候付其儀は決て有之間敷候事

上京否之儀は追て御沙汰之事

(同其二)九月十七日口達

此度家老根來上總大坂迄來り滞居候由京着暫く見合せ留守居役之者早々用向承り歸歎願の趣も有之候はゞ申出候様にとの事に候

(同其三)九月十七日

去十八日一擧の儀に付毛利讃岐守以下御不審之次第も有之候間早々取調御理申上候様被思召候左候者は迄宰相父子之忠精も顯然候條厚致勘辨言上可有之候事

十九日乃美織江大坂に下りて上總に面し朝命を傳ふ邸議強て上總の入京を請ふの説盛なりしも終に朝命に従ふに決し乃美に托するに歎願書を以てす乃美乃ち齋らして歸京し二十三日勸修寺家を経て之れを朝廷に上る而も上總は未だ歸國を許されず二十九日乃美より山口政府に致せし書中に上總歸國の事朝廷に申請し二十八日朝廷更に命して藩邸吏數人の外滞京を許さず從僕に至るまで氏名を開申せし日朝廷更に命して藩邸吏數人の外滞京を許さず從僕に至るまで氏名を開申せし

286380

む是に於て潜伏の諸士暫く因州對州の邸に移り假りに其藩士と稱す

(沙汰)

長門宰相家來へ

先達て留守居役并添一兩人之外其餘は滞京無之旨御沙汰有之通相心得其姓名從僕に至迄兼て可届置候若不相用出京潜伏致候はゞ屹度取締可申旨御固の面々へも相達置候間此旨心得違無之様可申事

二十八日朝命あり曰く大和の敗兵逃れて大坂の長藩邸に入る捕へて送致すべしと乃美乃ち原善兵衛を大坂に遣り命を大坂の邸に傳ふ

(朝廷よりの御沙汰)

今般和州賊徒追討之儀諸藩へ被仰付置候處昨二十七日藤堂家寄手之者被追寄浪士八九人許浪花表へ逃去其藩屋敷へ入込候趣相聞候間右浪士共捕押藤堂家討手之者へ早々可引渡旨被仰出候事

九月二十八日

尋て乃美自ら大坂に赴き、宍戸北條并に潜伏の士と會し議して曰く、乃美の手記に據り、下り檢覈すべきの命を受けて大坂に赴くと但原善兵衛歸京の後に在りしや否を詳にせず、藤堂の兵士敗兵に尾して藩邸に到ると稱するも、證跡あるに非ず、果して其事ありとせば、何ぞ力を盡して途に之れを逮捕せざる其の我藩邸に入るに及で朝廷に上申し以て追究せんとす、是れ豈士人取るべきの常經ならんや、今其事を眞にせば、我れ猥りに責を負ひ來投者に對して亦義なきに似たりと因て、藩邸は知らずと稱し、大坂奉行所に開申し、乃美亦之れを朝廷に上報せり、然れども實は中山忠光以下數人逃れて藩邸に入りしを以て、藩邸は窃に之れを水門より出して乗船せしめ、之れを藩地に送し、なり未だ幾くならずして根來上總大坂を去て國に歸る、十月二十二日山口歸着、潜伏諸士亦皆前後歸途に就く。

第五章 堺町門變後の毛利氏 (其四)

藩内形勢

勤王大義の親諭書○高杉晋作○松平下野守の東上○澤卿脱走○世子上京の準備○遊撃隊の組織○吉川氏との交渉○中川宮西下の風説○諸卿の山口移居○眞木和泉の出師三策○井原主計の上京○奉勅始末○諸藩との往復

文久三年十月朔日公闔藩に諭書を下し以て勤王の大義を明にす其書に曰く

我日の本は天津日嗣の知食大御國にして其中に生ずるもの皆其御民なり其民に自然上下の分ありて君臣の別あり吾辱く二州を預り領し汝等と君臣の義ありと雖ども其本は均く天子の御民なり汝等能く吾に事るは乃ち能く天朝へ事る所以にして能く事へざるは又能く天朝へ事へ奉らざるなり吾能く天朝へ事へざる時は汝等吾を輔導匡正し能く天朝に事へしむるは臣子の職なり幕府も亦同様にて天朝の爲に天下の諸侯を牽る天朝に藩屏し外夷をして覬覦せしめ

ざるを征夷府の職掌とす若し其職缺る時は盡力周旋して天朝へ事へしむる是吾等諸侯の職掌なり臣子たる者亦各其主の爲に力を盡す所也過る癸丑甲寅の頃外夷始て來り幕府執政理を見ること明かならず天朝に背き外夷を近け遂に戊午の變となり天下人心搖動致し上巳上元の擧を構成するに至る爾來其弊愈甚しく吾等深く痛心す依て熟考するに吾家尋常の諸侯に異なり幕府は累代の信義あり今幕府其職缺る時は天朝の安危將に爰に在んとす然るに傍觀し奉るは皇國の民として皇國の民にあらず幕議を匡正する事能はざる時は吾亦其職を盡さざるなり然らば天朝へ忠節幕府へ信義并び盡して吾職も亦盡すべしと依て二州に換へて盡力せんと躬ら誓ひ去秋令を下し汝衆人に布告す汝衆人異議なき故深く吾意を知るを悦び決心盡力の處其意上下に貫徹し官武之御間御一和之端を開き辱くも叡慮を賜ひ大樹公上洛迄に相成吾宿志始て達し天下之面目此事に候續て攘夷期限に相成候付天朝之御爲先鋒之心得にて手始致候事偏に天朝幕府へ赤心を表し候積り之處幕議變動有之叡慮と齟齬致し候は實

に大樹公に聊は無るべく候得共執政其職を失ひ候故又々官民の離間を生じ有志之士痛恨する所に候吾深く是れを憂ひ屢々書を以て悔悟あらんことを望む之處改心あらざるのみならず剩へ馬關へ使節船を下す其節小倉藩勅旨に背き應援せず旁有志輩忿懣に堪ざる處故其船を借るの説起り其他之變動に及候事頗る粗暴に近しと雖ども實は天朝を憂ふる赤心より起り候事に付吾慰諭の足らざる所我深く罪するに忍ざる所なり吾亦最初より意を決候事故二州は天朝の御爲如何様に相成候ても是非盡力し其職に背かざる積りにて幕府の吾を信せざるは今更無詮方と心得候處幕府彌吾に不快加之奸徒の爲前日京都大變と相成最早吾正氣盡果ん勢にて是又吾精神の足らざる所人を恨むべきに非ず實に天下の人吾を知らざるは尤の事にて此度汝等の中にならざる所人として其君をしらず黨議を生じ候事誠に可恐之至と相考候乍然其所見誤なきにあらず其所言吾を愛するに出ると雖ども却て吾職を盡さざらしむる所元來二州に換へ尊攘之儀盡力致すとも畢竟皇國の民たる職を盡す所以なれば彌吾を助け吾職を盡

さしむるの策を求むべし然るに臣子の職如何を顧みず二州を守れば事濟様相考吾をして天朝に背かしめ己れも亦吾に背く所以を辨知せず唯一時の無事平穩を好み上策と心得る者も有之可歎之至にて此上幕府今一層激に出候節は益畏縮し天朝には如何様の御變被爲在候共二州さへ守れば宜しと考候様にては二州はさて置幕府列藩とも遂に外夷の有と成行候儀眼前之事に候二州如何様相成候ても自身の家さへ平穩なれば足ると心得候道理に相當甚以頼み少く考候若又只今正義一步にてても退き候得ば逆賊は彌勢を張り二州は次第に退縮し守るべく思ふ二州は決して守られず此處能熟考し今日吾を愛する心を推し吾を助け其職を盡すを心とし萬人心を一にせば二州は一團の大正義に相成皇國を確守するに足るべく假令夫にて二州傾敗に至るとも御先靈へ對し可畏事無之に付偏に君臣の大義を明にし毎々申聞する通天朝への忠節凜然相立候へば信義孝道隨て相立候は今日の處置に有之候我等父子皇國の民たるに背かざる公明正大の道と存付候條此旨勘辦せしめ吾等父子下知する所を謹で相守るべきものなり

きものなり

同日公又諸士を會し更に授くるに親書を以てす曰く

叡慮の所被爲向盡力に付て去秋申聞候艱難は即ち今日之場合に候得ば忠節確守の外更に他念無之先君側之姦を除き御國內之賊を滅し竟に攘夷之大功を成し可安宸襟と決心せしめ候條此旨相守り於遂奉公は本懐たるべく候

諸士乃ち君前に朝政挽回の策を議決し案を具して上る其文に曰く

此度朝政爲御回復七卿御一同可被遊御上洛との事被仰出候右御回復に付ては御直筆を以て被仰聞候様君側之姦を不被成御除候ては不相整儀に付全軍之御手組御手配等嚴重に被仰付別して奇兵之御繰出は神速に無之ては機會を失ひ候旁必勝之策略御一定之御目途相立候様被仰付候事

同日特に高杉晋作に給するに祿百六十石を以てし世子附隨を命ず

小忠太育

高杉晋作

右御兩殿儀格別之御心入を以知行高百六十石にて新規被召出大組へ被相加候事

高杉晋作

其方事御手廻組被相加御奥番頭に被仰付若殿様へ被成御付御内用をも御聞せ被成候事

是より先き前月二十二日筑前の世子松平下野守陸路將さに上京せんとし途豊前大里に至り使を馬關吏員に致し道を長の封内に假らんことを請ふ會、流言あり曰く筑前藩は薩藩と相謀り幕府と計を通じ下野守の小郡に宿するに際し幕府の軍艦をして海岸を襲はしめ下野守其隙に乗じて七卿を奪ひ去らんとするなりと士氣頗る激す山口政府因て壯士輩不虞の變あらんことを恐れ兵を派して沿道の要地に備へ且つ特に佐久間佐兵衛に命じ下野守に隨行して不虞に備へしめ馬關警衛總奉行又兵二小隊をして之れを護送せしむ此月二日下野守三田尻を過ぐ七卿人を遣はし朝政回復の周旋を囑す下野守人を七卿に遣はし諾意を答ふ同夜下

野守福川に宿す公竹中織部をして之れを訪はしむ四日下野守關戸に宿す吉川監物之れを其旅館に訪ひ長藩父子寛典の周旋を託す下野守又之れを諾す佐久間佐兵衛遂に下野守に従て上京す此時に當り澤宣嘉卿三田尻を脱して但馬に走る曩きに前月二十八日平野次郎北垣晋太郎但馬より三田尻に來り七卿に謀るに擧兵のことを以てし其一人を奉じて事に従はんと請ふ偶、世子三田尻に在り七卿乃ち告るに其事を以てす世子山口に歸り具さに公に告ぐ此月朔日平野次郎山口に來る時に久坂義助公の命を奉じて三田尻に赴き七卿に謁して但馬行の不可を説き且つ三條卿の山口に來らんことを請ふ諸卿概ね其説に同す此に於て三條卿水野丹後を従へ久坂と共に山口に向ふ澤卿獨り聽かず長兵を借りて自ら起たんとす公應ぜず故に單身但馬に走る東久世四條の二卿眞木土方二人を従へ追て室積に至る及ばず澤卿の脱奔諸卿實は之れを默諾す二卿の之れを追ひしは陽はに其知らざるを装ひしなりと云ふ而して奇兵隊總管河上彌市以下長野熊次郎下瀬熊之進井關英太郎伊藤百合五郎小田村信之進久富豊和田小傳次西村清太郎白石廉作及び三田尻流寓の諸藩浪士從ひ奔る者數十名奇兵隊は

總管河上彌市脱走せしを以て居ること幾くもなく赤根武人總管に任せらる三日公世子と三條卿を湯田に訪ふ三條卿三田尻より湯田に移る故に公世子と之れを訪ふ此後屢之れを訪ふ益田右衛門介清水清太郎中村九郎渡邊内藏太檜崎彌八郎久坂義助等之れに隨ふ偶錦小路卿の澤卿遺書を携へ轟武兵衛を従へ來るに會す乃ち相共に諸卿を山口に移すの議を決す五日錦小路卿三田尻に還り之れを諸卿に告ぐ六日山口の議變して姑く諸卿の移居を止む獨り三條卿は尙湯田に在り是れより先き此月三日藩政府命を下して奇兵隊を戒諭す蓋し河上彌市以下十數人澤卿に従て脱走し隊中の壯士亦政府の急に決する所なきを見て各自ら事を發せんとし形勢穩ならざるを以てなり命に曰く

奇 兵 隊 中

右此度御兩殿様間被遊御上京候節御使方に付ては御思召之旨も被爲在に付七卿御警衛方堅固相勤不怠調練等相勵何分之御下知相待候様被仰付候事

同日佐久間克三郎を關東に遣り以て形勢を窺はしめ且つ江戸藩邸に命じて吏員

を減じ武器靈牌の類は之れを落地に輸せしむ六日公各支藩侯を山口に召す世子上京の議に關して旨を諭す所あらんとするなり清未侯は此月四日會し山口に來り公に請の守邸吏進藤全平を政事堂に召し公の監物を山口に招くの旨を傳ふ九日に至り全平報答するに監物痔疾を患ひ急に召に應ずること能はざるを以てし且つ請ふに監物世子の上京を憂ふるの故を以て詢る所あらんが爲に直目附二人を岩國に遣されんことを以てす十日長府侯山口に來り公と世子とに關し十三日邑に歸る徳山侯は故あり家老福岡一内をして來て命を聞かしむ福岡十二日を以て山口に來る其二十四日に至り世子之れを見て旨を諭す所あり十日令を藩士に下し豫め世子上京隨行の旨を告げ且つ命を奉ずるものは軍裝たるべく命を受け疾病事故を裝ふ者は情を探り直ちに隱居を命じ嫡子なき者は養子を命ずべきを内諭す蓋し藩士をして其決意を固くせしむるが爲なり當時の諸令文中には御兩殿様間御上京と記せるもありて畫一ならず來島又兵衛久坂義助に特に世子の隨從を命じ専ら遊撃隊の組織を掌らしむ世子護衛の爲めなり十一日公世子と與に當役直目附政府員等を召し酒を賜ふ世子上京の故を以てなり長府の宗五郎公子も亦席に列す同日毛利伊勢の罪を免す伊勢は客年俗論黨に擁せられ罪を得て謁見を止めらる今や俗論黨の處分全く終り闔藩一致して世子上京の事を計る故に特に其罪を宥せしなり十二日公世子と與に非役一門休息老中大組頭寺社奉行奏者目付

使番手廻物頭先手物頭講習堂用掛郡奉行徒士頭作事頭等を召し酒を賜ふ長府家
老三吉内藏介用人粟屋族も亦席に列す是に於て世子上京の事略、定る同日公高
杉晋作に命じ親書を齎らして岩國に赴き更に監物に説く所あらしむ申合書の第一節に別紙と稱するは井原主計をして勸修寺家に進達せしむるものなるべし後段に載す其書に曰く

寒冷之節愈々御無異珍重存候然ば此度上京一決に付て御談に及度儀有之山口
表御出浮之儀申進候處折柄御不快且人心不折合折角京都向之首尾御案中上京
の儀に就ては御不審も有之歟之由致承知候然處十八日之變全く其節詰居之者
之越度とは思ひ不申候に付不束取調之儀は先一應申立置丹誠を竭し闕下に伏
て七卿御歸洛朝政御改復を奉願候外他念更に無之此節備向取調精々申付置候
得共其策略等之儀精密に無之ては上京も難相成に付其邊之處及御相談度候間
少々も御快候はゞ一日も早く御出浮之程相待申候昨年來父子決心之趣は御承
知之御事に付御疎無之儀には可有之候得共御内輪にても重疊御解諭被成神州
之正氣維持し奉輔翼聖明度寸誠而已御察可被下候委細は使之者申合候間御聞

取可被下候早々不備

十月十八日

尙々御氣分御保護專要幾回も早々御出浮待入候也

監物様

大

膳

机下

(高杉への訓令)

高杉晋作へ申合之覺

- 一 不束取調之儀先達て其儘に被差置候段被及御達候處其後思召有之別紙寫之
- 一 通御答書被差出置可然との御事にて近々一人上京勸修寺殿迄被差出候事
- 一 七卿御歸洛朝政御回復之儀丹誠を盡し闕下に伏願可被爲成候得共如何様之
- 一 差障可有之哉も難計に付兵力を不用ては不相叶儀も可有之御備向精々御調に
- 一 相成候間策略御決定次第押しても御上京可被爲成候事
- 一 昨年來御國是の叡旨を幕府列藩へ御申込之旨意武備充實之上攘夷御決定之

理無之攘夷御決定にて武備を充實可致との趣にて有之候事

右之趣を以監物様へ被申上御氣分御取繕早々山口御越被成候可様有取計候以上

(老 臣 連 署)

二十二日晋作岩國に到り監物に謁し公の書を呈して説く所あり且つ其山口に來らんことを促して曰く頃日我が直目附を招かる然れども該職は多事なるを以て來り候することを得ず閣下若し公に對して言ふ所あらんと欲せば希くば山口に到り躬親しく公に告ぐるあれ傳語恐くは訛を生ぜん晋作敢て貴命を傳るを辭すと其明日監物答書を裁し人をして晋作の旅舎に就き之れを授けしむ其書に曰く幾重も々々御上京之儀は御大事と奉存候

此度爲御使高杉晋作被差下奉辱尊簡謹で拜讀殊兩種拜賜難有奉存候新寒之砌愈御安泰被成御座奉恭賀候御上京之御主意縷々被仰下承知仕候此儀に就ては深御案申上頃日御時節とも不奉存其所聊申上試度相合居候へども晋作申分も有之差控置候此上は無緩保養相加早速罷出候心得には御座候得共素より痔疾

差起り候節は起居不都合之爲體いまだ難期時日乍憚不惡思召置可被下候其内

御請迄呈書仕候此段宜御執成可被下候不盡

十月二十二日

吉 川 監 物

益田右衛門介殿

晋作再び監物に見へ更に説く所あらんと請ふ使者其病の故を以て豫め之れを辭す晋作使者に謂て曰く唯此の一簡を受く僕何の面目ありて復た山口に復命せんや若し見ることを得ずんば書を上りて陳ぜんと欲す願くは附箋を以て答詞を賜へと使者歸り報ず監物更に晋作に答へしめて曰く速に山口に赴くは固より望む所なり但、病未だ癒えず快期亦豫知すべからず勉めて加養し其怠るに及んで更に報ずる所あらんと晋作争ふこと能はず二十六日山口に歸る二十八日監物の使者今田傳演説書を携へて山口に來る二十六日岩國を發せしなり要高杉の使命に答へ疾の故を以て未だ山口に來ること能はざるの意を反復するなり是れより先き二十一日道路説あり曰く津山因州の二侯中川宮を奉じて西下し此月十五日既に姫路に宿す是

れ或は七卿の罪を問ふに非ざるかと藩政府之れを聞き急に命を吉川氏の臣進藤全平屋敷番に傳へ中川宮一行をして封内に入るなからしめ若し肯かざれば兵力之れを支へ宮にして下藩の要件あらば其衛兵は悉く藩境に留め長兵を以て代て護衛すべきを言ふ而して流言全く訛聞に屬し事なくして止む二十二日命を遊撃隊に下して三田尻に赴かしめ來島又兵衛をして之れを總轄せしむ蓋し來島又兵衛遊撃隊を率ゐて急に事を擧げんことを希ふ故に姑く差發を命じて其氣を移養せしむるに由るか或は陰に中川宮の風説に對する警戒なるか其詳得て知る可らず

遊 撃 隊

右追て御上京御供可被仰付に付三田尻邊出張被仰付御下知相待候様被仰付候事

來 島 又 兵 衛

右近日御上京御供可被仰付に付御役現勤被差除遊撃隊爲總括三田尻邊出張御下知相待候様被仰付候事

二十六日諸卿悉く三田尻より移て山口に寓す是れより先き此月九日三條西東久

世の二卿三條卿を湯田に訪ひ淹留數日十六日三卿皆三田尻に歸り六卿悉く山口に移るの議を決し二十四日三條卿先づ湯田に至る山口に移るの日奇兵隊士數十騎之れを護衛し五卿皆氷上山眞光院に入る諸卿は右田に移るの豫定なりしも氷上山に更む諸卿の三田尻を發するや騎馬遠行を試るの體を装ひ人をして其實を知らしめず翌二十七日に至り眞光院滯留のことを告げ其從者等を召集す同日奇兵隊の諸卿警衛を免し仍三田尻に留らしむ當時の文書中或は七卿とあり或は六卿とあり往々混雜す是れ澤田尻を除きたるものと依然七卿と汎稱せしものとあるに因るなり

右六卿方警衛被仰付置候處被差除三田尻御茶屋入込被仰付追々來集之他藩人應接并富海より小郡邊迄海岸御手當向御代官申合實備相備候様引受にして心遣被仰付候事

當時諸卿隨從の浪士中眞木和泉は固く世子及び諸卿の帶兵登京の説を執れり曩きに三卿の湯田より三田尻に赴くや和泉留りて湯田に在り二十二日和泉亦三田尻に歸り出師三策を諸卿に獻す極めて誇張激越の漢文なるも勤王の師を京畿に出し以て幕兵と抗争し大勢を一轉すべしといふに外ならず其要旨次の如し

其上策に曰く大に廟堂を會し酒を酌で相盟ひ世子軍を帥る三條公以下皆俱に
 し其軍號して五萬と爲し相公は居守す此大軍や宜しく躬ら之れを帥ゆべし而
 して世子之れに任ずるものは賊をして出兵の窮らざるに懼れしめんが爲なり
 支藩某侯大夫某氏をして東西北海を守らしめ猛將をして勇士を率ゐて海上直
 に進て浪華城を破りて之れに據りて以て敵の糧道を絶たしめ別に二三隊を以
 て岸和田を擣き進で河内に入りて其民を撫で華城と相應せしめ次ぐに二三隊
 を以て陰に京に入りて二條城及び霸吏の屯する所を火き或は山に叫び或は京
 に號び出沒隱見測るべからず撓亂躡籍治むべからず漸く進んで膳所彦根城を
 火て湖東に據り以て東山北陸の道を梗き又帥王に約し之れをして越羽の地に
 據りて會の虚を擣かしめ霸府をして西し得ざらしめ世子乃ち馬を馳せて京に
 入り嵯峨の勝地に依り礙然動かずして奏して曰く中川王信を纂ふ其跡云々請
 ふ其罪を糺せと而して竊に鷹公に秘策を授け之れをして萬里公烏丸公其他諸
 侯と内應せしむれば賊の死命を制して我の掌握にありと其中策は即ち云ふ大

に廟堂を會し酒を酌で相盟ひ軍を分て上中下と爲し上軍千五百人某侯帥とな
 り五日先發し中軍五千人世子帥となり嵯峨及び嵐山に陣し下軍千五百人猛將
 を擇で帥となし後發五日山崎に退障し三條公以下皆中軍に在り特り久世公浪
 士年少にして勇悍なるものを率ゐて下軍に在り陣定て關白鷹公に依りて八月
 十八日前後の邪正を糺さんことを請ひ又數、使を諸侯の陣に遣して我軍を佑
 けんことを請はしむ會及び霸吏長の諸侯と合從するを見ば即ち會勇にして謀
 なく必ず怒て起たん我れ上軍を以て之れを伐ち若し已むを得ざれば下軍を三
 隊に分ち皆華城に向ひ一隊は直に城を取り一隊は其南に出で諸侯の守兵を蹂
 躑し一隊は其東北に出で、村落の間に號呼して皆火を以て勢を助け神速天よ
 り殞つるが如く備ふる所を知らざらしめ復命して二隊となりて城を守り一隊
 は河攝の間に出沒し城兵と相策應して以て糧道を絶ち京に入て又守り又中軍
 より二將を遣して各兵千餘を率ゐ一將は進で三井寺に陣し賊の東歸する者を
 伐ち且つ東兵の京に入るを沮み一將は丹の諸城を略し進で若州を屠り且つ比

叡岳及び愛宕に上りて賊を卑きに瞰之れをして動くことを得ざらしむるなり其一方を闕て之れをして生路を得て逃れしむるも亦可なりと其下策に於ては即ち云ふ部署既に定まるも力めて出でず乃ち支藩某侯をして入京し關白鷹公に依て冤を訴へ且つ八月十八日前後の邪正の在る所を請ふ其辭懇到深切世之れを聞かば涙を墮さざるものなきが如くならしめ又數使を發して諸侯の陣に遣して我が爲に冤を雪がんことを屬す其辭公平質直人之れを聞かば義に感ぜざるものなきが如くならしむ則ち關白必ず拮据し諸侯必ず周旋せん縱へ必ずしも皆然らざるも一二侯の我を佐くるものは今日且つ之れあり況や我が切に之れを求むるをや乃ち大舉徐徐にして陣を形勝數處に進め兵を勸すること敵を待つが如く乃ち禮を備へて入朝し會侯狂妄の罪を奏し此日輕兵小許を從へ我陣を戒め不虞あるものゝ如くし皆入れて以て命を待て退かしめ遽に兵を引て大内に入りて據り十八日賊の爲す所の如くし以て賊を徵し來らば之れを縛し來らざれば之れを伐つ而して是れより先浪士強悍にして謀あるもの數人を

選で各數百人を率ゐて之れに戎器金穀を貸して四散して遽に覇地を襲ふて之れに據り又陰に京に入りて營を火き糧を焚き又間を放ち書簡を射賊をして從ふ所に眩し合する所に惑はしむべし

此時に方り長藩上下伏闕雪冤の情は即ち切なり然れども眞木の三策の如きは一篇架空の論のみ固より實際問題となすに足らず長藩政府に在りては力めて諸卿及び有志の激論を慰撫し之れをして發せしめず遊撃隊を三田尻に遣し諸卿を山口に移すも其意蓋し之れが爲めなり

當時政府中にて浪士等の上京論に同情したるは中村九郎なり麻田は之れに反し進發尙早論を唱ふ尙早とは表面にて其實は非進發なり桂小五郎高杉晋作等麻田に同意なり長州人にて最も深く進發論に化せられしは來島又兵衛なり

案するに諸卿の移轉は壯士等を激せんことを慮り藩政府も稍、苦心せし迹あり諸卿も亦自ら好て移轉せしに非らざるに似たり蓋し毛利氏は當時滿を持して形勢を窺ふの意あり而して又澤卿の事あり故に浪士をして諸卿と相通じて輕舉に出でざらしめんとしたるならん諸卿移轉に關し會議所より書を以て藩政府の答議を得たるものと藩政府の定めたる條規とあり之れを見るも亦略、

事情を察するに足る答議の要點を見るに浪人拜謁は總て諸卿自ら三田尻に赴き之れを許すべし但豫め藩吏と協商すべし水野丹後眞木和泉二人は條公に湯田に常從し轟土方も時々參趨して可なり氷上の諸卿湯田に往來するは隨意たるべし會議所と浪士取扱との規則は藩政府之れを定むべしと云ふに在り尋て定めたる條規に據れば少く更正したる所もあり其要點を見るに京都より條公に隨從の土藩士七人は氷上に移り氷上より公の使用に任ずべし諸卿警衛は從來三田尻にて警衛に任じたる諸卿の臣僕毎五日交代を以て三田尻より湯田に五人氷上に十五人を出すべし奇兵隊の警衛は之れを廢す漸次來聚の他藩人應接は總て奇兵隊之れに任じ佐々木男也佐世八十郎事務所を設けて之れを總轄すべし眞木和泉水野丹後宮部鼎藏轟武兵衛山田十郎土方楠左衛門中村圓太は會議員たるを以て湯田氷上隨意の地に隨從して可なり他藩人諸卿に謁せんとする者あらば佐々木佐世事務所に於て其趣旨を質し諸卿に稟議して總て關門符を與へ奇兵隊中より同行者を付し湯田若くは氷上に送り事終りて直ちに歸

らしむべし一泊を許さずと謂ふに在り文中土藩七人とあるは奥村左傳次黒岩

其二上杉鐵三郎楠本文吉南部辰兵衛利岡甚兵衛なりと記録に見ゆ又十一月二

十五日に至り田所壯助眞木外記中岡慎太郎亦會議員を命ぜらる

藩政府既に六卿を山口に移し先づ藩内不穩の源を塞ぎ徐に上國に向て形勢挽回の策を講ぜんと欲す世子上京に先ち井原主計に命じ奉勅始末と查點書二通とを齎らして之れを朝廷に上らしむ主計は二十五日上京を命ぜられ其夜政事堂に於て老臣に會し諸文書を閲し八月十八日以降形勢推移の情狀を詳にし二十六日尙政事堂に於て老臣より使命の要を聞き同日更に公に見えて奉勅始末を受け急に上京するに決せしなり抑も奉勅始末は公か嘉永癸丑以後國事に奔走せし始末を詳述し一に勅命を奉じ叡慮を重んじて行動したるの衷情を

明かにし幕府の因循姑息を慨し暗に朝議の矛盾を説き公か罪を朝幕に獲るの理なきを辯じ斯くの如くにして朝疑尙解けずんは召して玉座の前に陳言する所を親聽せられんことを哀訴せしものなり查點書二通は讃岐守監物以下の不肅を查覈すべきの命に對する分疏にして公は朝命に従ひ二人以下を糾問せるも皆善く公の意を體し尊攘の大義を守り朝威を憚りて忠憤を忍び八月十八日の變に應し

たるの外なきを以て之れを罪するに忍びすと謂ふに在り奉勅始末と查點書とは左の如し

奉勅始末記

癸丑外夷之事起りしより戦争に決し和議を斥け候を以度々幕府へ及建言戊午墨夷之請閣老を以御窺相成勅許無之列藩へ議下り候其節も叡慮遵奉之主意を以待夷之良策被爲建度段建白仕候處幕政因循終に上已上元之變を醸し候次第不忍傍觀家臣重職之者を以官武間之周旋申付於關東は一橋越前之登庸申立候得共不相叶田安上京板倉閣老に擢任と申迄に議定り一先朝廷向之御様子御伺仕らせ候處豈計家臣は愚意取失ひ自己之及密疏候に付速に嚴罰申付奉霽宸疑彌以周旋盡力候様厚き朝命を蒙り候に付其節先年來被仰出候勅詔并御沙汰書に當り候て御定議之御旨奉窺候二事六箇條之内下田條約通りは御不本意ながら御許容被遊候御事歟と御伺申上候處御附紙を以下田條約尤不被爲好候得共既に以前於關東爲濟候上言上有之歎思召候處重て假條約數々條言上實に被驚

思召二十六日御別紙之旨無餘儀被仰出候儀にて勅許にては無之其後自關東言上御約定可有拒絕堅固御約定に候且又蠻夷追々驕傲猖獗下田條約頃と同日之論に無之以外之儀則當時下田條約を被宥可然とも難被仰出假條約は御破却御拒絕被遊度思召候との御答被仰下候に付御確定叡念始而伺定め彌決心叡慮貫徹候様盡力可仕と家來どもへも堅く申聞長門守關東差下右窺濟の外御赦宥一條追々遂其節候由に付此餘は攘夷之大義一途に周旋不致ては事多端に涉り却て叡旨貫徹之驗相立間敷と考最前窺定め候下田約條假條約とも御破却御拒絕と申叡慮之所被爲向を幕府へ精々可申解旨書面を以前關白殿下へ家臣差出言上仕らせ候處委曲御領承被爲成其後言上之趣全叡念御符合之段被仰聞候に付其段長門守へ申遣し尙又攘夷之儀幕府に於て彌決定列藩へ布告策略之次第拒絕之期限等衆議可及奏聞旨勅使を以關東へ被仰遣右同様之御旨拙者へも被仰聞周旋盡忠候様との御内命正親町三條殿より御書面を以て被仰下候付長門守事は於關東微力を竭し越春嶽土容堂も素より同論同志之上老練にも有

之不容易受駭曳且々も遂其節候て歸京將軍家より長門守へ彌叡慮遵奉可致との御直答之次第を及奏聞叡感之旨被仰聞候最前於關東將軍家御上洛之儀及建議御採用相成居候付右勅命遵奉之上は列藩へ策略見込相認上洛前迄に差出候様との幕令有之候得共於拙者父子は叡慮御深旨は戊午年來之御決定にて戰之勝敗は必御算定被爲在儀にては無之唯國體之立不立と義理之闕不闕とのみにて聖斷被遊候御事と奉伺其證は戊午三月二十三日閣老へ御渡相成候御沙汰書に今度之條約迎茂御許容難被遊思召候衆議中自然差違彼より及異變候節は無是非儀と被思召候と有之候得ば假條約破却と申事に相決候て天下一統決戰と心得は勿論の事に可有之と御窺申上候處其節條約破却一決候は、先達て御内沙汰之通尤天下一同決戰は勿論にて防禦速に相整候様被遊度と御附紙を以て被仰聞候午年にてすら無是非儀と被遊宸斷候御事に御座候得ば今日に至り假令武備不充實共攘夷之延引可相成理無之は天下之公論宸斷之御旨實に天祖より御受傳之皇國眞武正氣と奉感戴長門守并家臣共へも此旨趣重疊申含於關東

幕府其外へも伺取成之儘を申傳させ候處勅旨遵奉と申事に相成自是は自國引受之武備假にも取調期限決定候は、他に後れを取間敷と父子申合せ候得共從朝廷御差留も有之旁長門守儀は京都殘置於拙者は速に歸國々政改革武備假成にも整候内將軍家御上洛列藩集義將軍家御滯京十日歸府二十日後は必拒絕と御請之由にも相聞候得共彌御決定之儀不相分候に付當三月十二日長門守より家臣を學習院へ差出攘夷之儀彌何日頃に御決定相成候哉と手控にして御問出仕らせ候處翌十三日御附札を以四月中旬決定と被仰聞候段國元申越致承知即時國內に布令いたし候は四月中旬迄は先應接不得止征討中旬後は直様征討と相決要衝の場所へは成兵差出置候處夷船不來警戒仕居候内四月二十一日傳奏坊城家より外夷拒絕之期限來五月十日御決定相成候間益軍政相調醜夷掃攘可有之との御沙汰有之同月二十三日同家より攘夷期限五月十日無相違拒絕決定之段將軍家御請有之由御達し相成右御請書をも被相渡幕府よりも攘夷之儀五月十日可及拒絕段御達相成候間右之心得を以て自國海岸防禦筋彌以嚴重相

備襲來候節は掃攘致し候様水野和泉守より達有之其以前三月十八日之幕令等攘夷之詔御奉戴にて早々拒絶之應接にれよび外夷承服不仕候節は速に打拂候様にと有之夫より五十日を隔五月十日にては談判は勿論策略は素より幕府へ御委任に候得ば頓に相立候事故拒絶期限御布告相成事に可有之況して年來攝海防禦筋苦心致し見候處明石加田嵯峨關赤間關之四口は右攝海之要衝にて殊に赤間關は中西國之咽喉に候得ば拒絶期限以後赤間關出入之夷船萬一攝海へ亂入之往來も難計拙者父子共年來叡慮貫徹候様にと官武間に周旋いたしなから攝海亂入之船を領内に於て自儘に往來致させ候ては朝廷幕府へ奉對言行相違面目無之次第と存込居候付警戒彌以嚴重に申付竟に五度馬關之戰爭に及び素よりはか々々數軍も不出來候得共叡慮遵奉幕議承順之寸志を相遂是よりして彌以國政を一新し武備を全治し皇國之御武威を海外へも輝し候様仕度と日夜苦慮仕居候處因州浪華之一擧のみにて眼前小倉之如きは我苦戰之狀を傍觀し隣交之情誼不相辨候者叡慮幕議之貫徹如何成障り有之候哉微力獨任にては

一身一家之分をば盡し候得共御全國御持堅之目途難相立事と考其段及言上攝西列藩へも使節を馳せ應援を乞ひ且其見込みも尋問し又朝廷よりも列藩へ無洩御布達相届候様相願候處恐多も期限不相達速に及掃攘候段叡感不斜御旨蒙御沙汰尙又態々監察使御下向にて軍勞御慰撫有之全國感激死力を盡さんと決心仕候左候て筑前其外五藩へ應援之御沙汰も降り追々列藩之厚意を辱し鹿兒島英夷と之快戰洲本明石等之砲發有之候然處於關東は和蘭も魯佛其外同様之御處置に相成候儀御主意柄難相分と候て四月二十一日朝廷より被仰出候後水野和泉守より三港奉行へ申達候通には不取行旨申出候由然處於拙者は和蘭之儀他夷同様拒絶可然段既に御伺仕居候事にも有之其上於將軍家勅意御遵奉之儀は長門守へ御直答も有之拒絶期限をも御達相成候上は其筋に付幕意聊も勅旨と齟齬仕候儀無之筈且一旦兵端相開候後に付最早穩便難取計段幕府へ申立置候然處一橋卿よりは閣老并大小之有司同心仕候者一人も無之との儀關白殿下へ書中を以言上有之其節將軍家御滞坂に候處小田原迄罷下り聖旨貫徹候様

所置仕度段言上有之由にて朝廷より京詰家臣等へ御下問被爲在候付此儀一段可然儀と内密御答申上候由斯迄將軍家御苦心之事に候得ば一橋卿御談合吃と貫徹之驗可有之と考居候處豈計於大坂六月十二日水野和泉守より夷國拒絕之儀に付了解難致廉は可相同等尙横濱談判中未御手切に不相成内猥に兵端を開き御國辱を取申間敷彌御手切之達有之候迄は渠より不襲來は粗忽無之様との儀家臣へ申聞せ有之候得共既に叡感之御旨被仰聞家來末々迄勉勵之折柄朝旨幕意と齟齬仕候様にては甚不可然儀且國之榮辱は戰之勝敗には有之間敷只正氣之衰を盛以て榮辱を分ち可申尙又拒絕之儀に付了解難仕廉無之由相答置候處又々於江戸今度京都へ被仰立之旨も有之拒絕之儀は勅命に候得とも策略御委任に付此上彌打拂候迄は幕令相待航海船へ發砲差控候様との儀密封にして渡方相成候得とも叡慮遵奉にて拒絕期限御請有之候付即ち幕意を承順して掃攘之沙汰に及候間妄動とは不心得又國力を不顧義心作興を以て要務と考定追々及建言候事に付幕府之策略も愚考をば御採用相成候事と相考何分只今

戦闘打止候ては一藩の動亂不容易段相答候彼是之應答道路相隔書中意味難解儀も有之たる哉竟に幕使下向に相成五月十日夜亞船へ發砲并外夷拒絕之儀は談判決定不相成以前襲來にも無之船へ妄發之事詰問有之に付拒絕明限五月十日御請相濟候段從朝廷被仰聞候付期限よりは夷船と見受候はゞ可打拂様及沙汰置候に付十日之夜國柄は不辨候へ共夷船と見定及砲擊候尙又談判にては拒絕之驗不相立驗不立は拒絕とは難申談判は拒絕之前に有之事と相考且夷情難計通行襲來何れにて差別可相立哉期限よりは必戰と心得居専ら沙汰筋を守り及奮戰候事に付妄動とは不考段書附にして關東へ申越置其後は爲何儀も不申來候得共將軍家之御忠誠佐之以一橋卿之賢明勅意遵奉之上拒絕期限を書附にまでして言上有之且御上洛中拒絕之應接振を從朝廷御尋有之候節一時和親交易取結候得共元來不經奏聞開港候事故闖國人心不居合之廉可申渡との答書有之事にも候得ば談判にて拒絕期限延引におよび候とも幾月と決定致兼候儀は無之筈其節中川宮御建言にも掃攘之儀遅々致し候より國內一致之場に至らず

既に及接戰候得共列藩拱手傍觀致し居候次第不堪切齒云々尙又攘夷先鋒被蒙仰度御懇願も有之是畢竟午年に聖察被爲在候通有司之不取計に出る事かと考居闔藩其疑を抱き憤懣の餘いか様之儀出來も難計と鎮靜方苦心大形ならず候處遂に夜中何者共不知幕使旅館へ令狼籍候様之儀も有之右様叡慮遵奉幕議決定之上尙ほ不徹底之儀有之候は如何成故にて候哉奉對天朝申上は恐多候得共叡慮彌以御決定卓然たる御實行天下感動仕候程之宸斷被爲在之外御處置も有御座間敷と奉愚考兼て奉伺居候御親征之思召此時宸斷被爲在度御事と石清水迄行幸暫於彼地御軍議攘夷之御駈引被遊候様にと家臣を關白殿下へ差出内密建白仕らせ候處宸斷意表に被爲出大和行幸神武陵并春日社等御拜暫御軍議伊勢神廟御拜可被遊との御旨被仰出誠以驚起感奮仕自國攘夷も懸念にも候得共父子間申合供奉申上度理裝罷在候處八月十八日何事とも不知俄に堺町御門へ干戈を持野戰砲を列し多人數出張有之候付警衛差出置家臣等兼て之申付を相守り覺悟も極居候得共九重近き御場所柄奉憚朝威武備嚴重に仕居候内御門

御固御免有之勅使を以攘夷御倚賴之勅命をも被仰聞候付京詰人數國元引歸其後上京御差留家臣九門之内立入御禁止且家臣共不束之取計有之候に付取調候様との御沙汰に候得共憚朝威武勇憤候段而已申出兼て申付る處之尊攘之大義を相守候て之取計にて咎科申付候に難忍就ては御歎願申上候通に御座候此餘宸疑難被爲霽趣も被爲在候は、乍恐父子間玉座近く被召出前段之始末委細言上仕度其上にて尙も叡慮に不相叶幕意にも違ひ候事に候は、如何様之御譴責を蒙り候共聊遺恨無之と決心仕尙八月二十五日御書附を以勤王之諸藩不待幕府之示命速に可有攘夷之由叡慮被仰下候付闔國之士民彌以攘夷之布令嚴重に申付候

(取調書の一)

八月十八日之儀毛利讃岐守吉川監物以下家來共取調申候處當日俄に九門内干戈を以御警衛等有之候御事に付兼て堺町御門御固め被仰付置候間偏に九門内不尋常御一大事と奉存不取敢人數等差出且逐々詰居之者共馳集候處不圖堺町

御門御固被差除候段如何之御儀に御座候哉不奉存候へ共朝廷の御爲一途に抛身命御警衛申上候心底に御座候處右之御達有之乍恐一同安心仕兼是非奉歎願候て朝廷の御様子奉伺度奉存候處交々御催促有之無餘儀一旦大佛迄引取候然處前條之次第に付憂憤之餘自然騷擾に涉り候儀有之候ては不相濟と奉存直様國元へ引取申候且又七卿方御事も其節之次第不穩事と而已存其上攘夷御先鋒をも被爲願候御様子に付御供申上候實に當日之勢難陳盡不得已次第に御座候段申出候此段厚御憐察被成下候様奉願候以上

(取調書の二)

去八月十八日毛利讃岐守吉川監物以下家來共取調之廉々

十八日讃岐守以下多人數一同御所近く相詰候事

此段十七日夜中堺町御門内干戈銃砲を以警衛之趣兼て同所へ差出置候家來より注進に付九重非常之御事と奉存人數差出候所他藩御親兵も一同馳集候儀に御座候

同斷之節武器持運候事

此段御所廻り既に干戈銃砲等を以警衛有之候付相應用意仕候儀に御座候尤御所邊奉憚大砲小銃等は外向へ備置甲冑をば着用不仕候

十八日朝屋敷へ引退候様御沙汰之處大佛迄引取候事

此段急遽之砌多人數手狹之屋敷へ入込候事は騷擾難計偏に鎮靜可仕と相考一

先大佛迄引取候儀に御座候

七卿方を御連歸仕候事

此段三條殿を初忠誠正義人望之屬候御方々鷹司殿下へ御會合相成大佛迄御引取候て御身事御切迫之御様子萬一不圖之儀有之候ては皇國之命脉にも相拘叡慮も不被爲安御事と奉存一先御引取之上兼て忠誠之御心事明白に相成御復職をも被仰付候様奉歎願度且又右御方々外夷掃攘積年叡慮貫徹候様於實地被成御盡力度御志も有之領海要衝之場所旁御連歸仕候儀に御座候
大佛表にて謹で可奉待御沙汰之處國許罷歸候事

此段攘夷之儀別て可被遊御依頼との御事に付國之海防に盡力且宰相父子存意相伺候様仕度其上大佛表滞居候ては如何體騷擾出來も難計候に付一先引拂候は、輦轂之下擾亂有之間敷と偏に忠憤を忍び御届申上置引取候儀に御座候

主計既に命を受け防州熊毛郡の采邑に歸りて行李を整へ十一月八日上京の途に就く久坂義助之れに隨ふ義助は十一月三日隨行の命を受く又遊撃隊の壯士を精選し以て其護衛に充つ此人員詳ならず其人名の記録に存する者瀧次郎藤井源五郎渡邊與八郎佐分利德三郎今津宇三郎神代直入井町武三松田良三(長府藩士)有川常松(同上)内田五郎(德山藩士)渡邊與市(清未藩士)德永恭平(毛利筑前家臣)右田鈴尾(同上)佐伯稜威雄(八幡社神職)

當時政府員より京都留守居と大坂頭人にと寄せ主計の爲めに幹旋盡力せしめたる書あり曰く井原主計殿勸修寺殿迄御差出に相成候御書面其元持登被仰付候處當節柄之事に付容易に入込も相成間敷哉に候得共此度之儀は御上京御道開にも相當肝要御使者柄之事に付先達て根來上總殿同様大坂にて御引取候ては不相濟儀に付如何様にしても入込候て御願被相達候様被仰付候其御含を以

て諸事御配慮可被成候此段御自分様迄可申進由御當役方被申付如此御座候恐

惶謹言

其九日に至り根來上總嘗て益田右衛門介が堺町門變後朝廷に上りて却下せられたる上疏二通を主計に送付し查點書と并て之れを朝廷に上らしむ其趣旨相同きを以てなり二疏は十二月十二日伏見に於て奉勅始末と共に主計より勸修寺家雜掌に交付したり

(根來上總より井原への通牒)

一筆令啓達候當八月十八日於京都差出候書面別紙兩通其後御差下けに相成候處此度御自分様御持登相成勸修寺殿へ差出相成候御書面御旨趣全く右兩通と同様之事に付一旦御差下げ相成候を押被差出候儀にて御憚多御事には御座候得共十八日詰居之面々歸國委細御取調有之不束之儀共不被思召之御事にて此度之書面御差出に相成候儀に付幾應も御懇願被成御請込相成候様御配慮可被成御取計候恐惶謹言

十一月九日

根 上 總

井原主計様

坪井九右衛門に死を賜ひたるは即ち此日なり十一日結黨妄議を禁するの令を下す嘗て結黨傲訴に因り罪を得たる岡本吉之進は赦宥後尙前論を主張し時事を誹謗するの故を以て同月二十二日戒飭を受けたり

(結黨申禁の令)

結黨恣訴訟輕公儀破法之儀古來之御嚴禁御條目之旨歷然に候處近頃間々不心得之者有之不奉御主意不憚御時勢自身不平之邪念よりして處々密會結黨妄議御政事候段全失士道之本意候儀に付追々御咎被仰付候處此餘右體之儀於有之は御心外ながら御條目通御嚴法に可被仰付候條銘々心得違無之様可被致候事

此時に方り俗論黨の處斷漸く終り藩情略、定まる今や毛利氏は上下一意京都形勢の挽回に従事せんとせり

此時期に於て長藩七卿と他藩との關涉事項亦甚だ多し十月朔久留米有馬侯の使者櫻島詰藏加藤幾次郎小郡に來り我藩戒嚴中なるを以て他藩人の山口に入るを謝絶す國司次郎三郎小郡に於て之れに接す攝津打出

村陣屋讓渡を謝し京都の變狀を問ひ且つ幕命あるを以て眞木和泉を交付せんことを要む藩政府眞木在らずと稱して之れを辭す三二使信せず和泉三田尻を去りて五山口に來り關門内に寓して之れを避く朔日小寺新之丞を藝州に遣はす幾くもなく藝州の使者淺野左太夫山口に來る國重徳次郎出て、之れに接す後ち公亦淺野を召して謁を賜ふ二十十日三條東久世三條西の三卿湯田に在り眞木水野土方等の諸士と謀り千屋菊次郎清岡半四郎を水戸に派せんとす同日大和彌八郎久坂義助中村九郎等湯田に至る蓋し亦其議事に與るなり幾くもなく二使三田尻を發して水戸に赴く十四日發程千屋は元治元年二月十四日歸着し清岡は同年二月朔日歸着す二使は江戶に於て大場一眞齋に面し三條卿の書を致し并に五卿等の誠意を説き其援助を求む一眞齋其意を了し返書を二使に附す十一日諸卿又議して使を薩州に遣はさんとす蓋し大島三右衛門に説く所あらんとするなり其十四日遂に松山深三をして三田尻を發し薩州に赴かしむ十六日肥前田代在住の對州藩士平山保之進緒方隼人等五人馬關に來り世子の上京に隨行せんことを請ふ村岡伊助神村判出て、之れに接す五士の來るは久留米藩士肥口多四郎が田代に至り我が世子が本月二十日翌十七日五士をして三田尻に赴き後命を以て上京の途に就くべしと語りしに因ると云ふ

を待たしむ十八日彦山權僧正の使僧權大僧都嚴瑤坊權少僧都教觀妨來り世子に贈るに上京祈禱の符札を以てし更に諸卿に謁して曩きに三條卿が遣はす所の使命に答ふ同日肥後藩士河上彦齋九州に赴く諸卿之れに授るに檄文を以てし有志の士を激勵せしむ其文に曰く

方今形勢逐日切迫被惱叡慮候段不堪悲嘆候天下有志之士憤發可有此秋に候勵尊攘之志速可安宸襟者也

亥十月

筑前藩士早川養敬久野五郎兵衛麻田孫四郎等亦三田尻に來り矢野梅庵より三條澤二卿に復するの書を致す要は諸卿の不幸を弔し且つ福岡藩亦尊攘の業に怠らざるを言ふ福岡藩亦佐幕勤王二派あり後慶應年間に至り遂に内訌を生じ勤王の業を逐ぐるに至らざりき二十日岡藩士古賀剛太郎櫻村富衛等十二人馬關に來り世子上京の隨行を請ふ之れを三田尻に送り二十後命を待たしむ二十一日大和彌八郎を津和野に遣はし關門を國境に設くるも他意あるに非らざるを辯せしむ

第六章 堺町門變後の毛利氏 (其五)

(藩内形勢)

公と三條卿との萩行○吉田稔麿の江戸行○諸藩へ奉勅始末開示○中山忠光卿の潜伏○朝廷幕府への上書○吉川家との交渉○福原乙之進の自殺○奉勅始末公布○諸隊に親諭○馬關の守備○奇兵隊の馬關出衛○薩船砲擊事件○和蘭新聞紙和解の公布○京紳との關係○山口の狀況○戰時同様の藩情
十一月七日公萩に赴き明倫館に入る清水清太郎大和彌八郎波多野金吾渡邊内藏太檜崎彌八郎天野謙吉等之れに従ふ公の生母惠日院一周年忌法要の爲めなり其八日三條卿亦萩に赴く公の萩に在るを機とし共に萩の士心を鼓舞せんと欲するなり政府爲めに令を士民に下し敬禮を厚くせしめ又別に令を下し今後諸卿屢々外出あるべきを以て均しく敬禮を失ふことなからしむ公九日を以て法會を行ひ十日を以て三條卿を旅館に訪ひ後ち世子と共に近郊を巡覽す十一日漁を越ヶ濱に

觀十二日好生堂の講書を聽き又劔槍の演技を東稽古場に見る十三日聖廟を拜し
 三條卿と明倫館講堂に臨んで生徒の論語討論を聽き又銃隊操練を練兵場に見る十
 四日三條卿沼田に赴き製銃場を觀川上に至りて製藥所を見る三條卿は十九日萩を發し深川大寧寺に詣せん
と欲して正明市に宿し寒疾に罹り數日淹留十二月二日を以て湯田に歸る大寧寺に公特に令を發し
卿の遠祖右大臣公頼の墓あり公頼は天文二十年大内義隆に伴ひ大寧寺に自刃せり
 十三日より十七日に至るまで在萩十五歳以上の諸士をして悉く出師に準じ文武
 の業を明倫館に演習せしむ十六日公萩を發す明倫館の諸士軍装して之れを大谷
 に送る同夜公佐々並驛に宿し十七日山口に歸る公父子と諸卿とは士氣を鼓舞せんことを欲し各種の演技操練等を觀ること此前後頗る多し今皆記せず
 八日吉田稔麿を江戸に遣はす稔麿嘗て名を松里勇と變じて幕府の士妻
 木田宮後隱居して向休と稱すに仕へ功あるを以て深く田宮に信ぜらる是に於て田宮に依りて
 毛利氏の爲めに幕府に説き以て幕疑を解かんと欲し自ら江戸に赴かんことを請
 ふ兼重讓藏等之れを危み慰諭して止めんとす稔麿固く請て已まず公聞て之れを
 許し物を賜て之れに餞す三所物 鐔五枚稔麿十三日の夜を以て三田尻を發し海路東上す
十八日宮城直藏を江戸に遣はし稔麿と協議せしむるの命あり時に偶々妻木向休亦長藩と幕府との間を融解せんと欲

し閣老板倉周防守に進言する所あり終に書を發して稔麿を招かんとし十月二十
 八日先づ書を藩邸留守居小幡彦七に寄せ密に之れを其家に招く二十九日彦七向
 休を其大塚の家に訪ふ向休稔麿を招て共に謀る所あらんとするの意を彦七に語
 り晦日更に書を彦七に寄せ稔麿に與ふる書を托す

按ずるに稔麿に送る書は大塚山人と署名せるもの一にして其中に別に妻木の
 名を署せるもの一を封入す妻木の小幡に與ふる書に據れば大塚山人は其從者
 の名なりと云へり蓋し柴田東五郎なるべし二書共に頗る長文なるを以て之れ
 を茲に略するも左の抄出に據れば其趣旨を概見するに足るべし

(大塚山人の書の拔萃)

爲天下爲貴國遠深思慮有之近所之大人より建白有之候處是非明公に御面會無
 之候ては不都合之儀有之候云々誠に貴國は數百年來之御名家名義相立後世迄
 汚名之無之様致し度此事耳近所之大人と苦心仕居候

(妻木の書の拔萃)

相成於馬關已に五度の戦争にも被及候行懸りに候得者右御沙汰筋御奉行に相成候ては叡慮幕意如何哉と疑惑を抱き候様立至り不容易紛亂之次第に相成竟に御國威挫屈之一端にも可相成哉と被思召肝要御沙汰筋違背にも相當候得共無餘儀別紙御願書一通尙奉勅始末一冊此度朝廷へ可被差出と之御事に付勸修寺殿へ御持參早速達叡覽候様御取計之儀御歎願被成候様にと存候御都合次第にては御請込難被爲成儀にも可相成左様之儀に相成候ては不相濟候に付無御拔目様御配慮可被成候恐惶謹言

十一月十九日

(公より朝廷への上書)

私儀攘夷之儀に付叡念を遵奉幕意を承順仕候次第は委曲別書奉勅始末なるべし之通に御座候然處此度御沙汰之趣領内へ及布告候はゞ是迄之叡念幕意如何被爲在候哉と淺陋之下情不奉得察御深旨疑惑を生じ可申領内のみならず列藩も同様に可有之候付天下人心方向不相定より竟に禍變出來も難測上已上元其外種々紛亂

其鑑不遠候將軍家之御請は拒絶と有之候に付談判後之御事と考居候段先達て幕府へ申立置其後爲何御差圖も無之に付御聞濟と心得居申候此上は乍恐朝廷間近く叡感之御旨を以勅書を被賜監察使をも御差下に相成候御事に付不相變掃攘盡微力候心得に罷在候間此段御執奏被成下候様伏て奉懇願候以上

十一月十九日

長門宰相

此書は六日毛利筑前根來上總清水清太郎より草案を公と世子との覽に供し削正を經翌七日麻田公輔をして三條卿に協議せしめ卿の同意を得て朝廷に上りしものなり

後二十六日又書を幕府に致す要は攘夷中止の旨を一藩に令すること能はざるを以て若し鎖港談判中事なきを欲せば宜く外國に諭示し外船をして我が封内を通過すること勿らしむべしと謂ふに在り

(幕府への上書)

私儀攘夷之儀に付御旨意を奉守候次第は委曲別冊之通此度天朝へ申上置候然處横濱御談判中未拒絶之御驗難被爲立由に御座候得ば其内之儀は私領海へ夷艦通航不仕様御告諭振共被爲在間敷哉無左候得者最前領内へ及沙汰置候趣觸

改不仕ては不相濟就ては折角振起之人心又々挫屈皇國之御武威にも可相拘哉
と奉存候當三月中御觸達之趣も御座候付御談判は其節よりの御手始と奉窺候
付如何様之御差縫れ出來候共此餘最早御手數も有御座間敷に付不遠叛服相決
可申候間何卒前段之通程克承服仕候様御處置被成下候はゞ是又拒絕之御一驗
にも可相當哉と奉存候間何分區々誠忠之心底御憐察被成下宜様御明裁之程幾
應も奉懇願候以上

二十三日吉川監物の使者宮庄主水副使香川諒山口に來り十八日毛利筑前に致す
の書を呈す世子上京の不可を陳ずるなり是れより先き同月四日公粟屋帶刀を岩
國に遣はし監物の病癒るを待ち相伴ひて山口に歸らしむ八日帶刀岩國に着す監
物猶病ありて見ず帶刀因て老臣に面し使命を述べ岩國に留ること十七日監物
始めて帶刀を見病未だ癒へざるを以て山口に來ること能はざるを言ふ帶刀猶淹
留して歸らず是に於て監物二使をして書を致さしめしなり二使は監物の書を呈し同
時に粟屋を召還せんこと
をも請
へり

(監物の書)

一簡奉呈上候向寒之砌愈御勇健可被成御座奉恐賀候然者此度御上京被遊度段
御決心被爲在候處御機會御策略之儀に付被仰談度御趣意も被爲在早々御地罷
出候様再度迄御使者を以被仰下速に參候可仕段勿論之儀に御座候得共兼ても
申上置候如く持病之痔疾所詮平愈不仕殊に時下寒氣に差向彌増苦惱甚敷加之
去九月火急に御暇相願歸岩仕候趣に付ては全く私の不徳故とは乍申無間此節
罷出候段難任心底乍恐書中を以鄙意之趣縷述仕候間宜敷御汲取之程奉希上候
先年來厚き御勤王之御精忠に於ては度々叡感をも被爲蒙候御身上に當秋以來
不慮之御不興を被爲得御上京御差止被仰出候儀は實以て浩歎大息之至何とも
申上候様無御座奉存候畢竟は私在京中不行届之取計も有之候より之儀に可有
之歎然る上は早々御上京被遊彼是御釋冤被爲有度御思召之程至極無御餘儀御
事と奉存候得共當時京都之形勢に付て得と愚考仕候處決して御平穩御入京之儀
は無覺束様奉存候萬一御憤懣之餘り推て武猛に御入込被遊候様之御參懸り共

に成行候ては眼前違勅終には御宗社不可謂之御一大事にも至り可申歎幸に攘夷之叡慮は確乎として御動搖不被爲在幕府に於ても已に拒絶談判被仰出候歎にも御座候得者今暫御上京被思召止世上之御模様御熟視被遊度縱令如何様之御策略御座候とも此節御上京之儀は不可然と奉存候先祖廣家辛苦仕候寸功に被爲對爾來二百餘年之御高恩を重ね殊に近年來別て御懇命を奉蒙候付ては乍不及日夜痛心此時に御座候幾重も此度之儀は不容易御事件御宗社御安危の關係仕候所と奉存不憚忌諱愚見萬千之一を申上試候間乍此上御精細御鑑考被遊度伏て奉懇願候此段宜敷御執成可賜候恐惶謹言

十一月十八日

公書を得て即夜重臣をして會議せしめ二十五日更に福原越後に命じ岩國に赴かしむ前田孫右衛門之れに隨ふ翌二十六日清水清太郎に命じ越後と共に行かしむ越後副使一人を得んことを請ふを以てなり二十八日越後以下共に山口を發す此月二十五日福原乙之進江戸に死す乙之進名を長原美禰介と變じ江戸に在り其日

刈屋藩士遠藤木工を刈屋侯の邸内に訪ひ有志四五輩と事を議す捕吏の爲めに圍まれ拒闘重傷を負ひ自殺す他皆捕はる十二月朔福原越後等岩國に到る監物の臣安達十郎右衛門其旅舎に就き監物病を以て直ちに面すること能はざるを謝す四日監物福原等に面す福原等先づ監物の病を問ひ且つ告げて曰く藩公力を王事に盡すこと年あり今に當り袖手傍觀すべきに非ず急に世子をして上京せしめんと欲す三支侯皆異議なし閣下獨り之れに反す今後時機を待ちて上京するものと爲さば閣下亦之れに同意すべきや如何と十一日監物再び福原等を見て曰く上京の事たる大事なり容易に決す可らず八月十八日の變は予首として其衝に當れり故に深く自ら其責に任じて朝廷に謝せんと欲すと福原等曰く十八日の變は事固より豫想の外に出づ責閣下に在らざるは公既に之れを朝廷に辯せり且井原主計奉勅始末を齎し先づ出で、上國に在り罪を閣下に歸するが如きは斷じて之れあるべからず公父子必ず上京して事を裁せんと欲す故に今後事機の至るを待ちて上京せば閣下亦異議なからん如何と監物尙固く前言を執りて聽かず翌十二日監物

三たび福原等を見る福原等説くこと前の如し監物曰く機會常なし豫め同意を表し難し其期に臨み更に協議あらんことを請ふ苟も宗家の爲めに不利なるものは我家誓て同意する能はず是れ祖先廣家の遺訓なり今日の事唯予其責を負ひて罪を朝廷に謝するあるのみ請ふ此意を以て復命せよと福原等復た強ふること能はず十三日岩國を發し十五日山口に歸る

十一日奉勅始末と朝廷幕府に奏上申言せる文書とを閩藩に公示し全藩一致此方針に従はしむ

此度從來叡慮御遵奉之始末別冊寫之通朝廷幕府へ被仰達候依之御家來中末々迄御旨慮厚相心得候様との御事に候右に付ては追々被仰出候儀も可有之事

當時諸隊の概況を觀るに三田尻に奇兵隊あり遊擊軍あり小郡に集義隊あり大島郡に義勇隊あり山口小郡間に八幡隊あり其他各地に郷勇の隊伍を爲せるもの亦少からず奉勅始末を閩藩に公示するの日に於て公又諸隊長を召して親諭書を示

し諸隊兵員并に駐屯の地を定め隊中規則を頒つ蓋し諸隊の士卒意氣頗る昂り動もすれば急激の舉に出んとし來島赤根以下世子發程の遅延を憤り井原の上京を以て迂なりと爲し往々藩政府に迫て危言を試むる者あり故を以て政府之れを戒飭せしなり隊中規則は要するに志氣藝術を考へ且つ農商等をして安りに家を空くせしめず以て編入を嚴にし編入は總督より政府の認可を受けしめ私闘其他妄舉暴動を嚴禁するに在り但し十一日發する所の文書中誤脱ありて二十一日に至り訂正更改す今之れに従ふ

(親諭書)

當今皇國多難に付志氣正敷者處々に奮發致し外患を攘ひ皇運御挽回等相謀る折柄於國中有志之者不少正氣團結要地に屯致候付隊中規矩嚴密に相立國力衰弱に至らず國政益興起致し宿志之通天朝への忠節相達候様致度事に候依之於諸隊此度申付候條令堅く相守於抽忠勤は可爲本懷候也

(兵員及駐屯所の定)

遊擊隊 五百人

右來島又兵衛管轄三田尻被差置

右瀧彌太郎赤根武人總督赤間關被差置

奇兵隊 三百人

八幡隊 百人

右堀眞五郎駒井政五郎總督山口被差置

集義隊 五十人

右櫻井慎平總督小郡被差置

義勇隊 五十人

右佐々木龜之助秋良敦之助總督上關被差置

右之通諸隊人數定被仰付候事

始め奇兵隊の秋穂轉陣の時方り馬關附近の地は彦島に萩野隊と長府士卒百五十餘名とあり馬關小瀬戸に總指揮官國司信濃の手兵と先鋒隊士百餘名輕卒二組農兵一隊長府兵百四十餘名とあり前田に長府兵百五十餘名あり長府城外に約四百の長府兵あり各守備に任ず八月二十九日兒玉小民部馬關出戌を命ぜられ九

月四日先鋒隊士五十餘名馬關出戌を命ぜられ兒玉小民部に隸し前田砲臺角石陣營に駐屯す小民部及び先鋒隊士の實際山口を發し此地に赴きは九月十一日なり尋て林木工に馬關在營政務役を命じ山

縣彌八郎をして波多野金吾に代り馬關總奉行の手元役たらしむ國司信濃は病を以て馬關諸兵總指揮官を辭し采邑に歸休を請ふ九月十八日志道安房を以て之れに代ふ今や諸兵駐屯地の更改あり而して前田角石派遣の先鋒隊士は世子に京都隨行を命ぜられしを以て兒玉小民部之れを率ゐて萩に歸り奇兵隊二百五十名代りて再び關地の警衛に任じ十二月二十四日を以て前田壇ノ浦の砲臺に入る同日日暮長府砲臺警砲を放つ馬關諸砲臺皆戒嚴す夜に入り汽船一隻東方より來り進む前田砲臺之れを砲撃す船退きて豊前白之江村青濱に至る火船中より起り曉に至て終に沈没す翌二十五日馬關總奉行志道安房八谷藤太をして之れを山口に報ぜしむ藩政府報を得て之れを朝幕に稟す同夜長府の士輕舸を出して汽船の跡を追ひ其狀況を探りしに外國船にあらずして薩州船なりしが如し報山口に達す藩政府乃ち堀眞五郎を對岸の地に遣り就て探聞せしむ果して然り此船實は長崎製鐵所の有にして當時薩藩

之れを幕府に借り綿料運搬の用に供し大坂を發し將に長崎に赴かんとするの途次此海峡を過ぎしものなりと云ふ。是に於て藩政府は大に善後の策を講じ薩藩の詰問を待ちて之れを謝せんか或は我より先づ過誤の事由を陳べて之を謝せんか議未だ決せざるに長府侯書を公に上りて怨を薩藩に結ぶの得策ならざるを説き進みて之れを謝すべきを論ず林木工山縣彌八樽崎彌八郎等亦之れに同す

(長府侯の意見書)

乍恐愚察申上候當節京都之御模様彼是と御差纏之折柄過る二十四日薩船燒亡之儀外聞如何可有御座候哉と奉存候乍併此船之儀は彼方より前以通行之爲知も不申越其上薄暮何れの山陰に歟繫留仕夜中暗に乗じ潜に乗通り候等之手便不筋之作舞に付此御方より致發砲候儀は勿論之事に候得共奉勅攘夷之御事に付ては邦内之混雜無之列國一和仕候様御處置被爲在候儀奉勅攘夷御策謀之基本共可申程之處列藩何之國にては御遺恨の端と相成候事攘夷御成功之御妨共相成候儀と奉存候攘夷之御大節を御思召立之儀に付小節に被遊御關係候御場

合無御座候間今般之一事彼方より掛合來不申内此御方より逐一に被仰達候ては如何可有之候哉彼方より掛合來候上にて御返答相成候ては御申譯ケ間敷引請に相成正邪之辨別相立兼遂に薩藩と御隔意に相成可申歟當時京都之御首尾御壅塞之形に相成幕府之御都合も不宜御時分に付自然御正論徹底不仕遂に疎暴之御處置之様に相聞列國へも御疎忽之聞流布仕候様にては攘夷之御本旨御成功之御妨とも可相成候間此節之御心外は小事に御座候間正邪之辨別相立候様巨細被仰進候は御信義相立列藩への聞宜敷歟と奉存候今度砲擊の譯合は諸藩之異國形船浦觸無之節は遠沖へ繫船使節を以申斷候處此度之儀は右様之儀も無之薄暮より何國へ颯去候哉帆影不相見異人乘風兩擣虛之姦策も難計既に當五月二十六日佛良斯國より赤間關へ襲來其軍艦も旗章不相立乘入候に付尙砲臺之見込も佛夷軍艦と決定仕居候處如案乘暗夜初更前潜に砲臺近く乘來候様子にて火輪激浪之響有之候間偕は日中山陰に乗り入候は彼が姦策にて夜中潜行之手段と相心得臺場より砲發仕候之處無間異船遙に乘戻り候様子に

て右船中より火燃出候間惣軍大に競小船押立尙擊留候心得にて乗掛候得共折柄風勢不穩波濤高く候間右異船迄乗込兼候内滿船火と相成焼亡仕候處追々未明にも相成小船押立若バツテイラにて逃去候者も有之候者可討取と相達候處豈圖貴國之船に有之候趣一統仰天仕候得共貴國之船如何成譯合にて右等之作舞仕候哉於此方は前段も如申浦觸等も無之儀に付異船乗暗夜灘中乗通候姦計と決心仕今度は擊留可申との心得にて砲發に相及び候何共笑止之至りに候得共右等之趣無餘儀譯合より彼方難澁と相成候段幾重にも御氣之毒に被思召候様巨細被仰進候上にて先方軍人納得不納得には不被遊御關係其上にて彼方より異論申立候はゞ双方之申分證據も無之儀に付少も不被遊御疑着候ても可然奉存候然る時は薩州船潜行之手段列國へも相聞可申候間御正議卓越と世上に流布仕當節に至り御武備尙更御嚴重にて御國威四海に轟轉禍爲福之御一策共相當り御當家武勇少も御挫撓之色無之最初よりの御本旨確乎として正格之御議論天下之人耳を傾け候事此時之御處置に可有之候間幾重も御熟考之上可然

御評決被遊度何分共御神速之御執計乍恐肝要と奉存候乍此上最初よりの御本願相立奉勅攘夷之御功績被遊御成就天朝への御忠誠被遊御輝候様奉懇願候

毛利左京亮元周

頓首敬白

藩政府乃ち先づ彼船の果して薩州船なるや否を問ひ回答を得るの後之れが處分を爲さんと欲し二十八日書を薩藩に致し之れを問ふ會、薩藩士市來正左衛門士持平八事を以て馬關を過ぎ彼船は薩藩使用の爲めに幕府より借るものなるを言ひ砲擊の事を詰る馬關駐在の吏員は長府藩士と共に之れに接し全く過誤に出でたる事を述べて之れを謝す藩政府遂に明年正月桂讓助を薩藩に遣はし之れを謝せしめ元治元年正月七日之を命ず又木梨平之進を大坂に遣はす元治元年正月元日之を命ず木梨を大坂に遣はるは砲擊の顛末を宍戸に告げ之れをして在坂の薩藩士に應接せしめ事の破綻を防ぐに在り尋て又事情を朝幕に稟す砲擊の事あるや薩藩も亦之れを朝幕に申報し而して薩藩に於ては使を派して長藩を詰問するの意あり市來の京都に入るや久光

て右船中より火燃出候間惣軍大に競小船押立尙擊留候心得にて乗掛候得共折柄風勢不穩波濤高く候間右異船迄乗込兼候内滿船火と相成焼亡仕候處追々未明にも相成小船押立若バツテイラにて逃去候者も有之候者可討取と相達候處豈圖貴國之船に有之候趣一統仰天仕候得共貴國之船如何成譯合にて右等之作舞仕候哉於此方は前段も如申浦觸等も無之儀に付異船乗暗夜灘中乗通候姦計と決心仕今度は擊留可申との心得にて砲發に相及び候何共笑止之至りに候得共右等之趣無餘儀譯合より彼方難澁と相成候段幾重にも御氣之毒に被思召候様巨細被仰進候上にて先方軍人納得不納得には不被遊御關係其上にて彼方より異論申立候はゞ双方之申分證跡も無之儀に付少も不被遊御疑着候ても可然奉存候然る時は薩州船潛行之手段列國へも相聞可申候間御正議卓越と世上に流布仕當節に至り御武備尙更御嚴重にて御國威四海に轟轉禍爲福之御一策共相當り御當家武勇少も御挫撓之色無之最初よりの御本旨確乎として正格之御議論天下之人耳を傾け候事此時之御處置に可有之候間幾重も御熟考之上可然

御評決被遊度何分共御神速之御執計乍恐肝要と奉存候乍此上最初よりの御本願相立奉勅攘夷之御功績被遊御成就天朝への御忠誠被遊御輝候様奉懇願候

毛利左京亮元周

頓首敬白

藩政府乃ち先づ彼船の果して薩州船なるや否を問ひ回答を得るの後之れが處分を爲さんと欲し二十八日書を薩藩に致し之れを問ふ會、薩藩士市來正左衛門士持平八事を以て馬關を過ぎ彼船は薩藩使用の爲めに幕府より借るものなるを言ひ砲擊の事を詰る馬關駐在の吏員は長府藩士と共に之れに接し全く過誤に出でたる事を述べて之れを謝す藩政府遂に明年正月桂讓助を薩藩に遣はし之れを謝せしめ元治元年正月七日之を命ず又木梨平之進を大坂に遣はす元治元年正月元日之を命ず木梨を大坂に遣はるは砲擊の顛末を宍戸に告げ之れをして在坂の薩藩士に應接せしめ事の破綻を防ぐに在り尋て又事情を朝幕に稟す砲擊の事あるや薩藩も亦之れを朝幕に申報し而して薩藩に於ては使を派して長藩を詰問するの意あり市來の京都に入るや久光

に謁して砲撃の事實を詳述す時に在京薩藩士等其事を聞き大に激昂し相共に將に長州に下り其罪を問んとするの勢あり久光慰諭して輕舉に失すること勿らむ幕府も亦砲撃の罪は他日處分する所あるべきを告げ之れを止む因て事なきを得たり是れより先き十二月十八日和蘭新聞紙の翻譯を公示し明年正月和蘭軍艦來襲の虞あるを以て防戦豫備の令を布く其文に曰く

此度長崎より新聞紙到來和蘭國軍艦數艘來二月皇國御國海へ差向候趣洋夷之

情實難測候得共別紙通相聞候に付其期に臨み不覺有之候ては御國之恥辱のみ

ならず神州御武威之汚れとも相成事に付銘々覺悟致置醜夷を一戦之下に挫候

様有之度事に候追て御軍律をも揭示可被仰付候條謹而可被守其旨候事

長藩既に堺町門變の蹉躓ありと雖ども朝紳と毛利氏との關係は尙絶えず十月四

日桂小五郎の正親町三條卿より公に寄せし書を齎らして京都より歸り十一月二

日有栖川宮の内使引田源太郎宮の書を齎らして公に山口に致せしが如き是れな

り正親町三條卿の書に對しては公曩きに久坂義助に附して返書を呈たしり十二月十五日には杉山松助品川彌二郎の二人益

田右衛門介より前勸修寺宮の家臣今小路氏に寄するの書を齎らして上京するあり蓋し在京諸侯前勸修寺宮に親み之れと援引せんとするの説あり宮は此時既に還俗せり而して宮は從來毛利氏に同情を表せるを以て右衛門介等其歡心を失はざるんとせしなり

按ずるに當時二人の齎らせし政府員より京坂兩地駐在の藩吏に送れる書中に勸修寺宮事件の外數件見ゆ時事の一斑を見るべきに因り其要を摘記す曰く久坂義助曩に重要な内命を帶て京都に入る京都輓近の狀勢空く邸内に潜居するに過ぎざるべし且つ義助の入京を漏聞し他藩人の竊に其動靜を窺ふ者ありと聞く萬一不慮の變あらば反て藩の外辱たるべし但直ちに之れを召還するも彼れ或は肯んぜず故に先づ之れをして大坂に下らしむべし果して召還を要するに際し便宜あるべし佐久間佐兵衛未だ歸らず筑前周旋必らず見るべきものなるべし速に歸藩せしむべし水藩住谷虎之助より書を周布に寄す書中回答に便ならず因て杉山品川二人の口頭に付す京邸醫師なきに苦むと聞く因て所郁

太郎を遣る郁太郎は美濃人にして人物精確なり今我藩に仕ふ意を安じて使用せよ

上國には井原主計國情を陳して未だ其意を貫徹せず藩地には世子將に上京せんとして未だ發せず文久三年は此間に於て終を告げたり

此時に方り山口は防長二州軍機政事の中樞として益々其根基を固くせり十月十五日藏元諸役所郡奉行所代官所を山口に移し其十八日新に政事堂の規則を假定し萩より山口に移せし後未だ一定の規則あらざりしに因る規則は登堂退堂の時刻と世子毎日臨場し當局老臣等と共に公の面前に出で諸政の旨を候する等の事を定む十一月二十五日山口講習堂を更めて山口明倫館と稱し萩の明倫館は萩字を冠稱せしむ十

二月六日萩政事堂を廢し九日從來假設の月番當役座を政事堂に移し筆者役をして宿直せしむ十七日山口の地民戸漸次増加すべきを以て豫め諸士の邸宅諸官衙諸倉庫等の區畫を定む二十七日湯川平馬をして公の居館築造の事を專管せしめ翌二十八日福原越後に造營總奉行を命ず當時長藩自ら攘夷戰爭中と稱し戰時を以て居る故を以て士氣甚だ振ひ女子の如き亦眉尖刀を學ぶ者多し十一月二十三

日男女修練混淆の禁令を布く其二十五日令して曰く歳首の祝式一般に鎧直垂を服すべし胴服小袴割羽織を用ふるも可なりと尋て歳末の參賀亦之れに準ぜしむ

第七章 堺町門變後の毛利氏 (其六)

京坂の運動

井原主計の着坂○京邸留守居の任免○主計の入京歎願○奉勅始末の奉呈
 ○主計の伏見謹慎○主計歸國の朝命○有栖川宮烏丸侍從の主計慰諭○勸修
 寺卿主計藤森神社會見○主計伏見滞在○歲暮朝獻の不受○主計慰諭の藩
 命

十一月中旬井原主計奉勅始末書并に查點書を奉じて藩地より大坂に至り將に闕
 下に伏して奏上する所あらんとす久坂義助等十四人之れに従ふ久坂は公より正親町
 三條卿に呈する書を
齋し政府の内命を奉じ十一日竊に京都に入りて計る所あり後大坂に下
 る其他寺島忠三郎野村和作入江九一浪士中村圓太等京坂の間に在り 時に穴戸九郎兵衛此頃左
 馬介と
改名 北條瀨兵衛大坂に在り乃美織江佐久間佐兵衛京都に在り佐久間は松平下野守に從
 ひて上京し周旋する所あ
 り十一月七日穴戸を以て京都留守居に任じ乃美に歸國を命ず蓋し藩政府は主計
 の上京に際し穴戸の才幹に見る所あり且つ久坂等をして大に補助計畫する所あ

らしめんとせしなり然れども井原入京拒絶の事あり穴戸乃美は遂に交代する至
 らず乃美猶依然として京邸の事務に任ず十五日乃美織江より井原主計上坂の旨
 を朝廷に上報し入京の許可を請ふ十七日織江又書を勸修寺家雜掌に送りて報を
 促し十九日更に原善兵衛をして就て執奏の次第を問はしむ答へて曰く上報書は
 直ちに之れを傳奏に回付したりと雖ども未だ答を得ざるを以て更に一書を出す
 べしと善兵衛等乃ち又一書を裁して之れを上り主計入京の許可を促す夜に入て
 勸修寺家より召喚の命到る善兵衛直ちに之れに赴く至れば則ち傳奏の口達を傳
 ふ曰く

井原主計持參之取調書早々留守居役浪花表へ罷下持登候様との御事に候
 乃美直ちに之れを主計に大坂に報す二十六日主計歎願書を裁して朝廷に上り固
 く入京を請ふ原善兵衛之れを
 勸修寺家に呈す

私儀今般被仰付置候取調書所持罷登候處入京御許容無之書面之儀は留守居を
 以て差出候様被仰渡奉畏候然る處宰相父子縷々申含候趣も有之私上京得と言

上仕不申候ては折角父子之微衷も相通申間敷天闇咫尺日夜瞻望實以痛心罷在候尙又先日根來上總儀上京御許容不被爲在亦々同様被仰付候ては於父子如何許當惑可仕殊闔藩之人心窮迫之程不堪懸念之至私此儘罷歸候様にも難相成實以進退差迫候次第に御座候間區々之鄙心御憐察被爲在入京之上父子之微衷申上候儀御許容被仰付候様偏御執成奉願候以上

長門宰相内

亥十一月

井原主計

二十七日主計は必ず入京の許可を得んと欲し宍戸等を從へ進んで伏見に至り鈴木善兵衛長藩邸用達の家に宿す十二月朔再ひ一書を朝廷に上り從者を減じて入京せんことを請ひ命を待つ京都に在りては主計入京の許否に關し公卿諸侯の間頗る議論あり主として入京拒絶の説を執りたるは會藩なり曰く主計の入京を請ふは罪を謝せんが爲に非ず朝議を前日に復せんことを請はんが爲なりと頻に一橋越前等に説く公卿等色動き十一月十八日乃美より山口に報告の書中に曰く朝廷向には供之者減少にて入洛被差免御模様にも御座候得共兎角薩會杯何か申立候様被察

候とあり後ち十二月十四日久坂義助が大坂より京都の寺島忠三郎に寄せたる書中には朝議終に入此度御家老の入京相拒候ものは肥會最甚しき趣越薩等はさまでは拒ざる趣也とあり 京を許さず執奏家雜掌を伏見に遣り書類を接受するに決し三日勸修寺家原善兵衛を召して其意を令す

井原主計持來居候書付留守居役へは難相渡旨に付近日執奏家雜掌伏見表へ可差遣候其節右雜掌へ可相渡候

此行主計生命を賭して藩公委托の大任を果さんとす故に入京の望一たび絶ゆと雖ども之れを以て敢て届するの色なく其六日更に歎願書を上りて尙入京を請ふ乃美織江之れを勸修寺家に呈す

今般私上京之儀再應奉歎願候處御許容不被爲在書付之儀は於伏見御雜掌衆へ相渡候様被仰付奉恐入候九重深遠之御評議奉伺様も無之候得共深奉歎願候通り宰相父子申含候趣も有之私上京得と言上不仕候ては父子之微衷も相通申間敷に付供之人數精々省略致入京仕候様御詮議被仰付度奉願上候先年來宰相父子歎慮相貫度一途に存詰殊に攘夷已後日夜忘寢食勵精罷在候段は兼々御寵察

可被爲在儀に付格別之御愛憐を以私上京之上父子之微衷被聞食分候得ば實以父子を初如何許感憤仕闔藩之士民彌増相勵可申奉存候私儀此儘にて引取候様之心事難相成再々之儀不堪恐懼候得共區々之鄙情御汲取被爲成可然御執成偏奉願上候以上

長門守相内

亥十二月

井原主計

十一日勸修寺家雜掌三宅某立入某所司代公用人二名を伴ひ伏見に至り主計の寓に臨み其携帶の書を致さしむ主計已むことを得ず奉勅始末并に查點書二通を上る然れども公より特に命ぜられたる事項は他日入京許可を得るの後勸修寺家若くは兩傳奏に面し直ちに開陳せんことを請ふ蓋し事の此に至りしに關しては前日以來頗ぶる激論あり十一日勸修寺家は乃美織江を招き之れに告げて曰く主計若し書を朝使に致さざれば今後毛利氏の執奏は將さに之れを謝絶せんとすと織江尙主計入京の許可を申請すれども聽かれず乃ち伏見に赴き之れを主計に告

ぐ時に宍戸左馬介佐久間佐兵衛竹内庄兵衛浪士淵上郁太郎等伏見に在り相議して曰く上京して書を上るは公の命なり今書を此地に上るは命に背くなりと衆議曉に徹して決せず翌十一日朝主計衆に告げて曰く今反復熟慮するに事此に至れば終に書を上らざる能はず但公の密命に至ては將さに入京を待て之れを陳せんとす入京の命を果さざるときは自ら責を負ふあるのみと宍戸乃美等之れに賛し議遂に決し朝使に接して文書を交付す淵上等數人主計を罵て止まず宜く屠腹すべしと言ふに至れりと云ふ十四日主計書を山口政府に致し狀を報じ謹慎して罪を待つ其文に曰く

入京之儀精々手を盡候得共甚六ヶ敷再三歎願書をも差出尙幾應も滯伏歎願之含に罷在候處十一日朝從御所御使之由にて勸修寺殿雜掌二人所司代公用人兩人相副伏見罷越御取調書可受取と之儀に付色々入割申斷候得共左候ては何分御爲不宜との右少辨殿内密之御口上振も有之不得止奉勅始末并先達て被差下候二通之御書面共相渡申候尤被仰含之趣は直に申上度歎願書をも可差出候條入京之儀取計吳候様相願置候重疊被仰越候次第も有之於爰元相渡候處奉恐入

候事に御座候云々

一七〇

十二月十四日

同日主計更に上書して入京を請ふ其文に曰く

私入京之儀再應奉歎願候處御許容不被仰付去る十一日御雜掌衆へ差出候御沙汰之程奉畏取調書其外御渡申上候然處先日來奉歎願候通宰相父子申含候趣も有之父子積年の微衷右書付等にては難相盡萬一行違共出來仕候ては不相叶私儀入京被仰付候て得と御聞取被成下候様御詮議之程奉願上候藩祖以來格別奉蒙天朝御寵遇殊に宰相父子之寸忠兼々叡感をも被爲垂候御儀大江家之面目無此上奉感泣候折柄入京之道絶果候姿に相成候ては父子を始如何にも痛心之程想像被仕實以不堪戀闕之至情流涕泣血之外何共申上候様無之候右書附御渡仕候節申含候縷々之旨趣は何卒私入京被仰付候上にて言上仕度段御雜掌衆へも申上置候に付再三之儀憚多候得共可然御執成偏に奉願上候事

長門宰相家來

亥十二月

井原主計

十六日朝廷主計に命じて國に歸り命を待たしむ其文に曰く

從長門宰相以家來差出候書付三通披露候處追て御沙汰可有之候間一と先歸國御差圖可相待旨被仰出候事

十九日主計又書を上りて入京を請ふ主計の意十六日の朝命は頃日呈せし所の文書に對するものにして入京の後別に上言すべきの旨に對し未だ指令を得ざるの故を以て更に死を決して入京を請ひしなり其書に曰く

私儀持登候書面三通御披露相成候處一と先歸國御差圖可相待段御沙汰被仰付奉畏候然處右書面三通而已にては宰相父子微衷不相盡縷々申含候旨趣有之私入京得と言上仕度數度奉願候處歎願之趣に付ては何共被仰付振無之如何御評議被仰付候哉日夜奉仰望候次第に御座候何分にも父子申含旨趣言上をも不仕歸國仕候ては罷登候處詮も無之實以不堪痛心之至奉存候乍恐尙朝廷覆載寬洪之思召を以區々之鄙情御憐察被爲在先日來奉歎願候書面可然御披露被仰付候

一七一

様奉願上候事

長門宰相内

十二月十九日

井原主計

此に至て朝議復紛々決せず而して主計或は自盡に至るの虞なきにあらず是に於て有栖川家烏丸侍従共に書を主計に下し之れを慰諭す

(有栖川家の書)

依帥宮御内命一筆令啓達候甚寒之節愈御安全被成御滞留珍重不斜候抑今度朝廷へ御申立一條に付御使御上着御苦勞之御事に思食候然るに今以朝議御紛亂全去八月以來御異變にて迎も速に御採用御斷決難相成次第定て御困苦之御儀と深被察思食候就ては元來今度御使御用筋も不貫徹其上入洛等不相許候次第御無念千萬重々御悲嘆之程厚御推量被爲在候依ては夫々御申立之廉も各不通に付ては萬一御申譯無之候迎自然短慮之儀も有之候ては何れ無詮事と幾重も御案被爲在候何分於此御方ても御勘考之儀も有之候間一先浪花表迄御引取暫

之程は病氣之體にて御滞在可有之候様尤段々入組居候御時勢之譯にも候得者只管御心痛無限御事に御座候是等之段向亦篤と御勘考之上御所存御承知被爲在度吳々も前件之始末荒増之儀早々可申入旨にて如是御座候恐々謹言

粟津駿河守義風

臘月二十一日

前川太宰大監茂行

井原主計殿

追て時候寒氣強折角御厭專一に奉存候早々不備

(烏丸侍従の書)

未得一面候得共寸楮及進達候嚴寒之砌彌御堅固之由珍重存候陳者當度御上京之意趣委曲寺島忠三郎より縷々内々承誠感佩無極候就ては再三執奏家迄歎願之書取等も有之候處入京之儀御差免し無之國君父子之忠意貫徹之場に至兼折角御使節も被行難き段實に絶言語驚歎之事に候右等に付ては萬一於貴兄御短慮之儀共有之候ては所謂自經於溝瀆之儀哉と愚案致候借又彼死は易生は難と

申故何卒以難被事君公候様と乍不及懇願仕候事故別紙帥宮御内命之趣に御隨
ひ暫滯坂今一段御厚配有之度存候於小子寸忠を盡し萬々勘者可仕候間暫時被
忍耻辱候様吳々も存候誠不顧前後過言失敬可預海容候也

十二月二十一日

光

德

井原主計殿

尙々於伏見邸御所勞の體にて不苦哉と愚案致候諸事御賢斷頼入候事

時に朝廷亦主計の決死申請を憫み議爲めに動き勸修寺右少辨使を伏見に遣り自
ら藤森明神の社に至り主計と相見るべきを告げしむ主計病を以て之れを辭す蓋
し勸修寺家は藤森神祠の執奏なるを以て勸修寺卿をして名を同祠に詣するに託
し主計と會見して其言ふ所を盡さしめんとするに決せるなり主計應ぜざるに及
で更に人をして之れに告げしめて曰く藤森も亦京都の地なり且つ足下假令闕下
に趨るも足下に接する者は余に非ずや今若し余と會見せば直ちに上奏して便宜
を得しむべきなりと主計遂に争ふこと能はず翌日乃美織江と共に勸修寺卿に藤

森神社祠官の宅に見ゆ傳奏飛鳥井家雜掌本多某同野宮家雜掌池某席に陪す
中根雪江の續再夢紀事に據るに朝廷より藤森會見を通知せし二十日にして會見は二十一日なり井原履
歷に據るに主計は最後の歎願書を上り意大に決する所あり自ら謂ふ若し上京の許可を得ずんば一死以
て主命に報せんのみと因て家臣を召して密に後事を託し屠腹の準備亦已に整ふ會、有栖川家及び鳥丸
侍従の書至る乃ち姑く其意を翻せりと云々有栖川鳥丸二家の書は二十一日と記せり果して然らば會見
二十一日に在りとするは事情稍、主計乃ち公の密命を陳述す其詳今知るべからずと雖
符合せざるに似たり仍後證を待つ

ども辭簡にして意極めて沈痛なりしもの、如し乃美の履歷書并に再夢記事に據るに陳述
川監物糺すべきの罪状なし朝議の寛を請ふと謂ふの意に外ならざりしに似たり蓋し井
原の強て入京陳述を請ひしは事實の必要よりも寧ろ名義の如何に在りしもの、如し主計已に會

見を了はる勸修寺卿命じて姑く伏見に退き後命を待たしむ主計は入京の請ひに
して若し到底聽れずんば割腹をも辭せざらんとす既にして卿命して斷然歸藩せ

しむ主計病と稱して主計は事實上にも病ありしなり後章に詳なり尙伏見に留まる而して歲將に暮んとす歲

暮の朝獻毛利氏の恒例たり今歲朝廷之れを納れず邸吏頗ぶる困僅に執奏勸修寺
家に保管することに決せ
りと云ふ是れより先き主計待罪の書山口に達す公其或は自盡するに至らんこと

を慮り二十一日特に時山直八に命じ慰諭の命を齎らして伏見に赴き且つ機未だ
熟せずんば暫く坂地に退きて以て後命を待つべきの意を傳へしむ

(當時の議案)

一七六

井原主計宍戸左馬之助兩人於伏見滯居京都入込之儀未相調此内勸修寺家雜掌
へ御書付類相渡候付ては被仰付候御主意難相貫奉恐入御用之外慎居候段申出
候處右者不得止之次第にて此往京都入込之儀彌不相調候共一先大坂迄罷下爰
元へ相伺候はゞ御差圖之旨も可有之と被仰出候程之儀に御座候伏見滯居中身
柄慎居候ては却て外向の疑も招候氣味も可有之候申出候趣不及其儀候段沙汰
可仕候

(浦日記の一節)

井原主計宍戸九郎兵衛久坂義助儀自然相迫候て割腹杯いたし候ては不相濟儀
に付入洛之周旋も可致候得共不得其機候はゞ一先孰れも浪華迄引取居候様可
申遣候先之手之儀は又々從爰元可申遣候間此段申合取計候様被申出候此度從
京都段々罷下居候者之内時山直八へ篤と申合遣候て可然段孰も申に付呼出右
衛門介殿より委細申合候事

第八章 元治元年春期の大勢

參豫職の權限○前勸修寺宮の還俗○島津三郎の任官○將軍入京○將軍參内
○正月二十一日の勅書○正月二十七日の勅書○六卿の上書○參豫諸侯の建
議○幕府征長の内意○秋元但馬守の周旋○將軍の奉命書○參豫の用部屋入
○勅書に對する幕諭○長州支藩主等の召命○攘夷派諸侯の氣焰○參豫職の
廢止○曙亭志士の會合○慶喜禁裏守衛總督の任命○松平容堂等の歸藩○外
艦長州進撃の計畫○勝麟太郎等の長崎行○長藩士小田村玉木の長崎行

元治元年^{文久四年}二月^{改元}正月五日一橋以下參豫の諸侯參朝して新任の命を謝す然れども
參豫の職其分未だ明ならず或は簾下に直參すべしと爲し或は諮問に奉答すべし
と爲し議決するに至らず而して此日勅書數條の下問あり^{此日諮問の要目は(其一)島津三郎に官位を授け參豫を}
命ずる件(其二)一橋將軍の後見を辭せんとする件(其三)將^軍六日諸侯皆一橋の旅館に會して
軍京都市街通行に先拂を付する可否の件等なりしと云ふ
討議あり下問の趣旨明確を缺くの議起り近衛公命じて姑く之れを廢議せしむと

云ふ然れども參豫は是より遂に下問に對して朝議に參するの職と爲り八日以後二日を隔て、參朝下問に對して各意見を陳せるが如し九日朝廷前勸修寺宮濟範入道に還俗を命じ伏見宮に復せしめ山階宮と稱す入道は中川宮の兄にして二十年前失行の故を以て謹慎閉居を命ぜらる客臘二十八日一橋春嶽容堂宗城及び島津三郎連署して其多年の謹慎と賢明とを稱揚するの書を奉り俗に還し親王を宣下せんことを請ふ朝議未だ遽に決せず或は伏見家を襲しめて親王を宣下すべしと云ひ或は單に親王を宣下すべしと云ひ或は若し國事に與からしむるが爲め還俗昇殿を要すとせば之れを人臣に下し先づ四位に叙し漸次陞叙して昇殿に至らしむべしと云ひ或は人臣に下し昇殿に至らしむれば歲月の久きを如何と云ひ諸説紛々たり顧ふに濟範の還俗たる陽に皇室尊崇の一案件たるが如く而して其内情に至ては諸侯の之れを推戴して援引の便を謀らんとするもの之れなきに非らず朝紳の議區々に渉るも亦各、爲めにする所あるなり長藩が爲めに密に人を京都に馳せしも亦此等の事を思ひ不利を招かさざらんとせし爲めなり別章に見ゆ 十三日

島津三郎從四位下左近衛權少將に任じ參豫を命ぜらる是れより先き正月八日將軍家茂海路大坂城に入り十四日大坂を發して伏見に宿し十五日二條城に入る此時に當り幕府將軍の上洛に乗じて以て大に其權勢を復せんと欲す而して參豫の諸侯は概ね之れに反し此機に乗じて幕府の矯正を謀らんとす故に二者勢ひ間隔を免れず朝廷要路の公卿は則ち或は參豫諸侯に結び或は水備因等の諸侯に通じ二派隱然相反せり十六日一橋慶喜閣老等と與に將軍に謁し朝旨の懇篤にして諸侯幹旋の懇懃なるを告げ且つ説くに滯京の長からんことを以てす初め幕府の有司等將軍前度の上洛を以て事簡約に失し威信を損せりと爲し今や多數の警衛を以て幕威を回復せんと欲し將軍の滯京を以て豫め十日或は十五日と爲し此間勉めて威儀を盛んにし人心を壓伏し機を見て以て東歸せんと期す慶喜春嶽宗城等聞て之れを憂へ此日大に勸説する所あり將軍其言を嘉みし閣老等亦意漸く解くと云ふ二十日夜勅使飛鳥井中納言野宮宰相中將遽に二條城に臨み幕府二百年來の廢典を興し將軍入朝の儀を擧るを賞し右大臣に陞任す二十一日將軍在京諸侯

を率ゐて參内す天皇之を小御所に見る終て宸翰を授け更に常御殿に於て天酌を賜ふ天皇親く酒を行る之れを天酌と謂ふ

宸翰

嗚呼汝方今形勢如何と顧る内は則紀綱廢弛上下解體百姓塗炭に苦む殆ど瓦解土崩の色を顯し外は即驕虜五大洲の凌侮を受け正に併呑の禍に罹らんとす其危實如累卵又如燒眉朕之を思て夜不能寢食不下咽嗚呼汝夫是を如何と顧る是れ即汝の罪にあらず朕が不徳の致す處其罪在朕身天地鬼神夫朕を何とか云ん何を以祖宗に地下に見ゆる事を得んや由て思らく汝は朕が赤子朕汝を愛する事如子汝朕を親む事如父せよ其親睦の厚薄天下挽回の成否に關係す豈重きに非ずや嗚呼汝夙夜心を盡し思を焦し勉て征夷府の職を盡し天下人心の企望に對答せよ夫醜夷征服は國家の大典遂に膺懲の師を起さずんばあるべからず雖然無謀の征夷は朕が好む處に非ず然る上は宜しく策畧を議して朕に奏せよ朕其可否を論ずる詳悉以て一定不拔の國是を定むべし朕又思らく古より中興の

大業をなさんとするや其人を得ずんばある可らず朕凡百の武將を見るに苟も其人ありと雖ども當時會津中將越前中將伊達前侍從土佐前侍從島津少將等の如きは頗る忠實純厚思慮宏遠以て國家の樞機を任ずるに足る朕是を愛する事子の如し汝是を親み與に計れよ嗚呼朕與汝誓て衰運を挽回し上は先皇の靈に報じ下は萬民の愁を救はんと欲す若し怠惰して成功なくんば是朕と汝の罪なり天地鬼神夫是を殛すべし汝勉旃々々

二十二日將軍諸侯乃び旗下の士を二條城に召し昨右大臣宣下の旨を傳ふ勅書は之れを示さず參豫より朝旨を候せしに二十七日を以て更に勅書を下すべきに付今回の勅書は公示す可らずとの指令ありしと云ふ山淺修復に與かる戸田越前守以下亦賞賜あり同日更に勅書及び宸翰を賜ひ終て宴を小座敷に賜ふ總裁閣老等亦召され參豫諸侯と心を合せ皇運の挽回に勉むべきの旨を受く在京四十餘侯亦皆拜謁を許され勅書及び宸翰を拜覽す

勅書

山陵荒頽就中神武天皇御陵可及廢絶形勢御恐懼憂傷之處先年以來追々探索舊冬御修補成功二千餘年之今日に至盛大復古之儀第一御追孝相立加之皇威四方に輝候事叡感不斜候右は從往昔等閑相成候處當大樹朝廷尊奉之志厚く方今國事鞅掌之半御修補行届候段誠忠深く宸賞被爲在候依之從一位宣下御内意被仰出候事

宸翰

朕不肖之身を以て夙に天位を踐み忝くも萬世無缺の金甌を受恒に寡德先皇と百姓とに背ん事を恐る就中嘉永六年以來洋夷頻に猖獗來港し國體殆んど云ふべからず諸價沸騰し生民塗炭に苦む天地鬼神夫れ朕を何とか云ん嗚呼是誰の過ぞや夙夜是を思て止む事能はず嘗て列卿武將と是を議せしむ如何せん昇平二百有餘年威武を以て外寇を制壓するに足らざる事を若し妄に膺懲之典を擧げんとせば去て國家不測之禍に陥んことを恐る幕府斷然朕が意を擴充し十餘世之舊典を改め外には諸大名之參勤を弛め妻子を國に返し各藩に武備充實之

令を傳へ内には諸役之冗員を省き入費を減じ大に砲艦之備を設けり實に是朕が幸のみにあらず宗廟生民之幸なり且去春上洛之廢典を再興せしこと尤嘉賞すべし豈科んや藤原實美等鄙野匹夫之暴説を信用し宇内の形勢を察せず國家之危殆を思はず朕が命を矯て輕卒に攘夷之令を布告し妄に討幕之師を起さんとし長門宰相之暴臣之如き其主を愚弄し故なきに夷舶を砲撃し幕使を暗殺し私に實美等を本國に誘引す如此狂暴之輩必罰せずんばある可らず然りと雖ども皆是朕か不徳の致す處にして實に悔慙に堪ず朕又惟らく我の所謂砲艦は彼か所謂砲艦に比すれば未だ慢夷之膽を呑むに足らず國威を海外に顯すに足らず却て洋夷の輕侮を受んか故に頻に願ふ入ては天下の全力を以て攝海之要津に備へ上は山陵を安んじ奉り下は生民を保ち又列藩の力を以各其要港に備へ出ては數艘之軍艦を整へ無飢の醜夷を征討し先皇膺懲の典を大にせよ夫去年は將軍久しく在京し今春も亦上洛せり諸大名も又東西に奔走し或は妻子を其國に返らしむ宜なり費用の武備に及ばざること今よりは決して然る可らず勉

て大平因循の雜費を減省し力を同じ心を專にし征討の備を精銳にし武臣の職掌を盡し永く家名を辱しむる事勿れ嗚呼汝將軍及各國之大小名皆朕が赤子也今天下の事朕と共に一新せん事を欲す民の財を耗す事なく姑息の奢をなすことなく膺懲之備を嚴にし祖先の家業を盡せよ若怠惰せば特に朕が意に背くのみにあらず皇神の靈に叛くなり祖先の心に違ふ也天地鬼神も亦汝等を何とか云はん

文久四年甲子春正月

此時に當て三條以下六卿攘夷の決行を促さんと欲し朝廷に上るの書を裁し家臣河村能登守森寺大和守丹羽出雲守をして携へて京都に入らしむ二人恰も此日を以て京に入り書を朝廷に呈す朝議書を受け二人をして速に京地を去らしむ

(六卿の書)

臣等勅勘犯罪之身を以國家之大政を猥に奏言仕候は不憚朝憲儀戰慄恐懼之至に候得共攘夷之儀は外蠻夷之叛服に響き内國脉之盛衰に相係候事故臣子之情

分難忍沈黙敢犯萬死鄙衷建白仕候仰外夷拒絕之儀は去年以勅命不拘幕府之示命可掃攘之旨御布告被爲在候處於關東鎮港談判に取懸候に付應接中輕舉暴發無之様更に列藩へ被相觸候に付追々攘斥之御所置可有之儀と被存候處今日に至未御奏効も不被爲在如何被爲在候哉と奉窺望候處當節大樹公にも上洛列藩參集國是御一決膺懲之廟算被爲在候儀と恐察仕候得共萬々一にも期限御遷延相成候ては掃攘の機會も被爲在間敷積年叡慮御貫徹之期無之且人心之方嚮も不相立加之萬民之疾苦に至り邦内瓦解と相成候は禍亂不可謂遂に夷賊之術中に陥り振古所無之大恥を被爲受神州羶膻之汚俗とも可相成と泣血悲歎仕候蒙昧愚陋之身天下之大事を奉議候は多罪之至奉恐入候得共區々之情難默止冒瀆天尊言上仕候不敬不憚之罪御仁宥被爲垂寸志之程聖察不堪仰願候死罪々々頓首謹言

別紙(略す)

二月十一日參豫の諸侯連署容堂はして書を一橋慶喜に贈る其の要に曰く將軍上

洛日を経る已に久きも未だ一事の人耳を聳動し公武合體の實を擧るの跡あるを見ず若し因循決する所なくんば好機空しく逸せん宜しく奮勵して事に此に従ふべしと是より先き正月二十八日水野閣老春嶽に謁し朝廷參豫を置くは公平の制に非らずと論ず春嶽之れに答へて曰く將軍上洛に先ち暫く參豫を置く固より其要あり今や否らず寧ろ之れを廢し諸侯の巨擘を其中に抜き直ちに取て幕府の參謀と爲す亦可ならずやと時に參豫の諸侯頻りに二條城に入り幕議に預らんことを求む幕閣聽かず幕府は五月十六日春嶽に今後時々登城すべきを命じ二十四日更に御用有之るも用部屋に節は用部屋に入るべきを命せり他の參豫諸侯は城中一橋詰所に入るを許さるるを許されず京都の幕情斯の如し而して幕府は此間に在て遂に征長の意を決せり初め將軍の未だ上洛せざるや會津侯頻りに將軍親征の説を主張す一橋未だ遽に之れを賛せず徐ろに參豫諸侯と謀り先づ廟議を征討に決し將軍幼弱の故を以て紀州侯を總督とし會津侯を副總督とし援るに防長附近の諸侯を以てし事備るに及て毛利氏父子を召し若くは問罪の使を發し以て其罪に伏せしめんと議し將軍の上洛に及び正月二十五日一橋慶喜遂に此議を閣老に告げ二十八日更に二條

城に會議す容堂曰く將軍東下して毛利氏父子を江戸城に召すべしと島津曰く將軍滯京して以て征長の師を發し若くは毛利氏父子を大坂に召すべしと議遂に決せず二月八日亦二條城に會議し遂に末家及び家老を大坂に召し閣老自ら大坂に赴きて罪を糺し且つ七卿送還を命し聽かざれば征討の師を發するに決し更に關白邸に赴き兩宮近衛公父子德太寺卿總裁等と會議し明日を以て聖聽に達すべしと定め遂に二月十二日を以て紀伊中納言を將軍代と爲し松平肥後守を副總督と爲し有馬遠江守を之れに副とするの内命を傳へ又松平阿波守阿州松平相模守因州松平出羽守雲州松平修理大夫薩州松平備前守備前細川越中守熊本小笠原大膳大夫小倉脇阪淡路守播磨阿部主計頭福山に出師準備の内命を傳ふ松平肥後守の征長副總督の内命を拜するや守護職を辭し松平春嶽代て其後を襲く時に朝廷幕府と俱に心竊に長藩の恭順事を終るを希はざるなし館林侯秋元但馬守亦毛利氏に説く所あり但馬守は長藩世子の實兄なり血族の故を以て調停の任に當らんと欲す朝幕俱に之れを嘉みす但馬守尋て家臣を長州に遣はし以て其意を致す而も竟に要領を得ず毛利氏の章を參看

すべし初め幕府は但馬守をして其自家の意を以て周旋せしめんとせしに朝廷より公然幕府に下すに但馬守をして其事に任せしむべしとの命を以てし多少の齟齬を朝幕の間に生せしも遂に但馬守をして自家の意を以て事に任せしむるに決せり 十四日將軍客月二十七日の宸翰に對する奉命書を朝廷に上る其文に曰く

去月二十七日拜見被仰付候宸翰之叡旨は御即位以來皇國之災禍を悉く聖躬の御上に御反求被爲在候勅諭にて誠以恐惶感泣之至奉存候情勅諭にて幕府従前之過失を自反仕候得ば多罪之至奉存候臣家茂不肖之身を以徒に重任を辱め紀綱不振内外之禍亂相踵頻年奉惱宸襟候而已ならず去春上洛之節攘夷之勅を奉ずと雖ども其事實遂に難被行横濱鎖港之談判すら未成功之期限も難量折柄再命に依て上洛仕候上は極めて逆鱗に觸れ嚴譴を可相蒙と素より覺悟仕候處意外之宸賞を奉蒙候而已ならず至仁之恩諭を以臣家茂并大小名を赤子之如く御親愛將來を御勅誠被爲在候條臣家茂一身上に取海嶽之鴻恩實以可奉報答様も無之候自今以後萬事之舊弊を改め諸侯と兄弟之思を成し心力を合せ臣子之道を盡し勉て大平因循之冗費を省き武備を嚴にし内政を整へ生民を蘇息致し

攝海防禦は勿論諸國兵備を充實仕洋夷之輕侮を絶ち砲艦を嚴整して遂に膺懲之大典を興起いたし御國威海外に輝耀すべき之條件等彌以勉勵仕乍恐宸衷を奉休憇度奉存候事に御座候乍併膺懲妄舉仕間敷との叡慮の趣は堅く遵奉仕必勝之大策相立候様可仕奉存候尤横濱鎖港之儀は既に外國へも使節差出候儀に御座候へば何分にも成功仕度奉存候得共夷情も難計候得ば沿海の武備に於ては益以奮發勉勵仕武臣之職掌固守仕大計大議は悉く國是を定め宸斷を奉仰皇國之衰運を挽回して外は慢夷之膽を吞内は生靈を保ち奉安叡慮上は皇神之靈に奉報下は祖先之遺志を繼述仕度奉存候是即臣家茂之至誠懇禱に御座候依之此段御請奉申上候臣家茂誠恐誠懼頓首謹言

朝廷書を得て開鎖の意明晰を缺ぐものありと爲し一橋慶喜を召して下問し且つ朝命を下せり 外國へも使節云々成功仕度奉存候得共云々 曰く

去十四日勅答書之趣横濱鎖港之一條御請振不分明に付一橋中納言御訊問候尤鎖港之成功は是非共可奏條更以書取言上之旨被聞食候尙又御別紙被仰出候通